

4. 再配置計画

4-1. 再配置の検討に関する基本的な考え方

公共施設の再配置を行うにあたり、実態把握調査報告書の分析結果から、児童・生徒数の減少による適正規模の確保、設置義務施設の存続や防災機能の確保、今後の市の事業展開の見通し、公共施設の利用状況の変化、劣化指数の高い施設の改修の必要性、多額の借地料による財政負担、資産運用可能性の高い施設の有効活用、施設機能の見直しなど、多くの課題が抽出され、公共施設のあり方について、抜本的な見直しの方向性が明らかとなりました。

この項目では、これらの課題解決のために必要となった公共施設の再編・再配置について、上位計画等で位置づけられている考え方を整理した上で、公共施設に対する市民意見を反映し、今後の公共施設の目指すべき姿や再配置の基本方針を設定して、再配置施設の判定に関する項目や小・中学校の再編に関する前提条件を示します。

なお、本計画は、公共施設の現状を分析して、現時点で市の将来を予測した令和3（2021）年度からの30年間の長期計画となっています。

今後、市が目指すまちづくりによって、人口推移などの前提条件が変化することにより、公共施設に求められる将来像が大きく変わった際には、その時の状況や市民ニーズに応じて、計画の見直しを図っていきます。

また、計画を見直す際には、公共施設の再編・再配置の実施時期について、その時の市の状況等に応じて早期の実施なども含めた検討を行っていきます。

4-1-1. 上位計画等における再配置に関する基本的な方針

公共施設の再配置については、上位計画である総合管理計画の基本的な方針に則り、検討を行う必要があるため、再配置に関する基本的な方針について整理します。

また、鶴ヶ島市立地適正化計画では「コンパクトな市街地、交通の要衝としての地域特性を活かした、誰もが容易に移動でき、健やかで快適に生活できるまち」をまちづくりの方針とし、若葉駅周辺、鶴ヶ島駅周辺、市役所周辺に、都市機能誘導区域を設定し、市内の日常生活を担う都市機能の集積を図っていくこととしているため、立地適正化計画における誘導・維持すべき公共機能について整理します。

(1) 総合管理計画における施設の改修・更新時等の基本的な考え方

改修・更新時の施設機能の集約・複合化

- ・施設の設置目的が現在の市民ニーズに合っていないもの、効果のうすれているものについては、時代に即したものに機能を変更していくとともに、機能の集約化を図ります。
- ・1つの施設に1つの機能という考え方を改め、1つの施設にどのような機能を持たせ行政サービスが行えるのかを検討し、多機能化及び複合化を進めます。
- ・改修・更新時には、自然エネルギーの活用や照明のLED化など運営の効率化を図ることとします。

施設の適正配置

- ・現在は、人口急増に対応した施設整備をしてきた経過から、施設が市域の外縁部に集中して配置されている状況となっています。施設の大規模改修・更新時には、学校や地域利用施設については、国が示す施設の設置基準、学校への通学距離や身近な施設への距離、地域コミュニティ等を踏まえた配置を進めます。
- ・市内に1つだけの施設で、全ての市民が利用する機能を持った施設については、現在の配置状況や市民の利便性を勘案して配置することとします。こうした施設には、地域公共交通との連携を充実させることにより、効率的な施設配置を目指します。
- ・公共財産の効率的な利用を図るため、広域的な視点から近隣市町との施設の相互利用を推進します。

(2) 立地適正化計画における都市機能誘導区域内に誘導・維持すべき施設

都市機能誘導区域では、市民からの需要が高い医療、金融、商業機能の誘導や公共機能を集約することに加え、市有財産や行政財産、公共施設等の公共施設再編が見込まれる場合は、可能な限り都市機能誘導区域に含め、公共施設が持つ都市機能と民間施設が持つ都市機能の複合化などにより、利便性の向上を図ることとしています。

①中心拠点：若葉駅周辺（44.8ha）

若葉駅周辺では、若葉駅周辺の市有地を活用し、高い利便性を有する都市機能として、行政機能・子育て支援機能・文化交流機能の再編・複合化、医療機能の誘導を図ることとしています。（図4-1）

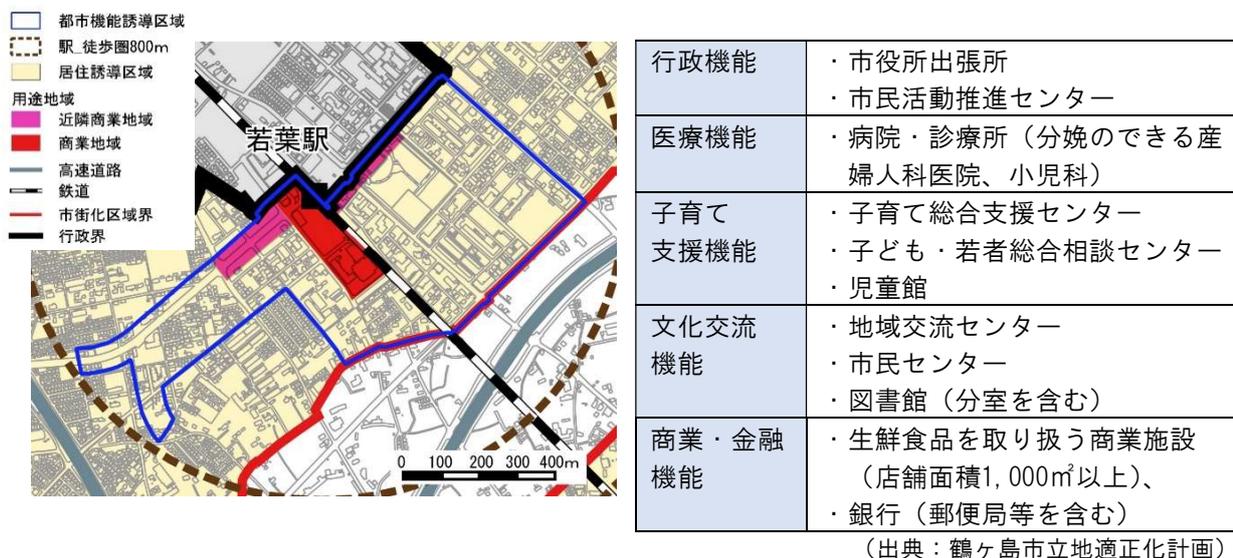
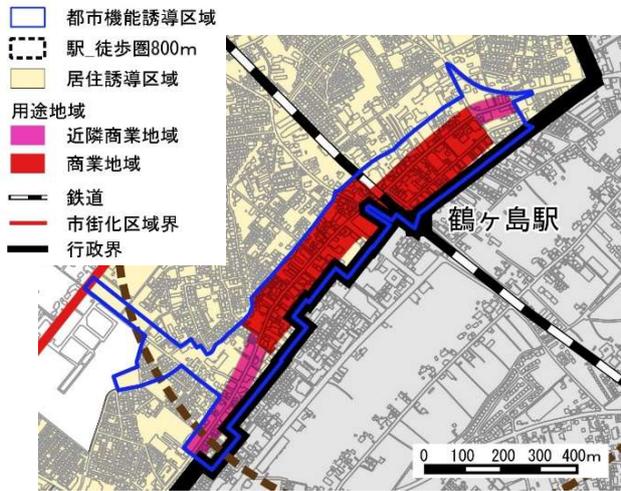


図4-1 若葉駅周辺都市機能誘導区域の位置と都市機能誘導施設

②地域拠点：鶴ヶ島駅周辺（21.9ha）

鶴ヶ島駅周辺では、自治会の集会所となっている市有地を活用し、行政機能、介護福祉・高齢者支援機能、文化交流機能等の老朽化した公共施設の再編・複合化を図ることとしています。（図4-2）



介護福祉・ 高齢者支援 機能	・ 地域包括支援センター
医療機能	・ 病院
文化交流 機能	・ 地域交流センター ・ 市民センター ・ 図書館（分室を含む）
商業・金融 機能	・ 生鮮食品を取り扱う商業施設（店舗面積1,000㎡以上） ・ 銀行（郵便局等を含む）

（出典：鶴ヶ島市立地適正化計画）

図4-2 鶴ヶ島駅周辺都市機能誘導区域の位置と都市機能誘導施設

③行政拠点：市役所周辺（17.8ha）

市役所周辺では、旧庁舎跡地を活用し、介護福祉・高齢者支援機能・子育て支援機能・文化交流機能の再編・複合化により、社会福祉支援や健康増進の拠点化を図ることとしています。（図4-3）



介護福祉・ 高齢者支援 機能	・ 老人福祉センター ・ 地域包括支援センター ・ 障害者生活介護施設
医療機能	・ 病院 ・ 保健センター
子育て 支援機能	・ 児童館
文化交流 機能	・ 地域交流センター ・ 市民センター ・ 図書館（分室を含む）
商業・金融 機能	・ 生鮮食品を取り扱う商業施設（店舗面積1,000㎡以上） ・ 銀行（郵便局等を含む）

（出典：鶴ヶ島市立地適正化計画）

図4-3 市役所周辺都市機能誘導区域の位置と都市機能誘導施設

4-1-2. これからの公共施設の目指すべき姿

個別利用実施計画の対象となる公共施設は、平成3（1991）年の市制施行時などの爆発的な人口増加を背景に、短期間に次々と建設されました。中でも市内の小・中学校13校のうち、10校の校舎と体育館は、昭和52（1977）年から昭和61（1986）年までの10年間、市民センター6館のうち5館は、昭和56（1981）年から平成3（1991）年までの11年間に建設されたものです。

これらの学校教育施設、地域コミュニティ等施設、学習施設以外にも、鶴ヶ島海洋センターをはじめとする健康保健施設、保育所や老人福祉センターといった福祉施設、庁舎などが市の公共施設として運営されてきました。いずれも、それぞれの設置目的に沿って多くの市民が利用してきた貴重な財産です。

しかし、現在では多くの公共施設で老朽化が進んでおり、より長期にわたって利活用していくためには、今後、大規模な改修や施設の更新が必要です。一方で、市の財政状況を勘案すると、従来の考え方で公共施設を維持していくことは困難な状況となっています。

よって、市民が真に必要とする行政サービスを持続的に提供するためには、施設の複合化や多機能化、配置や機能の見直し、総量抑制、民間活力の導入など、施設のあり方について抜本的な部分の見直しが必要となっています。

このような状況を踏まえ、市民が真に必要とする公共施設のあり方について、令和元（2019）年度には公共施設の再配置や維持管理の実施計画等を検討するために必要な基礎資料として、実態把握調査報告書を取りまとめました。

また、平成25（2013）年度から令和2（2020）年度にわたり、各種アンケート調査をはじめ、市民意見交換会、パブリックコメント、個別ヒアリング等、様々な過程により市民意見・意向の把握と計画へ反映させるため、市民意見調査等を行ってきました。

なお、これまでの市民の皆様の意見・意向を集約すると、今後の本市の公共施設に求められている事項は、「常に安心・安全な施設（避難施設等）であること」、「地域に根差し広く開かれた施設であること」、「多目的な利用が可能な施設であること」、「様々な世代の交流が可能となる施設であること」と集約できます。

このため、個別利用実施計画では、再配置の基本方針や個別施設の実施計画等を定めるにあたり、これからの公共施設の目指すべき姿を以下の4つと設定します。

これからの公共施設の目指すべき姿

常に安心・安全な施設(避難施設等)であること【安心・安全】

地域に根差し広く開かれた施設であること【地域密着】

多目的な利用が可能であること【多目的利用】

様々な世代の交流が可能となる施設であること【多世代交流】

4-1-3. 再配置の基本方針

前項の上位計画等における公共施設の再配置に関する基本方針及び実態把握調査報告書から見えてきた、これからの公共施設の目指すべき姿を踏まえ、これまで聴取してきた市民の公共施設に対する意見・意向を可能な限り反映した、真に市民に求められる公共施設となるよう、小・中学校再編・長寿命化及び市民センター、庁舎等、その他の公共施設の再配置に関する基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 小・中学校再編の基本方針

教育委員会による「小・中学校の再編、再配置計画（以下、「学校再編計画」という。）」で定める学校再編・長寿命化の基本方針は以下のとおりです。

また、基本方針に沿った「学校再編・長寿命化で目指す学校づくり」の実現を目指します。

学校再編・長寿命化の基本方針

学校教育における重点事項として、「学力向上」、「いじめ根絶」、「不登校対策」、「安全な登下校」を掲げ、鶴ヶ島市の子どもたちのために、現在の学校教育の水準を将来にわたって維持・向上し、良好な教育環境の整備・充実を図るよう学校再編・長寿命化を行います。

(2) 公共施設の再配置の基本方針

これまで様々な場面で収集してきた市民の公共施設のあり方についての意見・意向を反映して定めたこれからの公共施設の目指すべき姿を踏まえ、実態把握調査報告書から見えてきた課題解決のため、公共施設の再配置の基本方針を以下のとおり設定します。

また、基本方針に沿った「真に市民が求める公共施設」の実現を目指します。

公共施設の再配置の基本方針

少子化と急速な高齢化による人口減少社会を踏まえ、公共施設が、その地に根差し、地域住民自らが利用し、地域に密着した必要不可欠な施設として、多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となることを目指します。

また、公共施設の再配置により、防災拠点としての機能を失うことなく、災害に強い施設を目指します。

4-1-4. 再編及び再配置の考え方

学校再編・長寿命化の基本方針及び公共施設の再配置に関する基本方針を踏まえ、再編及び再配置の検討に必要な考え方（判定項目）を定めます。（図4-4）

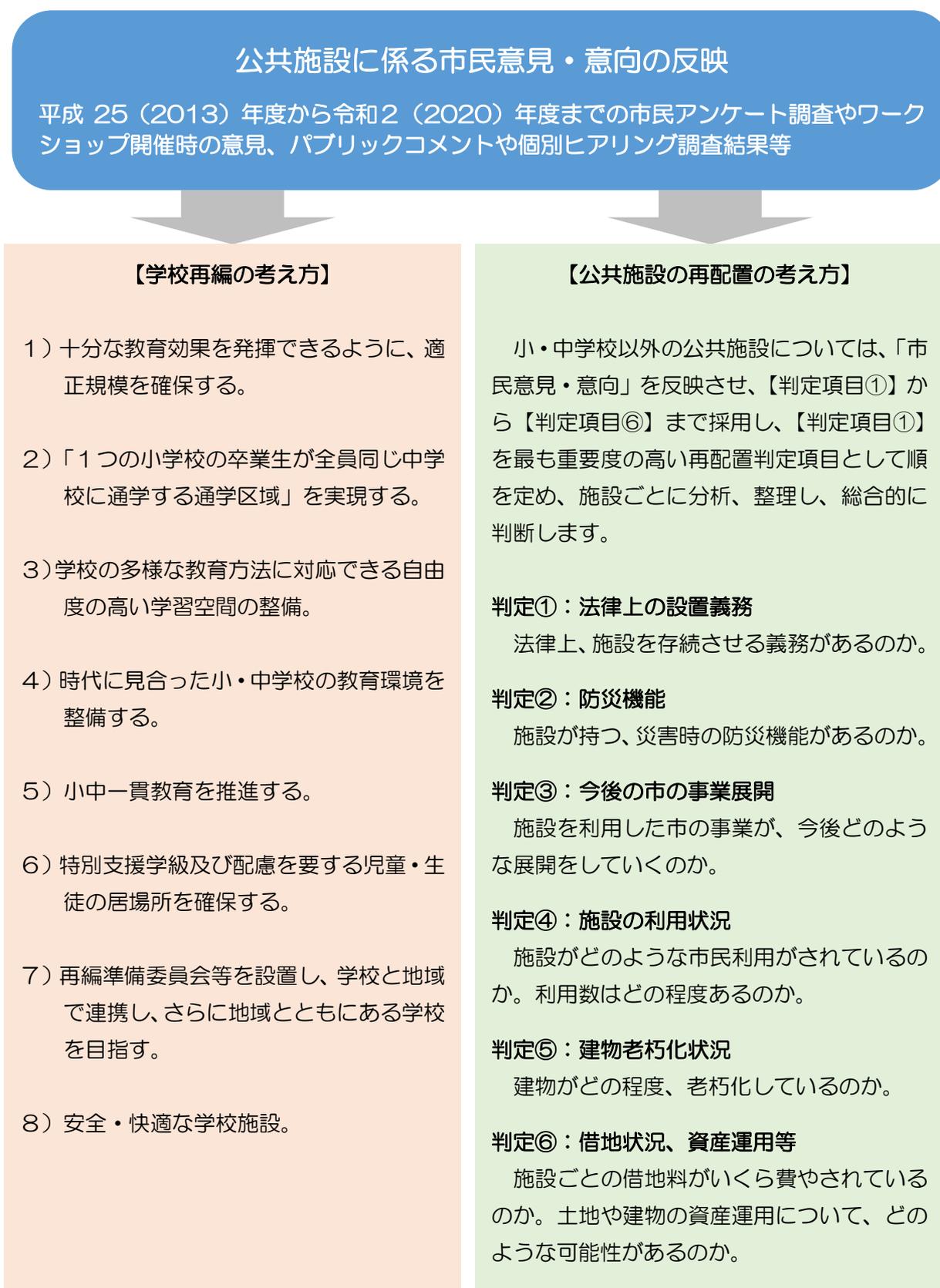


図4-4 再編及び再配置の考え方

4-2. 小・中学校再編

この項目では、4-1-4「再編及び再配置の考え方」における「学校再編の考え方」を踏まえ、教育委員会において検討した小・中学校の再編内容について示します。

なお、本計画は、公共施設の現状を分析して、現時点で市の将来を予測した令和3(2021)年度からの30年間の長期計画となっています。

今後、市が目指すまちづくりによって、人口推移などの前提条件が変化することにより、公共施設に求められる将来像が大きく変わった際には、その時の状況や市民ニーズに応じて、計画の見直しを図っていきます。

また、計画を見直す際には、公共施設の再編・再配置の実施時期について、その時の市の状況等に応じて早期の実施なども含めた検討を行っていきます。

4-2-1. 小・中学校再編の前提条件

(1) 学校再編の骨子

児童・生徒数の推移、通学区域、小中一貫教育の取組状況、学校の立地状況、鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画（再編後の中学校数三校）などを踏まえ、表4-1に示すとおり地区割を設定しました。

表4-1 小・中学校再編の地区割

地区	小学校	中学校
西部地区	鶴ヶ島第一小学校 長久保小学校 新町小学校	鶴ヶ島中学校 西中学校
東部地区	鶴ヶ島第二小学校※ 杉下小学校 栄小学校 藤小学校	藤中学校 富士見中学校
南部地区	南小学校	南中学校

※鶴ヶ島第二小学校の通学区域は、東部地区と南部地区にまたがっているため、通学区域を見直す必要があります。

(2) 再編時期の考え方

小・中学校再編の地区割に基づき、小・中学校の再編時期については、下記の①～⑤を考慮し、設定しました。

なお、本市の場合、中学校の小規模化の進行が速いことから、まずは中学校再編を実施することとしています。このため、中学校再編に取り組んでから、小学校再編に着手することとします。

- ① 再編後に適正規模（学級数12学級～18学級）内に納まること。
- ② 再編後の使用校が、必要な普通教室や特別教室等を用意できること。
- ③ 学校再編にあたり、一校、4～5年程度の準備期間が必要であること。
- ④ 学校再編によって存続させる学校の改修による財政負担の平準化を図る必要があること。
- ⑤ 学校再編に伴う児童・生徒、保護者、教職員、地域などへの影響を考慮し、確実に学校再編を実施するため一校ずつ計画的に取り組む必要があること。

※適正規模を下回った場合でも、ただちに教育活動に支障をきたすものではなく、個に応じた、きめ細やかな教育を実践できる場合も考えられるため、様々な論点を総合的に検討し、学校再編可能時期を設定し、計画的に一校ずつ学校再編に取り組むこととします。

(3) 学校再編・長寿命化で目指す学校づくり

教育委員会が定める学校再編・長寿命化で目指すべき学校の姿は、「図4-4 再編及び再配置の考え方」であり、その中で位置づけられた改修等については、表4-2に示すとおりです。

- 1) 十分な教育効果を発揮できるように、適正規模を確保する（規模の適正化、教職員の充実）。
- 2) 「1つの小学校の卒業生が全員同じ中学校に通学する通学区域」を実現する。
- 3) 学校の多様な教育方法に対応できる自由度の高い学習空間の整備（創造的改修）。
- 4) 時代に見合った小・中学校の教育環境を整備する（創造的改修）。
- 5) 小中一貫教育を推進する。
- 6) 特別支援学級及び配慮を要する児童・生徒の居場所を確保する（自閉症・情緒障害学級、知的障害学級、8人1クラス）。
- 7) 再編準備委員会等を設置し、学校と地域で連携し、さらに地域とともにある学校を目指す（拠点機能整備）。
- 8) 安全・快適な学校施設（劣化改修、機能的改修）。

表4-2 学校再編にあたって必要となる改修等

創造的改修	新たな学習空間の創出、少人数学習・習熟度別学習への対応、教育ICT化
劣化改修	給排水・電気設備の改修、内装の改修（木質化）、外装の改修（防水など）
機能的改修	空調設備、トイレの改修（洋式化）、照明の改修（LED化）、児童・生徒の更衣室設置、バリアフリー化（スロープ、手すり、エレベーター等）
拠点機能整備	コミュニティ・スクール、PTA活動拠点、防災拠点機能の強化（地域の実情に応じて学童保育室、地域支え合い協議会）

その他、学校再編にあたり、次のことが必要です。

- ・校名、校歌、校章などを選定する。
- ・校舎内装の木質化、エレベーター設置、照明のLED化、トイレの洋式化、教室ロッカー改修など必要な改修を行う。
- ・少人数指導など多目的に活用できる教室が不足する場合には増築する。

(4) 登下校の安全性の確保

学校再編にあたっては、通学距離が長くなる場合の対応や安全確保のため、自転車通学区域の拡充や通学路の整備、スクールバス等の導入も含めた十分な対策の検討を併せて行っていきます。

4-2-2. 小学校再編

(1) 適正規模（12 学級～18 学級）を下回り始める時期（令和 2（2020）年度～令和 32（2050）年度）

小学校の再編を検討するにあたり、昨今の少子化状況を踏まえ、各学校で 12 学級～18 学級となる適正規模を下回り始める時期は、表 4-3 に示すとおりです。

なお、将来学級数の算定にあたっては、1 学級当たりの児童数を 40 人以下としています。

また、学級数の推計は、今後の児童数の推移や法律の改正など不確定な要因で変動していくため、原則、5 年ごとに計画をローリングする際に見直しを行います。

表 4-3 小学校の適正規模を下回り始める時期

鶴ヶ島第一 小学校	鶴ヶ島第二 小学校	新町 小学校	杉下 小学校	長久保 小学校	栄 小学校	藤 小学校	南 小学校
令和 14 (2032) 年度	令和 6 (2024) 年度	概ね 適正 規模	適正規模	概ね 適正 規模	令和 13 (2031) 年度	概ね 適正 規模	令和 19 (2037) 年度

(2) 小学校再編計画

学校再編の骨子による地区割及び各小学校の適正規模を下回る時期を勘案し、西部地区三校、東部地区四校、南部地区と地区別に小学校再編を検討した結果は、表 4-4 に示すとおりです。

表 4-4 小学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島第一小学校 長久保小学校	鶴ヶ島第一小学校 （（仮）第一小学校）	令和 31（2049）年 4 月以降	長久保小学校
	新町小学校			
東部	鶴ヶ島第二小学校 藤小学校	藤小学校 （（仮）第二小学校）	令和 23（2041）年 4 月以降	鶴ヶ島第二小学校
	杉下小学校 栄小学校	栄小学校 （（仮）第三小学校）	令和 27（2045）年 4 月以降	杉下小学校
南部	南小学校 南中学校	南小学校 （（仮）南小中一貫 教育校）	令和 14（2032）年 4 月以降	南中学校 （体育館、テニスコ ートは学校教育施設 として継続利用）

1) 西部地区 (三校)

鶴ヶ島第一小学校(西部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

鶴ヶ島第一小学校は、昭和 40 (1965) 年以降の急激な人口増加に伴う児童数の急増に対応するため、昭和 44 (1969) 年 4 月に現在の校舎を建設し、開校しました。市内で最も古い公共施設であり、平成 6 (1994) 年度に大規模改修を実施していますが、老朽化が進行しています。

②再編の必要性

鶴ヶ島第一小学校の適正規模を下回る時期は令和 14 (2032) 年度となっているため、適正規模を下回る時期を踏まえ、西部地区内で通学区域が隣接し、分離開校した長久保小学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

西部地区の中で、鶴ヶ島第一小学校と長久保小学校の二校を比較し、統合について検討した結果、鶴ヶ島第一小学校は鶴ヶ島中学校と近接しており、小中連携教育を実践しやすい環境であること、また、想定通学区域の中心にあるため立地が良いこと、長久保小学校を存続とした場合、三ツ木新町からの通学距離がおおよそ 4 km となり、適正な通学距離が確保できないため、鶴ヶ島第一小学校を存続させ、長久保小学校は廃校とします。

よって、鶴ヶ島第一小学校は長久保小学校と統合を行い、(仮) 第一小学校として校舎・体育館ともに施設は存続し利用します。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 31 (2049) 年度以降を予定します。

長久保小学校(西部地区)

廃 止

①施設設置の経緯・背景等

長久保小学校は昭和 40 (1965) 年以降の急激な人口増加に伴い、鶴ヶ島第一小学校の児童数が急増したため、昭和 55 (1980) 年 4 月から分離開校しました。

②再編の必要性

長久保小学校は今後も概ね適正規模を確保できるものの、西部地区内で通学区域が隣接し、分離開校の基となった鶴ヶ島第一小学校が適正規模を下回ってしまうことから、二校を比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

西部地区の中で、鶴ヶ島第一小学校と長久保小学校の二校を比較し、統合について検討したため、鶴ヶ島第一小学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 31（2049）年度以降を予定します。

新町小学校(西部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

新町小学校は、町屋・上新田・中新田の一部の児童が坂戸市大家小学校に通学していたため、地元住民からの「地元の子どもたちを一日も早く鶴ヶ島に通学させたい」という要望及び昭和 40（1965）年以降の急激な人口増加もあり、昭和 53（1978）年 4 月に鶴ヶ島第一小学校から分離開校しました。

②再編の必要性

新町小学校は今後も概ね適正規模を確保できるため、存続とします。

2) 東部地区（四校）

鶴ヶ島第二小学校(東部地区)

廃 止

①施設設置の経緯・背景等

鶴ヶ島第二小学校は昭和の高度成長期の児童数の増加に伴い、昭和 39（1964）年度 PTA 役員、地区内村議、区長などを通じ、東部地区全員の請願運動により、昭和 44（1969）年 4 月より現在の校舎を建設し、開校しました。平成 6（1994）年度に大規模改修を実施していますが、老朽化が進行しています。なお、敷地の約 50%が借地となっています。

②再編の必要性

鶴ヶ島第二小学校が適正規模を下回る時期は令和 6（2024）年度となり、他の小学校より最も早く適正規模を下回ることから、東部地区内で通学区域が隣接する藤小学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、鶴ヶ島第二小学校と藤小学校の二校を比較し、統合について検討した結果、藤小学校は今後見込まれる児童数が多いこと、また、藤中学校と近接しており、小中連携教育を実践しやすい環境であること、校舎が新しく、近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良いこと、運動場が広いこと、想定通学区域の中心にあるため立地が良いこと、鶴ヶ島第二小学校には借地があること（敷地の約 50%）から、藤小学校を存続させ、鶴ヶ島第二小学校は廃校とします。

よって、藤小学校は鶴ヶ島第二小学校と統合を行い、(仮)第二小学校として校舎・体育館ともに施設は存続し利用します。

ただし、統廃合した場合、再編後の既存の小・中学校通学区域では、一部の児童（鶴ヶ島第二小学校区）が南中学校（(仮)南小中一貫教育校）と藤中学校（(仮)東部中学校）へ分かれて通学することとなるなどの課題があるため、通学区域を見直す必要があります。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 23（2041）年度以降を予定します。

藤小学校(東部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

藤小学校は、富士見土地区画整理施行による昭和 50（1975）年代からの急激な人口増加により、当時の日本住宅公団が建設し、昭和 58（1983）年 4 月に鶴ヶ島第一小学校、鶴ヶ島第二小学校から分離開校しました。

②再編の必要性

藤小学校は今後も概ね適正規模を確保できるものの、東部地区内で通学区域が隣接し、分離開校の基となった鶴ヶ島第二小学校が令和 6（2024）年度に適正規模を下回ってしまうことから、二校を比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、鶴ヶ島第二小学校と藤小学校の二校を比較し、統合について検討したため、鶴ヶ島第二小学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 23（2041）年度以降を予定します。

杉下小学校(東部地区)

廃 止

①施設設置の経緯・背景等

杉下小学校は昭和 40（1965）年以降の急激な人口増加に伴い、鶴ヶ島第二小学校の児童数が急増したため、昭和 54（1979）年 4 月に分離開校しました。

なお、敷地の約 30%が借地となっています。

②再編の必要性

杉下小学校は今後も適正規模を確保できるものの、東部地区内で通学区域が隣接する栄小学校が令和 13（2031）年度に適正規模を下回ってしまうことから、二校を比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、杉下小学校と栄小学校の二校を比較し、統合について検討した結果、栄小学校は普通教室数が多いこと、また、校舎が新しく、近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良いこと、運動場が広いこと、杉下小学校には借地があること（敷地の約 30%）から、栄小学校を存続させ、杉下小学校は廃校とします。

よって、栄小学校は杉下小学校と統合を行い、（仮）第三小学校として校舎・体育館ともに

施設は存続し利用します。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 27（2045）年度以降を予定します。

栄小学校(東部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

栄小学校は、富士見土地区画整理施行による昭和 50（1975）年代からの急激な人口増加により、杉下小学校から昭和 55（1980）年 4 月に分離開校しました。

②再編の必要性

栄小学校が適正規模を下回る時期は令和 13（2031）年度となっているため、適正規模を下回る時期を踏まえ、東部地区内で通学区域が隣接する杉下小学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、杉下小学校と栄小学校の二校を比較し、統合について検討したため、杉下小学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 27（2045）年度以降を予定します。

3) 南部地区

南小学校(南部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

南小学校は昭和 50（1980）年代の急激な人口増加に伴い、鶴ヶ島第一小学校、鶴ヶ島第二小学校の児童数が急増したため、建設し、昭和 60（1985）年 4 月に開校しました。なお、市内唯一の小中一貫教育のモデル校です。

②再編の必要性

南小学校が適正規模を下回る時期は令和 19（2037）年度となっているため、適正規模を下回る時期を踏まえ、南部地区内の他の小学校との統合を図る必要がありますが、南部地区は小学校一校、中学校一校のみの配置となっています。

こうした中、南小学校と南中学校は隣接している環境メリットを活かし、平成 29（2017）年度から 3 年間、小中一貫教育推進事業のモデル校として掲げ、市内で最も小中一貫教育の取組が進んでいます。

このため、南部地区内で施設一体型の小中一貫教育校としての再編について、南小学校と南中学校を比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

南小学校と南中学校については、小・中学校9年間の学びの連続性を実現させるため、地域の特性を活かし、南小学校・南中学校において小中一貫教育を推進してきました。よって、これまでの取組をさらに発展させ、施設一体型の小中一貫教育校として再編します。

なお、期待される効果としては、「確かな学力の向上」、「中一ギャップの解消」等が挙げられます。

また、南小学校と南中学校を比較し、統合について検討した結果、南小学校は普通教室数が多く、近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良いことから、南小学校を存続させ、南中学校は廃校とします。

ただし、(仮)南小中一貫教育校とした場合、既存の通学区域のままでは、中学校入学の際、小中一貫教育校に鶴ヶ島第二小学校の一部の児童が通学することとなるなどの課題があるため、通学区域を見直す必要があります。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和14(2032)年度以降を予定します。

4-2-3. 中学校再編

(1) 適正規模（12 学級～18 学級）を下回り始める時期（令和 2（2020）年度～令和 32（2050）年度）

中学校の再編を検討するにあたり、昨今の少子化状況を踏まえ、各学校で 12 学級～18 学級となる適正規模を下回り始める時期は、表 4-5 に示すとおりです。

なお、将来学級数の算定にあたっては、1 学級当たりの生徒数を 40 人以下としています。また、学級数の推計は、今後の生徒数の推移や法律の改正など不確定な要因で変動していくため、原則、5 年ごとに計画をローリングする際に見直しを行います。

表 4-5 中学校の適正規模を下回り始める時期

鶴ヶ島 中学校	藤 中学校	富士見 中学校	西 中学校	南 中学校
令和 12(2030) 年度	令和 23(2041) 年度	既の下回っている		

(2) 中学校再編計画

学校再編の骨子による地区割及び各中学校の適正規模を下回る時期を勘案し、西部地区二校、東部地区二校、南部地区と地区別に中学校再編を検討した結果は、表 4-6 に示すとおりです。

表 4-6 中学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島中学校 西中学校	鶴ヶ島中学校 （(仮)西部中学校）	令和 9（2027）年 4 月以降	西中学校
東部	藤中学校 富士見中学校	藤中学校 （(仮)東部中学校）	令和 19（2037）年 4 月以降	富士見中学校
南部	南中学校 南小学校	南小学校 （(仮)南小中一貫教育校）	令和 14（2032）年 4 月以降	南中学校 （体育館、テニスコートは学校教育施設として継続利用）

1) 西部地区（二校）

鶴ヶ島中学校(西部地区)

存 続

①施設設置の経緯・背景等

鶴ヶ島中学校は、昭和 22（1947）年に現在の鶴ヶ島第一小学校の一部に新制中学校として誕生し、昭和 52（1977）年 4 月から現在の校舎を築造し開校しました。

②再編の必要性

鶴ヶ島中学校が適正規模を下回る時期は令和 12（2030）年度となっているため、適正規模を下回る時期を踏まえ、西部地区内の西中学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

西部地区の中で、鶴ヶ島中学校と西中学校の二校を比較し、統合について検討した結果、鶴ヶ島中学校は今後見込まれる生徒数が多いこと、また、普通教室数が多いこと、近年、屋上防水等を実施しており校舎の状態が良いこと、想定通学区域の中心部にあり立地が良いことから、鶴ヶ島中学校を存続させ、西中学校を廃校とします。

よって、鶴ヶ島中学校は西中学校と統合を行い、(仮)西部中学校として校舎・体育館ともに施設は存続し利用します。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和9(2027)年度以降を予定します。

西中学校(西部地区)

廃止

①施設設置の経緯・背景等

西中学校は、昭和40(1965)年以降の急激な人口増加に伴い鶴ヶ島中学校の生徒数が急増したため、昭和60(1985)年4月に鶴ヶ島中学校から分離開校しました。

②再編の必要性

西中学校は、令和2(2020)年5月現在、10学級であり、既に適正規模を下回っているため、西部地区内の鶴ヶ島中学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

西部地区の中で、鶴ヶ島中学校と西中学校の二校を比較し、統合について検討したため、鶴ヶ島中学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和9(2027)年度以降を予定します。

2) 東部地区(二校)

藤中学校(東部地区)

存続

①施設設置の経緯・背景等

藤中学校は、昭和40(1965)年以降の急激な人口増加に伴い、鶴ヶ島中学校の生徒数が急増したため、昭和54(1979)年4月に分離開校しました。

②再編の必要性

藤中学校が適正規模を下回る時期は令和23(2041)年度となっているため、適正規模を下回る時期を踏まえ、東部地区内の富士見中学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、藤中学校と富士見中学校の二校を比較し、統合について検討した結果、藤中学校は今後見込まれる生徒数が多いこと、また、普通教室数が多いこと、近年、屋上外壁改修等を実施しており校舎の状態が良いこと、運動場が広いこと、想定通学区域の中心部にあり立地が良いことから、藤中学校を存続させ、富士見中学校を廃校とします。

よって、藤中学校は富士見中学校と統合を行い、(仮)東部中学校として校舎・体育館ともに施設は存続し利用します。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 19 (2037) 年度以降を予定します。

富士見中学校(東部地区)

廃止

①施設設置の経緯・背景等

富士見中学校は、富士見土地区画整理事業の施行による人口増加に伴い、藤中学校の生徒数が急増したため、建設し、昭和 56 (1981) 年 4 月に開校しました。

②再編の必要性

富士見中学校は、令和 2 (2020) 年 5 月現在、8 学級であり、既に適正規模を下回っているため、東部地区内の藤中学校と比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

東部地区の中で、藤中学校と富士見中学校の二校を比較し、統合について検討したため、藤中学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和 19 (2037) 年度以降を予定します。

3) 南部地区

南中学校(南部地区)

廃止

①施設設置の経緯・背景等

南中学校は、本市の急激な人口増加に伴い、鶴ヶ島中学校の生徒数が急増したため、建設し、昭和 60 (1985) 年 4 月に開校しました。なお、市内唯一の小中一貫教育のモデル校です。

②再編の必要性

南中学校は、令和 2 (2020) 年 5 月現在、8 学級であり、既に適正規模を下回っているため、南部地区内の他の中学校との統合を図る必要がありますが、南部地区は小学校一校、中学校一校のみの配置となっています。

こうした中、南小学校と南中学校は隣接している環境メリットを活かし、平成 29 (2017)

年度から3年間、小中一貫教育推進事業のモデル校として掲げ、市内で最も小中一貫教育の取組が進んでいます。

このため、南部地区内で施設一体型の小中一貫教育校としての再編について、南小学校と南中学校を比較して統合を検討する必要があります。

③検討結果

南部地区の中で、南小学校と南中学校の二校を比較し、統合について検討したため、南小学校の検討結果を参照。

④再編時期

再編時期は、前述「再編時期の考え方」を踏まえ、令和14(2032)年度以降を予定します。

4-2-4. 再編スケジュールと再編後のイメージ

(1) 学校施設再編スケジュール

小学校再編及び中学校再編の検討結果から、学校再編のスケジュールについては、図4-5に示すとおりです。

学校再編スケジュール

	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035	令和18 2036	令和19 2037	令和20 2038	令和21 2039	令和22 2040	令和23 2041	令和24 2042	令和25 2043	令和26 2044	令和27 2045	令和28 2046	令和29 2047	令和30 2048	令和31 2049	令和32 2050	
鶴ヶ島第一小学校																													統合	
長久保小学校																														廃止
新町小学校																														
藤小学校																														統合
鶴ヶ島第二小学校																														廃止
米小学校																														統合
杉下小学校																														廃止
鶴ヶ島中学校																														統合
西中学校																														廃止
藤中学校																														統合
富士見中学校																														廃止
南中学校																														廃止
南小学校																														施設一体型小中一貫教育校

図 4-5 学校再編スケジュール

← 再編準備期間 →

※学校の再編後、適正規模内(12~18学級)に収まる時期

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

【再編】再編時期の考え方(教育委員会)
 ① 再編後に適正規模(学級数12学級~18学級)内に納まること。
 ② 再編後の使用校が、必要な普通教室や特別教室等を用意できること。
 ③ 学校再編にあたり、一校、4~5年程度の準備期間が必要であること。
 ④ 学校再編によって存続させる学校の改修による財政負担の平準化を図る必要があること。
 ⑤ 学校再編に伴う児童・生徒、保護者、教職員、地域などへの影響を考慮し、確実に学校再編を実施するため一校ずつ計画的に取り組み、必要があること。
 ※適正規模を下回った場合でも、ただちに教育活動に支障をきたすものではなく、個に応じた、きめ細やかな教育を実践できる場合も考えられるため、様々な論点を総合的に検討し、学校再編可能時期を設定し、計画的に一校ずつ学校再編に取り組むこととします。

(2) 小・中学校再編後の学級数の推移

小学校再編及び中学校再編の検討結果から、再編後の各小学校及び各中学校の学級数の推移は、図4-6～図4-8に示すとおりです。

1) 再編後の小学校学級数の推移

(※再編後の使用校は、(仮)第一小学校は鶴ヶ島第一小学校、(仮)第二小学校は藤小学校、(仮)第三小学校は栄小学校)

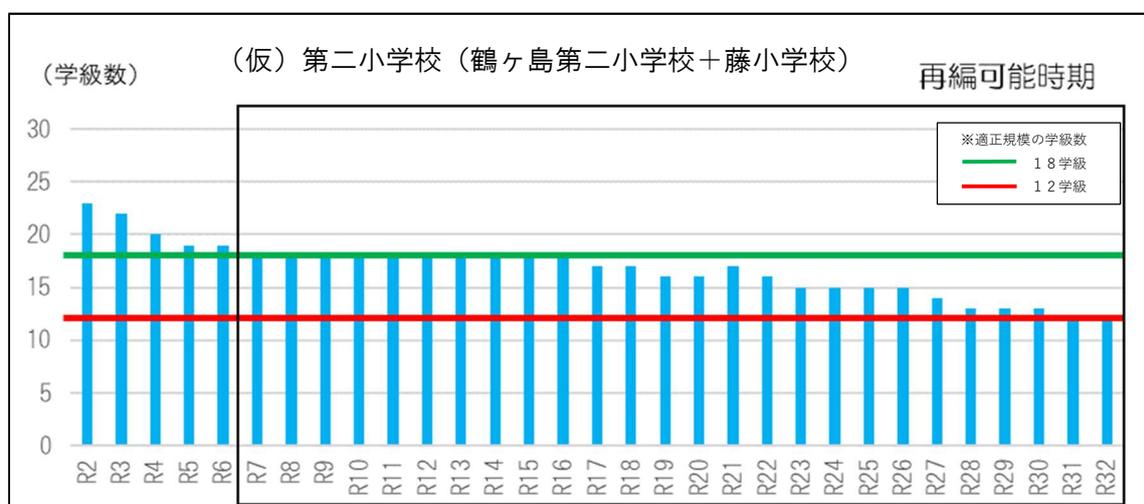
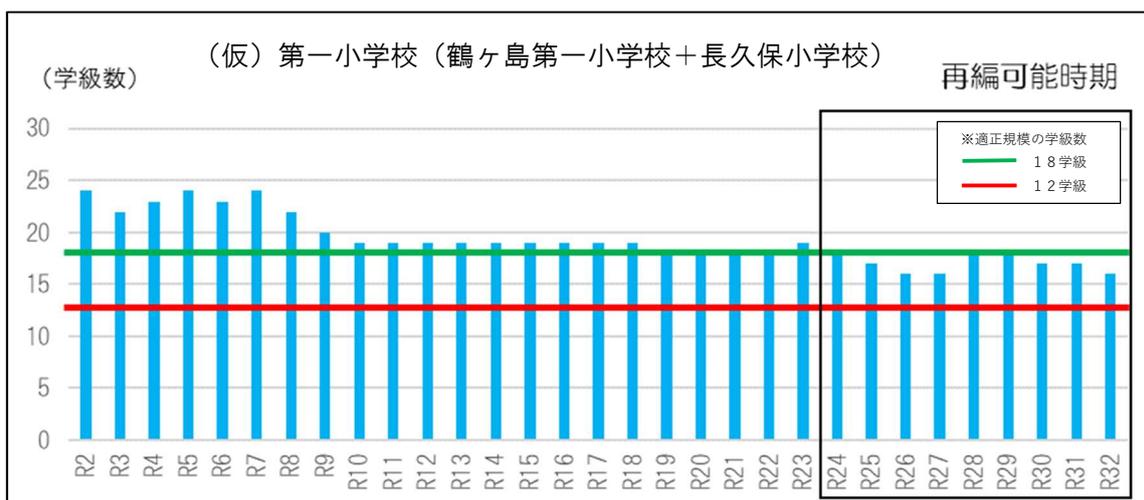


図4-6 再編後の小学校学級数の推移 (1/2)

※ 適正規模の学級数として、「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針(平成29(2017)年1月)」より、小学校を各学年2学級～3学級(全学年合計12学級～18学級)、中学校を各学年4学級～6学級(全学年合計12学級～18学級)と設定しています。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

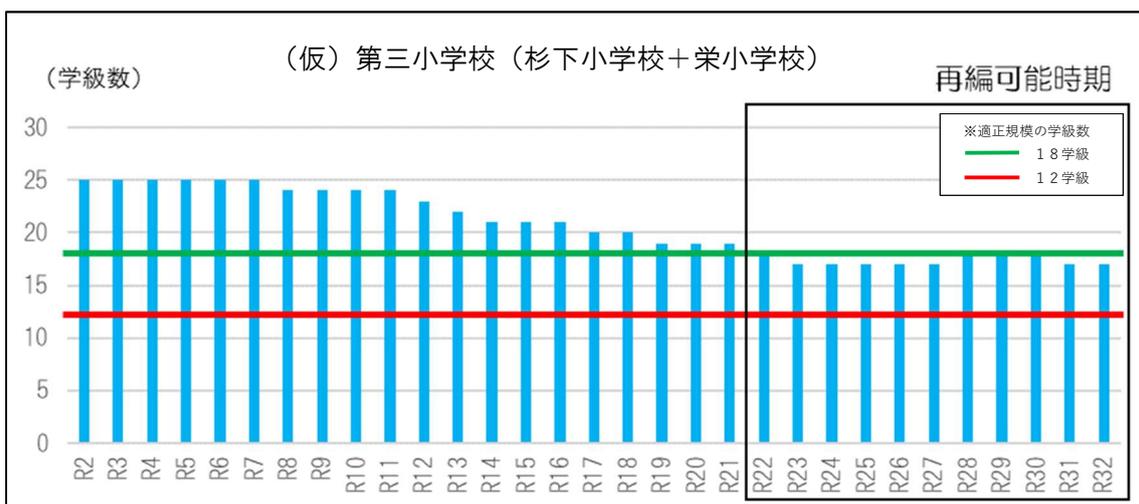


図 4-6 再編後の小学校学級数の推移 (2/2)

※ 適正規模の学級数として、「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針 (平成 29 (2017) 年 1 月)」より、小学校を各学年 2 学級～3 学級 (全学年合計 12 学級～18 学級)、中学校を各学年 4 学級～6 学級 (全学年合計 12 学級～18 学級) と設定しています。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

2) 再編後の中学校学級数の推移

(※再編後の使用校は、(仮)西部中学校は鶴ヶ島中学校、(仮)東部中学校は藤中学校)

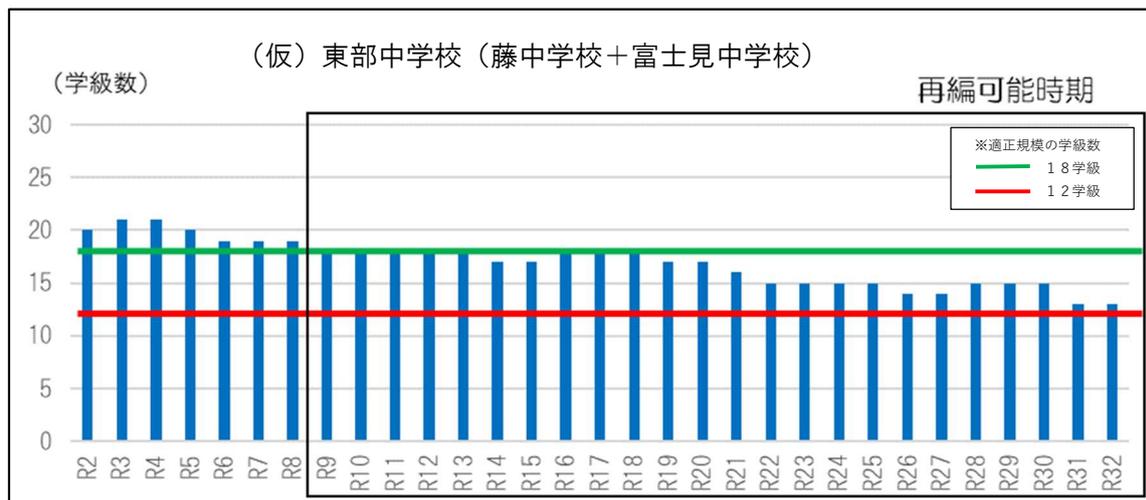
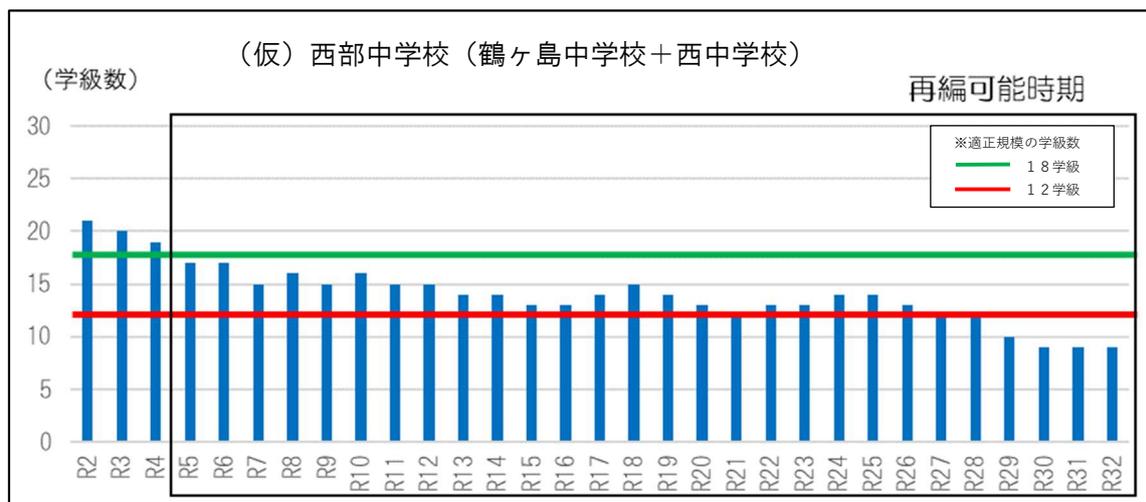


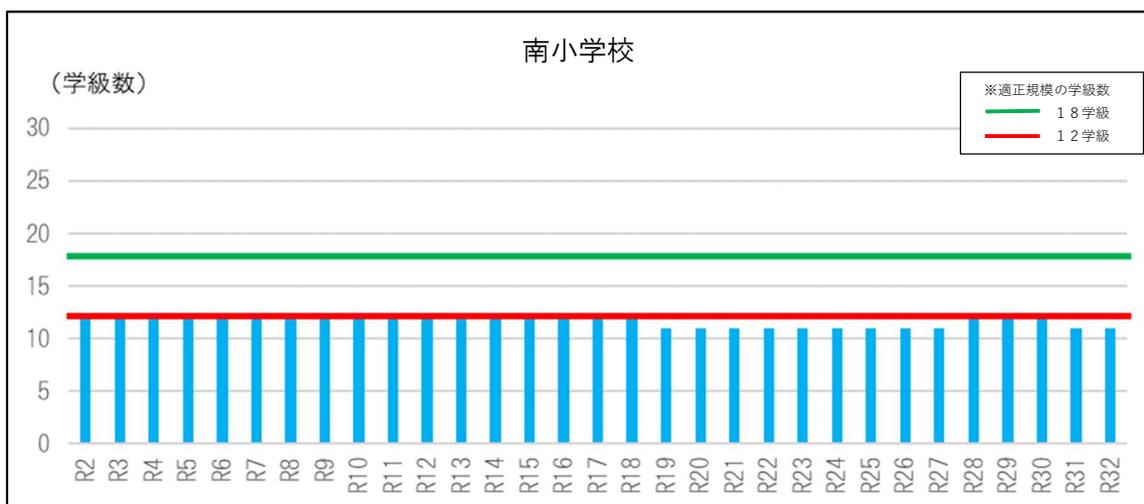
図4-7 再編後の中学校学級数の推移

※ 適正規模の学級数として、「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針（平成29(2017)年1月）」より、小学校を各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）、中学校を各学年4学級～6学級（全学年合計12学級～18学級）と設定しています。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

3) 再編後の小中一貫教育校学級数の推移

(※再編後の使用校は、南小学校)



+

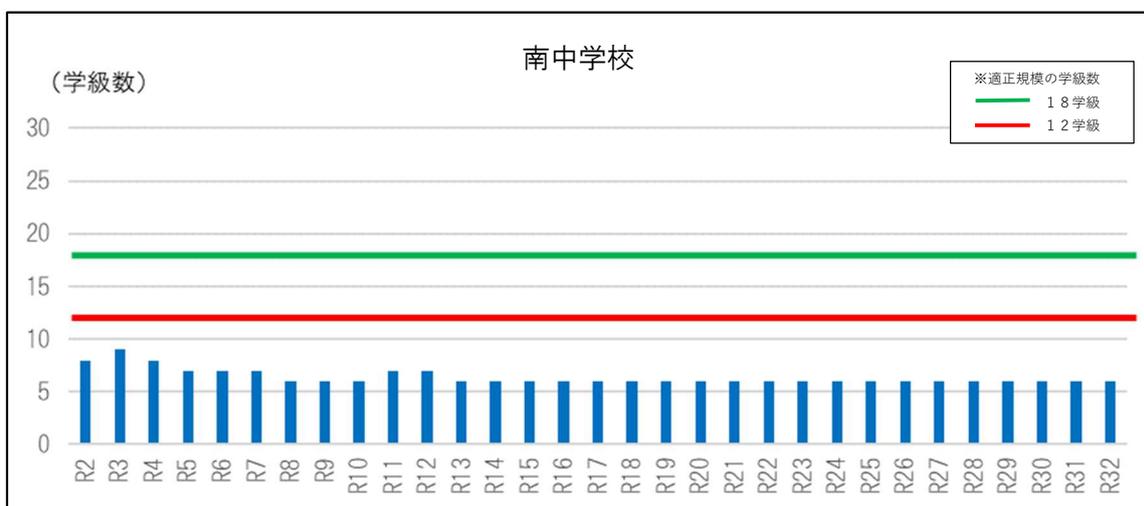


図4-8 再編後の小中一貫教育校学級数の推移

※ 適正規模の学級数として、「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針（平成29(2017)年1月）」より、小学校を各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）、中学校を各学年4学級～6学級（全学年合計12学級～18学級）と設定しています。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

(3) 小・中学校再編後のイメージ

小学校再編及び中学校再編の検討結果から、再編後の各小学校及び各中学校のイメージは、図4-9・図4-10に示すとおりです。

1) 小学校再編イメージ

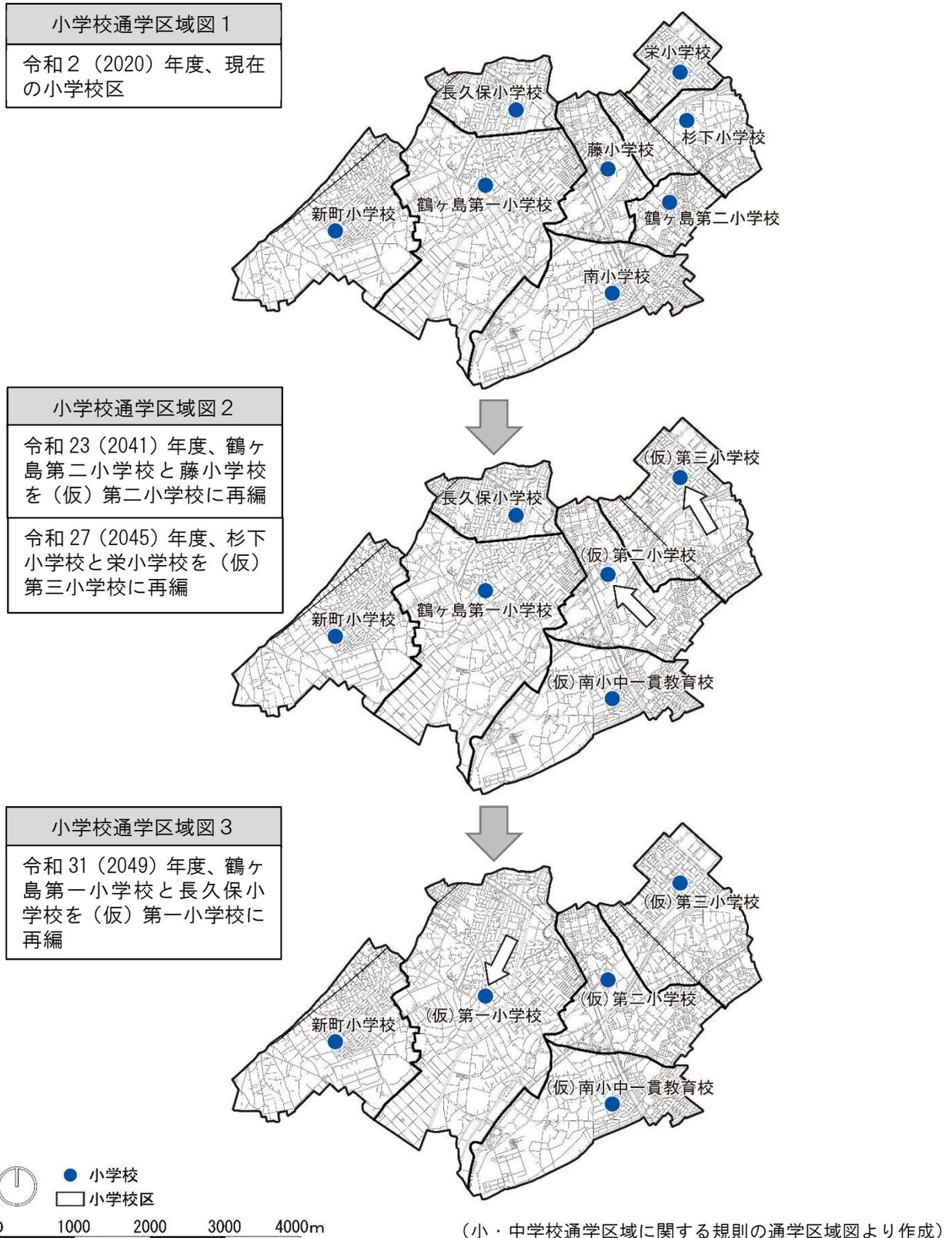
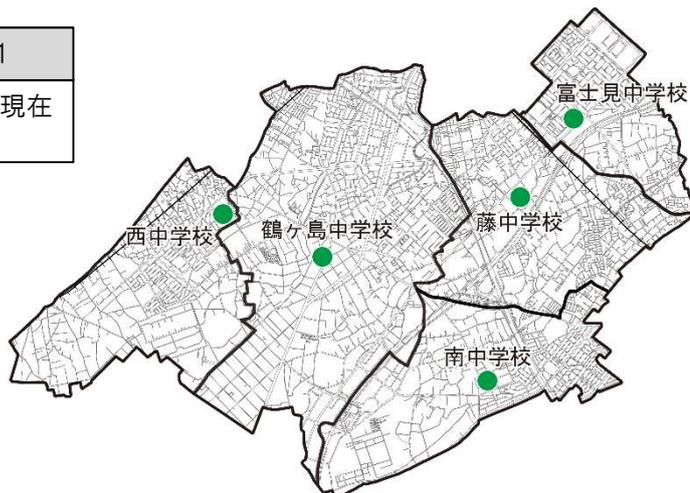


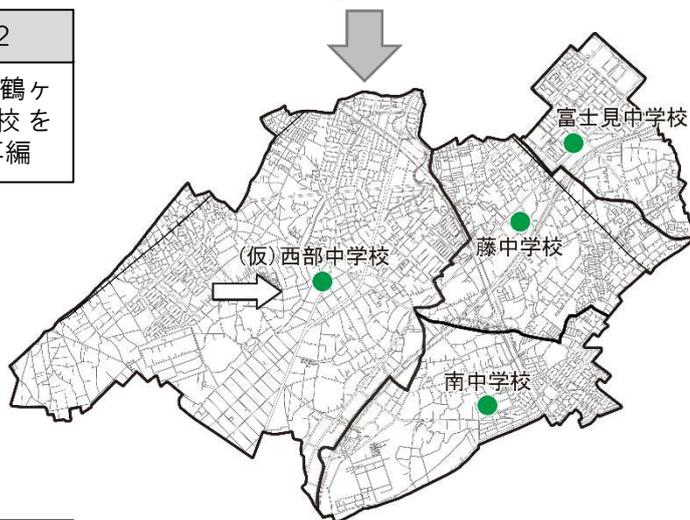
図4-9 小学校再編イメージ

2) 中学校再編イメージ

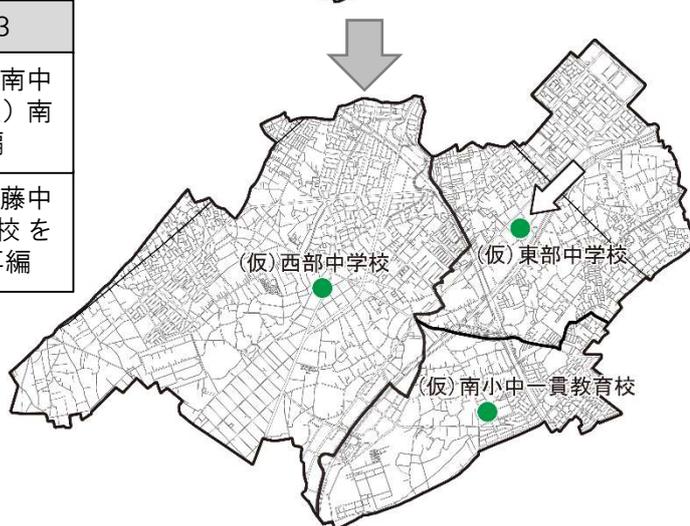
中学校通学区域図 1
令和2(2020)年度、現在の中学校区



中学校通学区域図 2
令和9(2027)年度、鶴ヶ島中学校と西中学校を(仮)西部中学校に再編



中学校通学区域図 3
令和14(2032)年度、南中学校と南小学校を(仮)南小中一貫教育校に再編
令和19(2037)年度、藤中学校と富士見中学校を(仮)東部中学校に再編



(小・中学校通学区域に関する規則の通学区域図より作成)

図4-10 中学校再編イメージ

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

4-3. 公共施設再配置

(1) 公共施設の再配置について

「公共施設の再配置の考え方」によって定めた判定項目①～⑥に沿って、公共施設の再配置を検討した結果を示します。

また、学校の資産運用及び有効活用については、学校再編計画を踏まえ、主に廃止となった施設に関して、検討した結果を示します。

(2) 計画の見直しについて

本計画は、公共施設の現状を分析して、現時点で市の将来を予測した令和3(2021)年度からの30年間の長期計画となっています。

今後、市が目指すまちづくりによって、人口推移などの前提条件が変化することにより、公共施設に求められる将来像が大きく変わった際には、その時の状況や市民ニーズに応じて、計画の見直しを図っていきます。

また、計画を見直す際には、公共施設の再編・再配置の実施時期について、その時の市の状況等に応じて早期の実施なども含めた検討を行っていきます。

(3) 再編後の小・中学校の有効活用等について

再編後の小・中学校の有効活用等の市民意見やアンケート等の内容は、学校の空いているスペースを有効活用できないのかという意見が複数ありましたが、学校の再編は、学校運営を優先に検討しているため、基本的には、余裕教室はないものとしています。

ただし、学校が統廃合されるまでの間、児童・生徒数の減少により、一時的に発生する余裕教室については、小・中学校以外の他の機能等を移転できる可能性があります。資産運用の観点から、廃校となる施設を解体、売却することが想定されるため、活用できる期間に限りがあります。

このため、学校用途と他の用途を併設、複合化等をするためには、法律や管理上等から、エリアを区分するための多額の改修費用が必要となり、利用期間が短いことを併せて考慮すると、費用対効果から現実的ではなく、これらを総合的に判断し、本計画では、学校運営を行っている校舎を部分的に他の用途として有効活用する再配置計画とはしていません。

(4) 公共交通の見直し等について

公共施設の再配置や今後の高齢化に伴う社会情勢の変化に対応していくため、つるバス・つるワゴン等の公共交通網の見直しなど、公共施設への公共交通の利便性向上に向けた検討を行っていきます。

4-3-1. 学校教育施設

(1) 小学校

No.1 鶴ヶ島第一小学校⇒(仮)第一小学校

存 続

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 存続(長久保小学校を統合)
実施時期	・ 令和 31(2049)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.2 鶴ヶ島第二小学校

廃 止

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 廃止(藤小学校へ統合)
実施時期	・ 令和 23(2041)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

解体・土地売却、貸付等(校舎)

継続利用(体育館)

① 資産運用の判定項目

借地状況	・ 年間借地料 約 2,420 万円(借地率 50.4%)
敷地売却額	・ 約 7 億 2,300 万円(体育館を除く)
施設解体費用	・ 約 2 億 5,500 万円(体育館を除く)
資産運用益	・ 約 4 億 6,800 万円
民間事業者の意見	・ 敷地が市街化区域ではあるが、現時点での民間活力導入は、収益性の観点から、事業参入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。 ・ ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。
資産運用の可能性	・ 鶴ヶ島駅から徒歩圏内のため可能性は高い。
資産運用の理由	・ 敷地全体の約 50%が借地である。 ・ 建物敷地は、市街化区域であり、住宅地であるため、住宅地などの需要が考えられる。 ・ しかし、学校敷地の借地部分は、虫食い状態であるため、学校敷地全体で等価交換を行うことで、まとまった土地として、貸付や売却等の資産運用が可能。 ・ なお、土地の貸付や売却等を行う時期に併せ、敷地内に建設されている学童保育施設は、存続させる体育館及び駐車場付近に、移築する。

② 資産運用及び有効活用

鶴ヶ島第二小学校は、小学校再編により、令和 23(2041)年度以降に藤小学校に統合し、廃校となります。

廃止後の鶴ヶ島第二小学校校舎は、敷地全体の約 50%が借地であり、学校敷地の借地部分

は虫食い状態であるため、学校敷地全体で等価交換を行うことで、まとまった土地として貸付や売却等の資産運用を図ります。このため、土地の貸付や売却等を行う時期に併せ、敷地内に建設されている学童保育室(どんぐりクラブ)は、存続させる体育館及び駐車場付近に、移築し、まとまった土地(市有地部分)とします。

廃止後の鶴ヶ島第二小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.3 新町小学校

存 続

1) 再編内容 (学校再編計画による)

再編内容	・ 存続
実施時期	・ ー (統廃合は行わない)

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.4 杉下小学校

廃 止

1) 再編内容 (学校再編計画による)

再編内容	・ 廃止 (栄小学校へ統合)
実施時期	・ 令和 27 (2045) 年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

解体・土地売却、貸付等(校舎)

継続利用(体育館)

①資産運用の判定項目

借地状況	・ 年間借地料 約 420 万円 (借地率 29.0%)
敷地売却額	・ 約 5 億 3,300 万円 (体育館を除く)
施設解体費用	・ 約 2 億 2,400 万円 (体育館を除く)
資産運用益	・ 約 3 億 900 万円
民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺一帯が、市街化調整区域であり、売却による収益も少額である。 ・ そのため、既存の校舎や体育館などを活用し、市民のための自由学習の場など、収益性とは異なる資産運用方法を検討するべきである。 ・ 市街化調整区域であり、現況では道路付けも不便であるため、民間での利活用は困難。
資産運用の可能性	・ 若葉駅から徒歩圏内のため可能性は高い。
資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地全体の約 30%が借地である。 ・ 建物敷地は、市街化調整区域であるが、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

②資産運用及び有効活用

杉下小学校は、小学校再編により、令和 27（2045）年度以降に栄小学校に統合し、廃校となります。

廃止後の杉下小学校校舎は、敷地全体の約 30%が借地であり、市街化調整区域ですが、既存宅地により住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却の資産運用を図ります。

廃止後の杉下小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.5 長久保小学校

廃止

1) 再編内容（学校再編計画による）

再編内容	・ 廃止（鶴ヶ島第一小学校へ統合）
実施時期	・ 令和 31（2049）年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

解体・土地売却、貸付等(校舎)

継続利用(体育館)

①資産運用の判定項目

借地状況	・ 借地なし
敷地売却額	・ 約 16 億 1,000 万円（体育館を除く）
施設解体費用	・ 約 2 億円（体育館を除く）
資産運用益	・ 約 14 億 1,000 万円
民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。 ・ 第二種中高層住居専用地域であり、鉄道駅からの徒歩圏にはないものの、将来人口下落率は比較的緩やかと想定される。 ・ 周辺には生活利便施設が複数立地している。そのため、民間事業者による事業用定借によって老人ホーム等の高齢者施設を整備・運営することが考えられる。
資産運用の可能性	・ 可能性は低い。
資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の全てが市有地。 ・ 建物敷地は、市街化区域であり、住宅地であるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却等の資産運用が可能。

②資産運用及び有効活用

長久保小学校は、小学校再編により、令和 31（2049）年度以降に鶴ヶ島第一小学校に統合し、廃校となります。

廃止後の長久保小学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、建物敷地は市街化区域内で住宅地であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。

廃止後の長久保小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.6 栄小学校⇒(仮)第三小学校

存 続

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 存続(杉下小学校を統合)
実施時期	・ 令和 27(2045)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.7 藤小学校⇒(仮)第二小学校

存 続

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 存続(鶴ヶ島第二小学校を統合)
実施時期	・ 令和 23(2041)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.8 南小学校 ⇒(仮)南小中一貫教育校

存 続

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 存続(南中学校を統合)
実施時期	・ 令和 14(2032)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

(2) 中学校

No.9 鶴ヶ島中学校 ⇒(仮)西部中学校

存 続

1) 再編内容(学校再編計画による)

再編内容	・ 存続(西中学校を統合)
実施時期	・ 令和 9(2027)年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.10 藤中学校 ⇒ (仮)東部中学校

存 続

1) 再編内容（学校再編計画による）

再編内容	・ 存続（富士見中学校を統合）
実施時期	・ 令和 19（2037）年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

学校教育施設として、継続的に利用していきます。

No.11 富士見中学校

廃 止

1) 再編内容（学校再編計画による）

再編内容	・ 廃止（藤中学校へ統合）
実施時期	・ 令和 19（2037）年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

解体・土地売却、貸付等(校舎)

継続利用(体育館)

①資産運用の判定項目

借地状況	・ 借地なし
敷地売却額	・ 約 26 億 2,400 万円（体育館を除く）
施設解体費用	・ 約 2 億 2,200 万円（体育館を除く）
資産運用益	・ 約 24 億 200 万円
民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。 ・ 第二種中高層住居専用地域であり、若葉駅から徒歩圏にある。駅前の立地を生かして商業系機能として活用が考えられるが、若葉駅前の民間商業施設で商圈をカバーしており、当該施設から約 300m の位置にある当該地の利活用はハードルが高い。コロナ状況下でなければ、フィットネスクラブや温浴施設等の誘致（民設民営）は検討可能。
資産運用の可能性	・ 若葉駅から徒歩圏内のため可能性は高い。
資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の全てが市有地。 ・ 建物敷地は、市街化区域であり、住宅地であるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却等の資産運用が可能。

②資産運用及び有効活用

富士見中学校は、中学校再編により、令和 19（2037）年度以降に藤中学校に統合し、廃校となります。

廃止後の富士見中学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、建物敷地は市街化区域内で住

宅地であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。

廃止後の富士見中学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.12 西中学校

廃止

1) 再編内容（学校再編計画による）

再編内容	・ 廃止（鶴ヶ島中学校へ統合）
実施時期	・ 令和9（2027）年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

継続利用(校舎)

継続利用(体育館)

①資産運用の判定項目

借地状況	・ 借地なし
敷地売却額	・ 約4億7,900万円（体育館を除く）
施設解体費用	・ 約2億3,900万円（体育館を除く）
資産運用益	・ 約2億4,000万円
民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地周辺一帯が市街化調整区域であり、売却による収益も少額である。そのため、既存の校舎や体育館などを活用し、市民のための自由学習の場など、収益性とは異なる資産運用方法を検討すべきである。 ・ 敷地は、市街化調整区域であり、民間提案による利活用は困難。一方、3haを超える大規模な敷地を活用することができれば、当該地を含むエリアを大きなインパクトを有する地域に変貌させることが可能。そのためには、当該地に公共・公益的機能を住民サービス向上のために導入していくことが望ましい。よって、「鶴ヶ島海洋センター」の機能移転先としての活用や、「老人福祉センター」、「障害者生活介護施設（きいちご）」等を機能移転し、加えて保健センター機能等を付加し、健康寿命延伸対策や多世代共生のコンセプトを加えることで付加価値の高い公共ゾーンを形成することが望ましい。その中で、一部機能を民間独立採算事業として構成することは可能性がある。なお、建物の設計・建設（改修）・維持管理を一体的に検討することで、財政支出の削減に資する民活手法を検討することは十分に可能。
資産運用の可能性	・ 一本松駅から徒歩圏内のため可能性は高い。
資産運用の理由	・ 校舎の改修を図り、暫定施設として老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会の移転先とし、継続的に利用する施設として教育センター、文化財整理室を機能移転先とした、複合施設として有効活用する。

②資産運用及び有効活用

西中学校は、中学校再編により、令和9（2027）年度以降に鶴ヶ島中学校に統合し、廃校となります。

廃止後の西中学校校舎は、改修を行い複合施設として有効活用します。再利用する校舎には、暫定施設として老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会を移転し、継続的に利用する施設として教育センター、文化財整理室を機能移転します。

校庭は、市民スポーツが行える敷地として再利用します。なお、老人福祉センター隣の市民テニス場も移設します。

また、校舎の改修や校庭の整備について、民間活力を導入した効率的な資産運用を図ります。

廃校後の西中学校体育館は、用途変更を行い災害時の指定避難所として存続させ、廃止する鶴ヶ島海洋センターの体育館機能移転先の施設として新体育館が建設されるまで、市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、校舎内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.13 南中学校

廃止

1) 再編内容（学校再編計画による）

再編内容	・廃止（南小学校へ統合）
実施時期	・令和14（2032）年度以降

2) 施設の資産運用及び有効活用

解体・土地売却、貸付等
（校舎）

学校教育施設として存続
（体育館）

①資産運用の判定項目

借地状況	・借地なし
敷地売却額	・約18億5,000万円（体育館を除く）
施設解体費用	・約2億3,500万円（体育館を除く）
資産運用益	・約16億1,500万円
民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。 ・第一種中高層住居専用地域であり、道路付けなどからも店舗機能には適さない。近隣に広がる居住エリアへの行政サービス（学校、図書館など）提供の場とすることが適していると考えられる。
資産運用の可能性	・可能性は低い。
資産運用の理由	・敷地の全てが市有地。建物敷地は、市街化区域であり、住宅地であるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却等の資産運用が可能。（体育館用地及び既存テニスコートは、学校施設として利用するため、除く。）

②資産運用及び有効活用

南中学校は、小・中学校再編により、令和14（2032）年度以降に南小学校と施設一体型の

小中一貫教育校として再編することとし、廃校となります。

廃止後の南中学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、市街化区域内であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。ただし、体育館及びテニスコートは、学校施設として利用するため存続します。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、校舎内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

No.14 学校給食センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

鶴ヶ島市の学校給食は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき、鶴ヶ島市立の小学校及び中学校において学校給食を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、昭和 35（1960）年、鶴ヶ島第一小学校及び鶴ヶ島第二小学校の単独調理校方式から開始され、昭和 53（1978）年から共同調理場方式として、第一学校給食センターが供用開始されました。その後、児童・生徒数（給食数）の増加に伴い、昭和 59（1984）年から第二学校給食センターが新たに供用開始されました。

しかし、第一学校給食センターは建築後 30 年以上、第二学校給食センターは建築後 25 年以上経過するなど施設の老朽化が進み、児童・生徒への安全な給食の安定的な提供が課題となっていました。そのため、PFI※による施設整備を行い、平成 25（2013）年 9 月 1 日から新しい施設に移行しました。

なお、今後も食の安全を第一に、学校給食センターとしての事業を継続していきます。

※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）

公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・事業は PFI 事業契約により実施しており、令和 9（2027）年度に契約が満了する。その後の運用方針は未定であるが食の安全を第一に考え、継続利用していく。
判定④：施設の利用状況	・学校給食センターの市民講座への年間参加人数は減少傾向にある。 ・学校給食の専門施設であり、学校給食については、学校再編後も現在と同程度が見込まれる。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.27
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないが、別途、解体費用として約 2,100 万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし

：資産運用の可能性	・圏央道鶴ヶ島インターチェンジに近いこと、可能性あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・市街化調整区域内であるが、将来の市街化区域編入により、敷地の資産価値が高まることも想定され、敷地規模の大きさやインターチェンジに近接していることから近隣と同様、物流などの需要が考えられる。

3) 判定結果

施設の利用状況として、学校給食センターの市民講座への年間参加人数は減少傾向にありますが、施設の老朽化状況は0.27と低く、借地はありません。

また、資産運用の可能性は高いものの、食の安全を第一に考え、PFI期間（令和9（2027）年度）終了後も引き続き学校給食センターとして事業を展開していくため、市の建物として存続とします。

No.15 教育センター

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

教育センターは、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき設置され、平成23（2011）年5月に旧庁舎から保健センター建物の2階に機能を移転し、いじめや不登校などの悩みについての教育相談や教育支援室の開設などを実施しています。

なお、活用については、複合となっている保健センターとの関連性を考慮し、事業を継続していきます。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・現状では廃止の予定はない。ただし、施設の稼働率向上やランニングコストの抑制のために運営方針を見直し、維持していく。 ・保健センターと連携できるので、今の場所は良いとも感じている。保護者にとっても、入りやすい環境となっているが、統廃合後の校舎を教育センターとして使用することについては良いと思う。
判定④：施設の利用状況	・平成30（2018）年度の年間利用者数は289人で、ピークである平成28（2016）年度からはやや減少しており減少傾向にあるが、平成25（2013）年度の相談者数の約2倍となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.97
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約13万円
：資産運用益	・借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き約400万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし

：資産運用の可能性	・一般県道川越越生線沿道のため可能性あり
：資産運用の理由	・県道川越越生線沿道に4施設（女性センター、保健センター、鶴ヶ島保育所、発育支援センター）が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。

3) 判定結果

現在、施設は保健センターと複合となっていますが、教育委員会による学校再編計画に基づき、廃校となる西中学校校舎の活用を図り、教育センターとしての事業を展開していきます。

再配置時期については、令和9（2027）年度以降の西中学校への機能移転の時期に合わせて行います。

スペースの有効活用

4) 施設の資産運用及び有効活用

機能移転後の施設については、保健センターで実施している事業の充実のため有効活用を図ります。

4-3-2. 地域コミュニティ等施設

(1) 市民センター

No.16 東市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

(各市民センター共通)

公民館（現市民センター）は、町制施行以降の開発等により人口が急増したことにより、昭和 59（1984）年に策定した「鶴ヶ島町総合計画」において、「日常圏域を基礎とした住民の学習・文化活動を促進し、社会教育の充実を図るため、地域を基本として公民館の整備を図る」ことが位置付けられ、平成 3（1991）年までに、市内に 6 つの公民館が整備されました。

その後、急速に進む少子・高齢化や、市民の価値観やニーズの多様化に伴い、地域の課題を解決していくための施設として、平成 27（2015）年に公民館機能を見直し、「市民センター」へ移行しました。

市民センターは、地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援し、もって市民が安心して暮らせる地域社会を実現するために設置されています。

東市民センターは、昭和 56（1981）年「鶴ヶ島町コミュニティセンター」として開館し、昭和 58（1983）年にコミュニティセンターに併設するかたちで、「東部会館」「図書館東分室」の複合施設として開館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮するべき。 ・施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所※としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に 1 センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため、現状の配置を維持していきたい。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は70,243人であり、近年の利用者数は横ばいとなっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約28%と低い傾向であるが、和室のピーク時の稼働率は、80%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60歳以上の利用が多い傾向がある。 ・ロビーの利用状況として、20歳未満の利用が多く、子どもの遊びやサークル活動関係の利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく使用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	<ul style="list-style-type: none"> ・総合劣化指数 1.50
判定⑥：借地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年間借地料 約120万円
：資産運用益	<ul style="list-style-type: none"> ・借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き約8,100万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地である（敷地全体の約27%）。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地内にあり、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

※二次避難所：避難所における生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児世帯等)の生活を支援するために指定された施設です。

3) 判定結果

市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設としての必要性が求められています。

また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。

No.17 西市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

西市民センターは、昭和56(1981)年「西部会館」として開館しました。その後、自治会、公民館利用団体等から要望を受け、平成14(2002)年、「西公民館」「図書館西分室」「児童館」「学童保育室」の4つの機能と、福祉喫茶「よつば」を含めた複合施設として開館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮するべき。 ・施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に1センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。 ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため、現状の配置を維持していきたい。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は89,542人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約28%と低い傾向であるが、ホール(フロア)のピーク時の稼働率は、80%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60歳以上の利用が多い傾向がある。 ・ロビーの利用状況として、20歳未満の利用が多く、読書や食事、談話などの多目的な利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく使用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.68
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約130万円
：資産運用益	・借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き約1億3,400万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地である(敷地全体の約23%)。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。

No.18 南市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

南市民センターは、鶴ヶ島市第二小学校周辺の自治会関係者等から要望を受け、昭和 60 (1985) 年「南公民館」「図書館南分室」の 2 つの機能と、福祉喫茶「どんぐり」を含めた複合施設として開館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

なお、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内(地域拠点 - 鶴ヶ島駅周辺)にある市有地(現自治会集会所)を活用し、移転を図る必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮するべき。 ・施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。
判定①：法律上の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に 1 センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。 ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため現状の配置を維持していきたい。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は 71,243 人であり、近年の利用者数は、若干の減少傾向が見られる。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約 34% と低い傾向であるが、ホールのピーク時の稼働率は、80% を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60 歳以上の利用が多い傾向がある。 ・ロビーの利用状況として、60 歳以上の利用が多く、読書

	や食事、談話などの多目的な利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく使用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.42
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 200 万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還後、別途、解体費用として約 5,500 万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。

移転・新設

解体・借地返還

4) 施設の資産運用及び有効活用

施設を存続としていますが、立地適正化計画に基づき、南市民センターを都市機能誘導区域(地域拠点 - 鶴ヶ島駅周辺)内の市有地へ誘導することとしており、時期は未定(立地適正化計画期間 20 年以内)ですが、移転・新築し、移転後の南市民センターは、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

また、移転までの間に、調理台などの固定家具が設置されている調理実習室などは、使用用途が限定的であり、利用率が低いため、固定家具を撤去するなどして、機能の見直しを図り、多世代交流空間として多機能的に利用できるようにします。

なお、建替え時は、各部屋を多機能複合化することで施設規模の縮小を図ります。

No.19 北市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

北市民センターは、地元自治会関係者等から要望を受け、人口急増に伴い、児童館設置要求も高まっていたことから、昭和 61 (1986) 年「鶴ヶ島市北公民館」と鶴ヶ島町初の児童館「脚折児童館」が併設した複合施設として開館しました。なお、北公民館開館に伴い、鶴ヶ島町公民館は平成元 (1989) 年に廃館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮す
------	---

	<p>るべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。 ・令和元（2019）年度東日本台風の被災時に避難所として、最も避難人数が多かった実績があり、市内で唯一想定される市北部の洪水浸水想定区域に最も近い避難所であるため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に1センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。 ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため、現状の配置を維持していきたい。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は53,095人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約37%と低い傾向であるが、ホール（フロア）のピーク時の稼働率は、80%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60歳以上の利用が多い傾向がある。 ・ロビーの利用状況として、60歳以上の利用が多く、サークル活動関係などの多目的な利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく使用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.33
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約150万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約4,000万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開し

ていく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。

No.20 大橋市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

大橋市民センターは地域住民等からの図書館建設、公民館等建設の陳情書等を受け、平成3（1991）年「大橋公民館」「図書館大橋分室」「大橋児童館」の3つの機能を持つ複合館が開館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮するべき。 ・施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。 ・大橋市民センターを利用している自治会もある。市内に多くの自治会館があるから、これからは、もっと連携をとっていけば良いのではないか。
判定①：法律上の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に1センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。 ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため現状の配置を維持していきたい。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は55,427人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約47%と概ね5割あるが、ホール（フロア）のピーク時の稼働率は、80%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60歳以上の利用が多い傾向がある。 ・ロビーの利用状況として、20歳未満の利用が多く、子ども遊びなどの多目的な利用が多くなっており、地域住民

	にとって、気兼ねなく利用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・ 総合劣化指数 0.84
判定⑥：借地状況	・ 年間借地料 約 27 万円
：資産運用益	・ 借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き約 880 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・ 民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・ あり
：資産運用の理由	・ 駐車場が借地（敷地全体の約 11%）である。 ・ 建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地に近接しており、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

大橋市民センターは、6 館ある市民センターの中で北市民センターに次いで利用者数が少なく、減少傾向にあります。

しかし、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。

No.21 富士見市民センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

富士見市民センターは、都市基盤が整備され、新しい市街地として形成された富士見地区へ公民館建設の計画が立てられたことや、地元自治会等関係者からの要望に基づき、昭和 62（1987）年「鶴ヶ島市富士見公民館」「図書館富士見分室」の複合施設として開館しました。

市民センターは、地域の拠点施設として、地域住民に多く利用されていること、また、防災機能が位置づけられていることから、今後も継続していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民誰もが安心安全に利用できるように望む。 ・ 防災上からも自宅からの公共施設への距離、時間を考慮するべき。 ・ 施設が減っていくと、歩いて行ける施設とは程遠い「公共施設」になりかねない。歩いて行ける範囲内の施設配置をお願いしたい。 ・ 地域に親しまれてきた市民センターのあり方については、慎重に考えてほしい。 ・ 富士見市民センターはなくさないでほしい。 ・ 富士見市民センターに調理室がほしい。
判定①：法律上の設置義務	・ なし

判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> 既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に1センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設の年間利用者数は62,492人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として、約36%と低い傾向であるが、第2学習室のピーク時の稼働率は、90%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 施設の年齢構成としては、公共施設利用者アンケート等の結果より、60歳以上の利用が多い傾向がある。 ロビーの利用状況として、20歳未満の利用が多く、子どもの遊びなどの多目的な利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく利用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	<ul style="list-style-type: none"> 総合劣化指数 1.08
判定⑥：借地状況	<ul style="list-style-type: none"> 年間借地料 約220万円
：資産運用益	<ul style="list-style-type: none"> 借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約2億6,000万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場が借地（敷地全体の約28%）である。 建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

富士見市民センターは、利用状況が減少傾向で、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられ、存続が求められています。

防災面から、指定避難所及び二次避難所であることから、災害時の重要な避難所となっています。また、今後も地域拠点として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく必要があることから存続とします。

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転・新設

借地返還

土地・建物活用

施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点 - 若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約2,500㎡)、さらに、同民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約4,000㎡)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。移転後の富士見

市民センターは、敷地の一部（駐車場）が借地であることから、借地の返還を行い、土地や建物の貸付や売却の資産運用を図ります。

なお、建替え時は、多機能的に部屋を有効活用する方法として、使用用途が限られた部屋の機能の見直しを検討します。

(2) その他（地域コミュニティ等施設）

No.22 女性センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

女性センターは、女性労働者数が増加しつつある社会情勢下で、女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養及び地位の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として、昭和 63（1988）年に「鶴ヶ島町働く婦人の家（愛称ハーモニー）」として開館しました。

その後、平成 9（1997）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成 10（1998）年 6 月に正式施設名を「鶴ヶ島市女性センター」に変更しました。

また、平成 22（2010）年 3 月には、鶴ヶ島市男女共同参画推進条例が制定され、男女共同参画を推進する拠点施設として位置づけられました。

なお、今後も男女共同参画を推進する拠点施設として事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進条例に基づく施策は、女性センターだけで行うものではないが、女性の就労支援など、具体策は女性センターという場所がなければ難しい。 ・他市に比べホールがないのだから、女性センターは必要である。また、文化を進める意味でも必要な施設である。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所・二次避難所としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所にも指定されているので、現状では廃止の予定はない。ただし、施設の稼働率向上やランニングコストの抑制のために運営方針を見直し、維持していく。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は 37,010 人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として約 21%と低い傾向であるが、軽運動室のピーク時の稼働率は、80%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。 ・ロビーの利用状況として、20 歳～60 歳未満の利用が多く、サークル活動関係などの多目的な利用が多くなっており、地域住民にとって、気兼ねなく使用できる施設となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.09
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 210 万円

：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約3,800万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・一般県道川越越生線沿道のため可能性あり
：資産運用の理由	・県道川越越生線沿道に4施設（女性センター、保健センター、鶴ヶ島保育所、発育支援センター）が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。

3) 判定結果

女性センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も低く、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では「男女共同参画の視点から女性センターは残すべき」、「他市に比べホールがないため、女性センターは必要である。また、文化を進める意味でも必要な施設である」等の意見があり、こうした市民意見を可能な限り反映し、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続していくことが求められています。

よって、指定避難所及び二次避難所であることから、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続とします。

No.23 農業交流センター

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

農業交流センターは、農業関係者と市民が農業に親しみ、ともに交流を深めながら新しい農業のあり方を考え作り出していくための拠点施設として建設されました。農業関係者には研修や活動の場として、市民には農業体験を通じて農業に対する理解を深める場として、また、古くから継承されてきた農村の文化や味を体験し、次の世代へ伝える場として農村と都市住民との交流及び情報交換の場となることを目指し、平成10(1998)年11月に開設されました。

なお、今後も市民が農業に親しみ、農業の振興等を図るための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・災害ボランティア受入施設としての機能がある。
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状維持の方針で、事業が実施できる施設があれば問題はない。 ・令和2(2020)年度から、指定管理(貸館の窓口など)にて運営を行っている。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は8,368人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として約22%と低い傾向であるが、研修室のピーク時の稼働率は、70%を超えており、時間帯や部屋によって高い利用状況が見られる。

判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.02
判定⑥：借地状況	・借地なし（市民農園部分の年間借地料 約260万円）
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約2億3,300万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・市街化調整区域であるが、敷地の全てが市有地であり、既存宅地により、土地や建物の貸付や売却が可能である。 ・また、建物は貸農園付き農業施設として、民間貸付による施設運営により、賃貸収入が可能である。

3) 判定結果

農業交流センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も非常に低く、建物の老朽化が進んでいますが、災害ボランティア受入施設であること、また、今後は農産物の6次産業化（農業や水産業などの第一産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態化すること）や農の観光化、環境保全型農業の拠点を目指し存続とします。

No.24 市民活動推進センター

廃止(機能移転)

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

市民活動推進センターは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指して社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を推進するため、若葉駅前の商業施設内に市民活動の拠点施設として設置しています。

平成25(2013)年10月からは施設に出張所としての機能を付加し、新たな行政サービスを始めています。

2) 判定項目

市民意見	・市民活動推進センターは、限られた市民しか利用していない。本当に必要なのか。 ・これからの高齢化社会においては、市民活動が今後、より重要になっていく。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・帰宅困難者対応施設に指定されている。
判定③：今後の市の事業展開	・市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO法人やボランティア団体の育成等の場としていたが、市民活動団体と地域活動団体等とのつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、市民センターに機能移転する。これにより、令和3(2021)年度末をもって廃止とする。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は8,035人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・現在は、利用する団体が限られており、空いている場合には個人利用も可としているため、17時以降は個人学習の利用が大半となっている。 ・令和元(2019)年度の利用者人数の約半数は主用途以外の

	利用となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・民間商業施設内のため劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし（民間商業施設年間賃借料 約 603 万円）
：資産運用益	・賃借のため資産運用益はなし。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・賃借のため資産運用の可能性はなし
：資産運用の理由	・民間商業施設内の一部を間借りしており、市有地ではないため。

3) 判定結果

市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO 法人やボランティア団体の育成等の場としていましたが、市民活動団体と地域活動団体等とのつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、市民センターに機能移転します。これにより、令和 3（2021）年度末をもって廃止とします。

4) 施設の資産運用及び有効活用

スペースの有効活用

同施設を使用している若葉駅前出張所の利用は継続します。

なお、市民活動推進センターの廃止部分については、基本コンセプトに位置づけた「地域密着（地域に根差した施設）」、「多世代交流」、「多目的利用」ができる待合スペースやロビーとして、市民が気軽に多目的かつ多世代で交流できる、地域に開かれたオープンスペースとしての有効活用を図ります。

4-3-3. 学習施設

(1) 図書館

No.25 中央図書館

存続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

町制時代、中央図書館は、各公民館が建設されるごとに分室として設けていました。その後、中央図書館建設の機運が高まり、平成8（1996）年10月に開館しました。現在、市民の学習要求に応えるため、図書等の収集、貸出業務を行うとともに、市民やサークルなどを対象に、ICTルーム席や施設の貸出も行っています。

また、広く市民に本に親しむ機会を提供するため、図書館関連イベントを開催しています。なお、今後も市民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・図書館分室を利用する機会は少ない。図書の本を返す時には利用するかもしれないが、たくさんの本を目的とする場合は、直接、中央図書館を利用する。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・災害時他自治体等応援職員受入施設に指定されている。
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は81,600人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、平均稼働率として約19%と低い傾向であり、展示室1・2のピーク時の稼働率も34%と低い利用状況が見られる。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.63
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約150万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約8,900万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地全体の約20%が借地である。 ・建物敷地は、市街化区域であり、駅から徒歩圏外であるが、周辺に商業施設（大型食料品店、ホームセンター等）や市役所があり、住宅地などの一定の需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

中央図書館は、利用状況が減少傾向で、借地料が発生していますが、図書館の設置には努力義務が課せられており、今後も、本の貸し出しにとどまらず、行政情報、地域の情報、社会経済の変化に対応した情報等、市民が必要となる情報の発信施設として、存続とします。

No.26 図書館東分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館東分室は、東市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。 ・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は7,931人であり、近年の利用者数は横ばいとなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.50
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約6万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約470万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地（敷地全体の約27%）である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地内にあり、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

図書館東分室は、利用状況が横ばいで施設の老朽化状況も高くなっています。しかし、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

No.27 図書館西分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館西分室は、西市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。 ・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は 8,297 人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.68
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 20 万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約 2,100 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地（敷地全体の約 23%）である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

図書館西分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

No.28 図書館南分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館南分室は、南市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。 ・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は9,807人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.42
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約22万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約600万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

図書館南分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

ただし、老朽化状況や借地の解消を目指し、時期は未定ですが、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域(地域拠点-鶴ヶ島駅周辺)内の鶴ヶ島文化会館廃止後の跡地に、南市民センターと併せ移転します。なお、移転時には、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。

No.29 図書館北分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館北分室は、北市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。
------	--------------------------------------

	・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は5,535人であり、近年の利用者数は横ばいとなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.33
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約9万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約250万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

図書館北分室は、利用状況が横ばいですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

No.30 図書館大橋分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館大橋分室は、大橋市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。 ・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。

判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は9,366人であり、近年の利用者数は横ばいとなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.84
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約5万円
：資産運用益	・借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除去費を除き約160万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・駐車場が借地（敷地全体の約11%）である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地に近接しており、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

図書館大橋分室は、利用状況が横ばいですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

No.31 図書館富士見分室

機能見直し

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

図書館富士見分室は、富士見市民センターに併設されており、開架書庫を有した貸出・返却等の機能がある施設です。

なお、今後も地域住民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい。 ・図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。
判定①：法律上の設置義務	・文部科学省の基準により設置は努力義務となっている。
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は8,127人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.08

判定⑥：借地状況	・年間借地料 約27万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約3,200万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・駐車場が借地（敷地全体の約28%）である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

図書館富士見分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。

なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

ただし、老朽化状況や借地の解消を目指し、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点 - 若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約2,500㎡)、さらに、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約4,000㎡)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。

なお、移転時は、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

(2) 文化財保護保存施設

No.32 龍蛇ふる里会館

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

龍蛇ふる里会館は、平成31(2019)年3月に下向児童公園内に建設され、脚折雨乞行事で使われるミニ龍蛇や、市内で最も大きな龍蛇の写真の展示を通じ、行事開催のない年にも伝統行事「脚折雨乞」の持つ魅力に触れることができます。

龍蛇製作技術継承の拠点、資機材の保管機能を備えた施設として整備されました。

なお、今後も地域の伝統や文化継承等のため事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・事業は現状維持の方針で、これまでの事業が実施できる施設があれば問題はない。

判定④：施設の利用状況	・小学生を対象としたウォーキングイベントの会場利用 ・年6回の保存会による講習会の実施会場の利用
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約2,900万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・公園の一部が敷地であり、資産運用の可能性は低い。

3) 判定結果

龍蛇ふる里会館は、新しい施設であり、その設置目的や利用状況から、引き続き本施設で事業を展開していくため存続とします。

4-3-4. 健康保健施設（スポーツ・健康施設）

No.33 鶴ヶ島海洋センター

廃止（機能移転）

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

鶴ヶ島海洋センターは、青少年をはじめとする市民の健康づくり、体力づくり、コミュニティづくりの場として、ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（B&G財団）により建設され、完成した建物は市に無償譲渡され、昭和57（1982）年4月に開館しました。

なお、今後も市民が、いつでもだれでも手軽に利用できる社会体育施設として生涯スポーツ、レクリエーションの振興に取り組んでいく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴ヶ島海洋センターは、特化した設備（体育館）があるから稼働率が高い。そういった特色ある施設が必要である。 ・鶴ヶ島海洋センターの場所は、太田ヶ谷の運動公園の近くに移動した方が便利に利用できると思う。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所及び帰宅困難者対応施設としての機能があり、災害時の避難者の収容や歩いて行ける避難施設として配置上の徒歩圏内をカバーしているため、廃止することはできない。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりやレクリエーションの場を提供するため、アリーナ等の貸出業務を行っていく。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の年間利用者数は54,485人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。 ・施設の部屋の稼働率は、アリーナ（体育館部分）の平均稼働率として約60%と高い傾向である。 ・アリーナのピーク時の稼働率は、80%を超えており、高い利用状況が見られるが、ミーティングルームは稼働率が低くなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.47
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約1,400万円
：資産運用益	<ul style="list-style-type: none"> ・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約2億3,100万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を生むための資産運用としては、売却という方法のみと思われる。（前面道路が狭いため、一戸建て住宅用の土地利用が考えられる。）[宅建協会] ・民間での利活用を検討した場合、周辺地区の状況から個人向けサービスが考えられる。しかし、現在は当該地を中心に東、西、北に大型スーパーが出店しており、同種の業態は飽和状態といえる。また道路付けの点から、衣料やその他の生活利便施設の出店も困難と想定される。 ・よって、土地売却による宅地分譲以外に土地利用は困難な場所と考えられる。[埼玉りそな銀行]
：資産運用の可能性	・ある
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地全体の約67%が借地である。 ・建物敷地は、市街化区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地内にあり、住宅地などの需要が考えられるため、土地の貸付や売却が可能である。

	・市有地だけでなく、借地部分と一体的な土地活用とすることで、敷地全体による大規模な資産運用が可能。
--	---

3) 判定結果

鶴ヶ島海洋センターは、利用状況が減少傾向で建物の老朽化が進んでいること、多額の借地料が発生していることから廃止し、今後の市民の健康づくりの拠点として、(新)市民体育施設が新設されるまでの暫定施設として、市の体育館機能を令和9(2027)年度以降に廃校後の西中学校体育館へ移転します。

なお、指定避難所として機能があるため、移転の時期は、将来、市の災害時の避難人数が鶴ヶ島海洋センターの避難人数分が減少した後とします。

また、帰宅困難者に対応する代替施設は、災害時の帰宅困難者対応施設として使用する協定を結んでいる鶴ヶ島駅前の「アルカーサル迎賓館川越(民間施設)」を活用します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

解体・借地返還	土地活用
---------	------

移転後の鶴ヶ島海洋センターは廃止し、敷地の一部が借地であることから、建物解体後に借地の返還を行い、市有地は貸付や売却等による資産運用を図ります。

No.34 保健センター	存 続
---------------------	------------

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

保健センターは、市民の健康増進の拠点施設として平成5(1993)年4月に開所しました。開所当初は、予防接種の集団接種及び集団検診の会場としての機能や、リハビリのための軽運動機能、食生活改善機能等を備えていましたが、平成23(2011)年5月の旧庁舎建物の使用廃止に伴い、教育センターが移転してきたことにより、機能訓練室、会議室部分を縮小している状況にあります。

なお、今後も市民の健康増進の拠点施設として各種事業の拡充等を図っていく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターはよく利用するが、交通の便が悪い。保健センターで行っているサービスを他の施設でも行ってほしい。 ・高齢者と子どもがお互い気持ち良く一緒に過ごせるような施設があるといいと思う。 ・高齢者の居場所がなくなっている。高齢者の居場所となる施設が点在していた方が良い。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・災害時医療救護所として、災害時に応急手当を中心とした医療救護活動を行う場として指定されている。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・事業は現状を維持する方針で、これまでどおり事業が実施できる施設があれば問題はない。 ・移転については可能ではあると思うが、歯科の検診台や特殊なユニットがあるので大がかりとなる。

判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は5,668人であり、健康診査、健康相談、健康指導を主に実施しており、その他、母子の健康保持・増進、子育て支援、市民の健康づくりなど多数の事業を実施している。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.97
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約100万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約3,100万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・一般県道川越越生線沿道のため可能性あり
：資産運用の理由	・県道川越越生線沿道に4施設（女性センター、保健センター、鶴ヶ島保育所、発育支援センター）が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。

3) 判定結果

保健センターは、災害時医療救護所であるとともに、今後、高齢化が進行することが予想される中で市民の健康づくりの拠点として必要であるため、存続とします。

なお、併設している教育センターは、令和9（2027）年度以降に廃校後の西中学校校舎への機能移転を行うため、機能移転後の施設については、保健センターで実施している事業の充実のため有効活用を図ります。

4-3-5. 福祉施設

(1) 保育所

No.35 鶴ヶ島保育所

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

保育所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号第 24 条第 1 項）の規定により保育を必要とする児童を入所させて保育するため、同法第 35 条第 3 項の規定に基づき設置された施設です。鶴ヶ島保育所は、昭和 41（1966）年に開設されました。その後、0 歳児保育や一時保育と多様化する保育ニーズに対応するため、発育支援センターを含む複合施設として平成 10（1998）年に現在の建物に改築され、平成 12（2000）年には、待機児童対策として、教材室を保育室に改修しています。

なお、今後も地域の保育需要に対応するため事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きで仕事をしているため、なかなか、交流を目的として公共施設を保育所以外に利用しない。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・市が設置する鶴ヶ島保育所、富士見保育所は入所率が 100%を超えている。また、民間の保育所（地域型保育施設を含む）でも、1 つの園を除き、入所率が 90%を超えている。その中でも入所率 100%以上の保育所は 9 施設となっている。 ・今後は、少子化により児童数は減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策を見据えながら、保育需要の変動に対応していく必要がある。
判定④：施設の利用状況	・年間利用者数 127 人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.80
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 3,200 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・一般県道川越越生線沿道のため可能性あり
：資産運用の理由	・県道川越越生線沿道に 4 施設（女性センター、保健センター、鶴ヶ島保育所、発育支援センター）が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。

3) 判定結果

鶴ヶ島保育所は定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が懸念されるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要が継続すると見込まれるため存続とします。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

保育所は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号第 24 条第 1 項）の規定により保育を必要とする児童を入所させて保育するため、同法第 35 条第 3 項の規定に基づき設置された施設です。富士見保育所は、昭和 40（1965）年代の日本住宅公団による富士見土地区画整理事業の施行に併せ、周辺の保育需要に対応するため、昭和 54（1979）年 4 月に開設されました。その後、建物の老朽化等により、平成 27（2015）年 3 月に栄小学校の敷地の一部に新たに富士見保育所を建替えし、移転しました。

なお、今後も地域の保育需要に対応するため事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きで仕事をしているため、なかなか、交流を目的として公共施設を保育所以外に利用しない。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・市が設置する鶴ヶ島保育所、富士見保育所は入所率が 100%を超えている。また、民間の保育所（地域型保育施設を含む）でも、1つの園を除き、入所率が 90%を超えている。その中でも入所率 100%以上の保育所は 9 施設となっている。 ・今後は、少子化により児童数は減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策を見据えながら、保育需要の変動に対応していく必要がある。
判定④：施設の利用状況	・年間利用者数 135 人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.25
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 3 億 9,700 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・若葉駅から徒歩圏内のため可能性あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地であり、市街化区域である。 ・若葉駅からの徒歩圏内である点や近くに富士見中央公園がある点、住宅地内である点等から生活利便性は高く、住宅地や福祉施設などの需要が考えられるため、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

富士見保育所は定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が懸念されるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要が継続すると見込まれるため存続とします。

(2) 高齢者施設

No.37 老人福祉センター

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に、昭和54(1979)年11月に開設されました。その後、平成9(1997)年度には、経年劣化を理由に内・外壁・屋根の改修、空調設備改修、電気設備改修を行っています。

また、平成11(1999)年に高齢者の「陶芸、うどん作り、茶道、華道」などの様々な生きがい活動に利用するための施設として、敷地内に「おたっしや工房」を建設しました。

平成19(2007)年7月1日からは、民間業者のノウハウを活用し、施設の設置目的を効果的に実現するため、指定管理者制度を導入しています。

なお、今後も更なる高齢化への対応として、高齢者の健康増進等のための事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉センターの配置が悪い。 ・高齢者と子どもがお互い気持ち良く一緒に過ごせるような施設があるといいと思う。 ・高齢者の居場所がなくなっている。高齢者の居場所となる施設が点在していた方が良い。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・二次避難所として、避難所における生活が困難な要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児世帯等)の生活を支援するために指定されている。
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の立地は、利便性の悪さや借地の問題もあり、最適ではない。参加者が多い活動には送迎があるため、あまり問題にならないが、車で来館者も多いので駐車場の確保は必要である。 ・再編に際して、おたっしや工房と市民センターの機能統合については、老人福祉センター利用者の希望日時に予約が取れないため、非常にやりにくい。移転するとしても、優先的に使える諸室を確保しないと厳しい。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は62,294人であり、近年の利用者数はほぼ横ばいとなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.17
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約530万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約4,300万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

老人福祉センターは、老朽化も進行していますが、市民意見では「高齢者の居場所がなく

なっている」等の意見があることから、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。

しかし、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、移転することにより、借地を解消します。移転先は、令和9（2027）年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部とし、旧庁舎跡地に複合施設が新設されるまで暫定施設として利用します。

なお、二次避難所の機能も同様に、廃校後の西中学校校舎へ移転します。

解体・借地返還

4）施設の資産運用及び有効活用

移転後の老人福祉センターは、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

なお、老人福祉センター隣のテニスコートについては、廃校後の西中学校テニスコートを移転先として再利用します。

（3）障害者等施設

No.38 障害者生活介護施設

移 転

1）施設の建設経緯、施設が目指す姿

障害者生活介護施設は、平成元（1989）年4月に心身障害者地域デイケア施設「きいちご」として開設されました。本市で最初の重度心身障害者の生活訓練と作業所機能を持つ施設であり、公設民間委託施設として、大きな成果を挙げてきました。

平成28（2016）年4月には、障害者総合支援法に基づく障害者生活介護施設に移行し、在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図っています。

なお、今後も、障害者の日常生活及び社会生活の支援施設として、事業を展開していく必要があります。

2）判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・基本的には、車両による送迎を前提としているので、立地の不便はない。 ・現在の施設は緑も多く、良好な環境であるため、移転した場合には不満に思う人もいるかもしれない。 ・利用者には、施設が古いことや、借地返還など理由を説明すれば、納得していただけたと思う。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間登録利用者数は206人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.24
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約260万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約2,100万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし

：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

障害者生活介護施設は利用状況が増加しており、今後の本市の事業展開もあるため、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。

しかし、施設の老朽化が進行し、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、移転することにより、借地を解消します。移転先は、令和9（2027）年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部とし、旧庁舎跡地に複合施設が新設されるまで暫定施設として利用します。

解体・借地返還

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転後の障害者生活介護施設は、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

No.39 発育支援センター

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

発育支援センターは、心身に障害がある児童または心身の発達に遅れや不安のある子どもに対して、基本的な生活習慣を身に付けることや集団生活の適応性を高めるために必要な指導や訓練を行うことで、その児童の発達を援助する施設です。

平成10（1998）年に鶴ヶ島保育所との複合施設として設置し、児童の発達に合わせて通所指導、外来指導、親子教室など心身に障害がある児童等へのきめ細かな子育て支援サービスを行っています。

なお、今後も本市の子育て相談の中核的な施設として児童発達支援センターへのレベルアップを図っていく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て相談の中核的な施設として残していきたい。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は3,077人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。 ・通所指導が利用の約8割を超えており、平成26（2014）年度に通所指導の利用が2,000人を下回ったものの、翌年以降は増加し、近年は、2,500人を超えている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.80
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約770万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者からの意見は特になし

：資産運用の可能性	・一般県道川越越生線沿道のため可能性あり
：資産運用の理由	・県道川越越生線沿道に4施設（女性センター、保健センター、鶴ヶ島保育所、発育支援センター）が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。

3) 判定結果

発育支援センターは、障害児の相談、療育ニーズの高まり等へ対応する必要があるため、機能を拡充し、児童発達支援センターへレベルアップを図るため、令和9（2027）年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部へ移転し、民間による運営を含めて検討します。

スペースの有効活用

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転後の発育支援センターの空いたスペースは、鶴ヶ島保育所の子育てセンター事業による有効活用を図ります。

(4) 学童保育室

No.40 どんぐりクラブ(鶴ヶ島第二小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

どんぐりクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、鶴ヶ島第二小学校区の学童保育室として昭和54（1979）年10月に開設されました。その後、建物の老朽化に伴い、平成20（2008）年11月に鶴ヶ島第二小学校敷地内に建築して移転しました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数は74.08人（どんぐり小規模児童クラブ含む）である。 ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約2,100万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり

：資産運用の理由	・鶴ヶ島第二小学校敷地内、南校舎の一部を使用しているため、学校の統廃合時期に併せて、体育館付近に建替えを行い、換地をすることで、学校敷地と一体的な売却が可能である。
----------	--

3) 判定結果

どんぐりクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

鶴ヶ島第二小学校の廃校時期以降も施設を存続する場合、敷地活用の観点から、体育館に近接した敷地へ移転、新築します。(どんぐり小規模児童クラブ含む。)

No.41 どんぐり小規模児童クラブ(鶴ヶ島第二小学校区)	存 続
--------------------------------------	------------

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

どんぐり小規模児童クラブは、入室児童が70人を超える学童保育室について、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため、平成22(2010)年9月にどんぐりクラブ学童保育室を分割し、鶴ヶ島第二小学校南校舎1階西側の余裕教室を改修し、小規模児童クラブとして開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 74.08人(どんぐりクラブ含む) ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・鶴ヶ島第二小学校敷地内のため、鶴ヶ島第二小学校敷地の借地料(年間借地料約2,420万円)に含まれる。
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約640万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・鶴ヶ島第二小学校敷地内、南校舎の一部を使用しているた

	め、学校の統廃合時期に併せて、体育館付近に建替えを行い、換地をすることで、学校敷地と一体的な売却が可能である。
--	---

3) 判定結果

どんぐり小規模児童クラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

鶴ヶ島第二小学校の廃校時期以降も施設を存続する場合、敷地活用の観点から、体育館に近接した敷地へ移転、新築します。(どんぐりクラブ含む。)

No.42 ありんこクラブ(杉下小学校区)	存 続
------------------------------	------------

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

ありんこクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、杉下小学校区の学童保育室として、平成 22 (2010) 年 6 月に杉下小学校敷地内に開設しました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 93.00 人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 3,000 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・市街化調整区域であるが、学校敷地内の小規模な土地のため、敷地活用の可能性は低い。 ・学校の統廃合時期に併せて、体育館付近に建替えを行い、換地をすることで、学校敷地と一体的な貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

ありんこクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.43 第二ありんこクラブ(杉下小学校区)

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

第二ありんこクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、杉下小学校区の学童保育室として平成28(2016)年4月に旧若葉駅前土地区画整理事務所を改修して開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 33.83人 ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約5,300万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・公園敷地を予定しているため。

3) 判定結果

第二ありんこクラブは定員未滿となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和3(2021)年度に、現つばきやまクラブ使用施設に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

建物解体

移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

ひまわりクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、新町小学校区の学童保育室として昭和 61（1986）年 10 月に開設されました。その後、平成 14（2002）年度の西公民館（現西市民センター）、西児童館の整備に伴い、西公民館内に移転となりました。

さらに、入室児童の増加により、平成 22（2010）年 4 月からひまわりクラブを三分割することとなりました。ひまわりクラブ A は、分割したうちの 1 つで、西市民センターに併設されています。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 42.83 人 ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 12 万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約 1,300 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・駐車場が借地（敷地全体の約 23%）である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

ひまわりクラブ A は定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

なお、事業における安全性、効率性の観点から、現在の施設は廃止し、令和 4（2022）年度に、ひまわりクラブ B、C と合わせて、新町小学校内の一部に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

スペースの有効活用

移転後の旧ひまわりクラブの空いたスペースは、健康福祉関係の事業への利用など、需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.45 ひまわりクラブ B(新町小学校区)

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

ひまわりクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、新町小学校区の学童保育室として昭和 61 (1986) 年 10 月に開設されました。その後、平成 14 (2002) 年度の西公民館 (現西市民センター)、西児童館の整備に伴い、西公民館内に移転となりました。

さらに、入室児童の増加により、平成 22 (2010) 年 4 月からひまわりクラブを三分割することとなりました。ひまわりクラブ B は、分割したうちの 1 つで、西つどいのひろばとともに、旧新田土地区画整理事務所の 1 室を利用しています。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 44.33 人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 1 億 6,400 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・公園敷地を予定しているため。

3) 判定結果

ひまわりクラブ B は定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和 4 (2022) 年度に、ひまわりクラブ A、C と合わせて、新町小学校内の一部に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

建物解体

移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

ひまわりクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、新町小学校区の学童保育室として昭和 61（1986）年 10 月に開設されました。その後、平成 14（2002）年度の西公民館（現西市民センター）、西児童館の整備に伴い、西公民館内に移転となりました。

さらに、入室児童の増加により、平成 22（2010）年 4 月からひまわりクラブを三分割することとなりました。ひまわりクラブCは、分割したうちの 1 つで、一本松土地区画整理事務所の機能が平成 22（2010）年 4 月から市庁舎に移転することに合わせ、施設の有効活用の観点から、改修を行い活用しています。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 35.67 人 ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 1 億 2,300 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・公園敷地を予定しているため。

3) 判定結果

ひまわりクラブCは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和 4（2022）年度に、ひまわりクラブA、Bと合わせて、新町小学校内の一部に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。

建物解体

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

なかよしクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、鶴ヶ島第一小学校区の学童保育室として昭和 58 (1983) 年 4 月に開設されました。その後、建物の老朽化に伴い、平成 18 (2006) 年 4 月に現在の鶴ヶ島第一小学校裏に建設し移転しました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 94.17 人（なかよし小規模児童クラブ含む） ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 4,300 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

なかよしクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

入室児童が 70 人を超える学童保育室については、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため分割となります。なかよし小規模児童クラブは、平成 22 (2010) 年 7 月になかよしクラブ学童保育室を分割し、小規模児童クラブとして開所しました。

なお、建物については、なかよしクラブ学童保育室敷地内に建設しました。

今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 94.17人（なかよしクラブ含む） ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約380万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

なかよし小規模児童クラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.49 つくしんぼクラブ(藤小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

つくしんぼクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、藤小学校区の学童保育室として昭和59（1984）年4月に開設されました。その後、建物の老朽化及び借地の返還に伴い、令和2（2020）年11月に藤小学校敷地内に建替えを行いました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 39.42人（旧施設） ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約1,500万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、学校敷地内の小規模な土地のため、敷地活用の可能性は低い。

3) 判定結果

つくしんぼクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。
なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.50 第二つくしんぼクラブ(藤小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

第二つくしんぼクラブは、藤小学校区の学童保育室であるつくしんぼクラブが、平成21（2009）年時点で約100人の児童が入室し、平成27（2015）年度まで同程度の入室児童が見込まれることから、藤小学校敷地内に当学校区2つ目の学童保育室として平成22（2010）年4月に開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、

	残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 85.33人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約1,500万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、学校敷地内の小規模な土地のため、敷地活用の可能性は低い。

3) 判定結果

第二つくしんぼクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.51 つばきやまクラブ(栄小学校区)

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

つばきやまクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、栄小学校区の学童保育室として平成9（1997）年4月に開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 48.00人 ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約76万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約690万円必要となる。

：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

つばきやまクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

しかし、令和2（2020）年度には、入室児童数が急増して定員を大きく超過し、施設が手狭となっているため、令和3（2021）年度に現施設より広い床面積が確保できる栄小学校校舎内の一部に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

建物活用

移転後の施設は、第二ありんこクラブの機能移転先として再利用します。

No.52 もみじやまクラブ(栄小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

もみじやまクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、杉下小学校区の学童保育室として昭和56（1981）年3月に学童保育室ありんこクラブとして開設されました。

その後、平成22（2010）年6月に、杉下小学校区学童保育室ありんこクラブが杉下小学校敷地内に移転したことに伴い、大規模化したつばきやまクラブを分割し、もみじやまクラブとして建物を利用しています。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 45.00人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約45万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約330万円必要となる。

：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

もみじやまクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。
 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.53 はちまんクラブ(長久保小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

はちまんクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、長久保小学校区の学童保育室として平成12(2000)年12月に開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 51.58人(はちまん小規模児童クラブ含む) ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約4,100万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

はちまんクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するた

め存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.54 はちまん小規模児童クラブ(長久保小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

入室児童が70人を超える学童保育室については、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため、分割となります。はちまん小規模児童クラブは、平成22(2010)年7月にはちまんクラブ学童保育室を分割し、小規模児童クラブとして開所しました。

なお、建物については、はちまんクラブ学童保育室敷地内に建設しました。

今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 51.58人（はちまんクラブ含む） ・入所定員を下回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約450万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

はちまん小規模児童クラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

第二はちまんクラブは、長久保小学校区の学童保育室はちまんクラブの入室児童の増加により、平成 30 (2018) 年 10 月に民間施設の借上げにより開設されました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 34.08 人 ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・民間施設借上げ（年間 120 万円）
：資産運用益	・借上げのため資産運用益はなし
：民間事業者の意見	・借上げのため民間事業者の意見はなし
：資産運用の可能性	・借上げのため資産運用の可能性はなし
：資産運用の理由	・民間住宅を借上げしており、市有地ではないため。

3) 判定結果

第二はちまんクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

たんていクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、南小学校区の学童保育室として昭和 62 (1987) 年 10 月に開設されました。その後、建物の老朽化に伴い、平成 12 (2000) 年 12 月に改築を行っています。

さらに、入室児童が 70 人を超える学童保育室について、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため、平成 22 (2010) 年 7 月には小規模規模児童クラブを分割し、さらに、令和 2 (2020) 年 3 月から、たんていクラブ A とたんていクラブ B に分

割することとなりました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 92.09人（たんてい小規模児童クラブ含む） ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約990万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、住宅地に近接しているため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

たんていクラブAは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.57 たんてい小規模児童クラブ(南小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

たんてい小規模児童クラブは、入室児童が70人を超える学童保育室について、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため、平成22(2010)年7月にたんていクラブ学童保育室を分割し、小規模児童クラブとして開所しました。

なお、建物については、たんていクラブ学童保育室敷地内に建設しました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・月平均利用者数 92.09人（たんていクラブA含む） ・入所定員を上回る利用状況となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除くと約110万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、住宅地に近接しているため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

たんてい小規模児童クラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

No.58 たんていクラブB(南小学校区)

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

たんていクラブは、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うため、南小学校区の学童保育室として昭和62(1987)年10月に開設されました。その後、建物の老朽化に伴い、平成12(2000)年12月に改築を行っています。

さらに、入室児童が70人を超える学童保育室について、子どもの情緒面への配慮及び安全性を確保し、適正な定員規模を保つため、平成22(2010)年7月には小規模規模児童クラブを分割し、令和2(2020)年3月から、たんていクラブAとたんていクラブBに分割することとなりました。

なお、今後も子育て支援として、地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・共働きのため、注目しているのは学童保育のサービスであり、遅くなってしまった時には、自宅へ送り届けてくれるサービスがあったらありがたい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。
判定④：施設の利用状況	・令和元（2019）年度竣工のため、年間利用データはなし
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約760万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、住宅地に近接しているため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

たんていクラブBはたんていクラブを分割し新たに開設された新施設であることから、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

(5) 児童館

No.59 西児童館

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

本市の児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき設置されました。西児童館は、平成14（2002）年12月に鶴ヶ島西公民館（現西市民センター）、図書館西分室、西児童館、学童保育室の4つの機能と福祉喫茶「よつば」も含めた複合施設として開館しました。

児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。

また、西児童館は施設の運営に民間のノウハウを生かす「指定管理者制度」を平成28（2016）年4月に導入し、その成果を挙げてきているところです。

なお、今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童を育む事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に、色々な遊びができる場として児童館をなくさないで下さい。 ・鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点では、ありがたいと感じている。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設として残す必要がある。 ・児童館では、地域との連携、指定管理者による自由度の高いイベントを開催している。場所を問わない事業も多いが、地域に根付いた事業も行っている。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は 33,051 人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.68
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 40 万円
：資産運用益	・借地のため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約 4,200 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者の意見は特になし
：資産運用の可能性	・一本松駅から徒歩圏内のため可能性あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地（敷地全体の約 23%）である。 ・建物敷地は、駅から徒歩圏外であるが、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

西児童館は、利用状況が増加傾向であり、市民意見では「子どもが安全に、色々な遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、西市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。

No.60 脚折児童館

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

本市の児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき設置されました。脚折児童館は、昭和 61（2002）年 6 月に鶴ヶ島北公民館（現北市民センター）、図書館北分室、脚折児童館も含めた複合施設として開館しました。

児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。

なお、今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童を育む事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい。 ・鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点では、ありがたいと感じている。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設として残す必要がある。 ・児童館では、地域との連携による自由度の高いイベントを開催している。場所を問わない事業も多いが、地域に根付いた事業も行っている。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は 15,209 人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.33
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 60 万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約 1,600 万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者の意見は特になし
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・100%借地であり、市有地ではないため。

3) 判定結果

脚折児童館は、利用状況が減少傾向であり、建物の老朽化が進んでいますが、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」、「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、北市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。

No.61 大橋児童館

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

本市の児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき設置されました。大橋市民センターは、平成 3（1991）年に大橋公民館（現大橋民センター）、図書館大橋分室、大橋児童館も含めた複合施設として開館しました。

児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。また、大橋児童館は施設の運営に民間のノウハウを生かす「指定管理者制度」を平成 25（2013）年 4 月に導入し、その成果を挙げてきているところです。

なお、今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童を育む事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に、色々な遊びができる場として児童館をなくさないで下さい。 ・鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点では、ありがたいと感じている。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設として残す必要がある。 ・児童館では、地域との連携、指定管理者による自由度の高いイベントを開催している。場所を問わない事業も多いが、地域に根付いた事業も行っている。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は 24,684 人であり、近年の利用者数は横ばいとなっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.84
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約 10 万円
：資産運用益	・借地であるため、借地を返還し、土地売却後に建物除却費を除き、約 330 万円売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者の意見は特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場が借地（敷地全体の約 11%）である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地に近接しており、既存宅地により、住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

大橋児童館は、利用状況が増加傾向であり、市民意見では「子どもが安全に、色々な遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」、「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、大橋市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。

No.62 上広谷児童館

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

本市の児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき設置されました。上広谷児童館は他の 3 館とは異なり、児童館機能のみの単独館として、昭和 62(1987)年 5 月に開設されました。

児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。また、上広谷児童館は、施設の運営に民間のノウハウを生かす「指定管理者制度」を平成 19（2007）年 7 月に導入し、その成果を挙げてきているところです。

なお、今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童を育む事業を展開していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい。 ・鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点では、ありがたいと感じている。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設として残す必要がある。 ・児童館では、地域との連携、指定管理者による自由度の高いイベントを開催している。場所を問わない事業も多いが、地域に根付いた事業も行っている。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は 33,357 人であり、近年の利用者数は減少傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 1.23
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約 3,700 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者の意見は特になし
：資産運用の可能性	・若葉駅から徒歩圏内のため可能性あり
：資産運用の理由	・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

上広谷児童館は、利用状況が減少傾向であり、建物の老朽化が進んでいますが、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」、「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があることから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。

4-3-6. 市営住宅

No.63 新町住宅

借上期間満了による返還

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

新町住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、埼玉県住宅供給公社によって建設され、借上げ方式により平成16（2004）年に開設した唯一の市営住宅です。

2) 判定項目

市民意見	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して住めるようにお願いします。 ・新町住宅の廃止後、住宅困窮者への住宅確保ができるのか。
判定①：法律上の設置義務	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅法に基づき、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行う必要がある
判定②：防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
判定③：今後の市の事業展開	<ul style="list-style-type: none"> ・新町住宅は20年間の借上期間（令和6（2024）年9月）の満了に伴い埼玉県住宅供給公社へ建物を返還する。 ・返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担等の居住者の緩和措置などを検討していく。
判定④：施設の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・入居率96.8%（年間平均入居戸数28.08戸/29戸）
判定⑤：建物老朽化状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県住宅供給公社より、借上げしている建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	<ul style="list-style-type: none"> ・借地なし
：資産運用益	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げのため資産運用益はなし
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の意見は特になし
：資産運用の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げであり、市の所有施設ではないため。

3) 判定結果

新町住宅は、埼玉県住宅供給公社との賃貸借契約期間の終了に伴い、令和6（2024）年9月までに返還します。

返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担等の居住者の緩和措置などを検討していきます。

なお、低所得者等向け住宅政策については、住宅困窮者のための総合的な住宅支援を検討していきます。

4) 施設の資産運用及び有効活用

建物返還

廃止後の施設は、埼玉県住宅供給公社に返還します。

4-3-7. 庁舎等

No.64 庁舎

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

庁舎は、窓口サービスの提供や議会運営など行政運営に必要な機能をはじめ、災害時には防災本部としての役割など、他の施設では代替えのできない機能を持つ中枢施設です。

現在の庁舎は、旧庁舎から移転し平成2（1990）年5月に開庁しました。

なお、災害対策本部であり本市の行政拠点でもあるため、今後も中心となる行政拠点として防災機能を維持していく必要があります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・災害対策本部に位置づけられており、防災備蓄庫としても設定されている。
判定③：今後の市の事業展開	・様々な行政サービスを提供し、日常における市民の暮らしを支える役割を果たしている。 ・災害対策本部を設置する施設である。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は135,250人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。
判定⑤：建物老朽化状況	・総合劣化指数 0.75
判定⑥：借地状況	・年間借地料 約2,400万円
：資産運用益	・借地であるため、借地返還費用が、別途、解体費用として約2億2,300万円必要となる。
：民間事業者の意見	・民間事業者の意見はなし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地全体の約74%が借地である。 ・建物敷地は、市街化調整区域であり、駅から徒歩圏外であるが、周辺に商業施設（大型食料品店、ホームセンター等）や図書館があり、住宅地などの一定の需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

庁舎は多額の借地料が発生していますが、災害対策本部機能を有した行政拠点施設であることから、劣化も進んでいないため存続とします。

No.65 若葉駅前出張所

存 続

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

若葉駅前出張所は、東武東上線若葉駅前にある民間商業施設内の市民活動推進センターに平成25（2013）年10月に併設された施設であり、証明書交付、医療費助成金等、各種申請書類の受付、パスポートの申請・交付業務を行っています。

なお、利便性の高い場所に位置し、利用も増加していることから、今後も便利な市民サー

ビス提供施設として事業を展開していきます。

2) 判定項目

市民意見	・若葉駅前出張所のように多様なサービスがもっと、各施設で利用できたら便利だと感じる。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・若葉駅を中心に、人口の多い地域で有効に機能している。
判定④：施設の利用状況	・施設の年間利用者数は18,620人であり、近年の利用者数は増加傾向となっている。 ・若葉駅に近く、民間商業施設内にあり、駐車場もあるため利便性に優れている。
判定⑤：建物老朽化状況	・民間商業施設内のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし (民間商業施設年間賃借料 約600万円)
：資産運用益	・賃借ため資産運用益はなし
：民間事業者の意見	・賃借ため民間事業者の意見はなし
：資産運用の可能性	・賃借のため可能性はなし
：資産運用の理由	・民間商業施設内の一部を借りており、市有地ではないため。

3) 判定結果

若葉駅前出張所は、利用状況が増加傾向であり、市民意見でも使い勝手が良い施設と市民に認識されていることがあることなどから、今後も施設で事業を展開していくため当分の間は存続します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転・新設

施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点 - 若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約2,500㎡)、さらに、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約4,000㎡)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。

No.66～68 文化財整理室第一分室、第二分室、第三分室

移 転

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

文化財整理室第一分室及び第二分室は、昭和の初期に建設された旧第一小学校校舎(旧教育委員会、旧都市計画課、旧経済課庁舎)を利用し、平成2(1990)年10月より埋蔵文化財発掘調査整理作業所、市内より出土した遺物や寄付された民具などを保管管理する施設及び事務所として、利用しています。

なお、文化財整理室第三分室は、平成8(1996)年4月以降、法務局が移転した旧庁舎第三分室の一部を除き使用していましたが、平成23(2011)年度より全部を資料展示スペース

等として、使用しています。今後も事業の継続を目指しますが施設の老朽化に伴う移転が課題となっています。

2) 判定項目

市民意見	・文化財整理室は、旧第一小学校のため、大切に維持管理してほしい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・文化財整理室は、蛍光灯から火が出たこともあり、可能であれば移転したい。 ・施設の特異性は確かにあるが、学校の建物でも十分に対応できる。 ・今の立地は、市域の中央であるため、子どもを迎え入れやすいが、特に立地にこだわっていない。 ・学校のRC造でなくても、プレハブのような簡易な建物で構わない。
判定④：施設の利用状況	・小学生の体験学習の実施会場による利用
判定⑤：建物老朽化状況	・木造及び小規模建物のため、劣化状況調査対象外
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・(借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、約10億4,200万円の売却益となる。)※旧庁舎の売却益
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地(旧庁舎の敷地内)である。 ・市街化区域であり、敷地規模も大きいため、周辺住民の生活環境を阻害しない範囲で店舗立地や住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

文化財整理室第一分室及び第二分室は、今後の市の事業展開や市民意見から「旧第一小学校校舎であり、文化財的な側面からも、大切に維持管理してほしい」と意見があることなどから、今後も事業を展開していくため建造物は維持しますが、施設の老朽化などが課題となっているため、機能は、令和9(2027)年度以降、廃校後の西中学校の校舎の一部に移転します。

4) 施設の資産運用及び有効活用

移転後の施設は、倉庫として再利用します。

建物活用

4-3-8. 普通財産(廃止済施設)

No.69、70 旧第一学校給食センター、旧第二学校給食センター

廃止済

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

旧第一学校給食センター及び旧第二学校給食センターは、平成25(2013)年8月にPFIによる施設整備によって学校給食センターが新施設に移行したことから、廃止された施設です。
なお、区画整理事業地内のため、種地(減歩緩和)として敷地の有効活用を図ります。

2) 判定項目

市民意見	・旧学校給食センターは放置しておくのではなく、市民の活動に活用したい。
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・防災備蓄庫としての機能があるが、区画整理事業として種地(減歩緩和)として敷地の活用する際は、機能移転する必要がある。
判定③：今後の市の事業展開	・区画整理地内であるため、種地(減歩緩和)として、活用を図っていく。
判定④：施設の利用状況	・廃止済施設のため、調査対象外
判定⑤：建物老朽化状況	
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き、旧第一学校給食センターは約1億2,700万円、旧第二学校給食センターは約1億700万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・用途地域が第一種住宅用地のため、一戸建住宅用地として売却が考えられる。[宅建協会] ・第一種低層住居専用地域ではあるが、実際は「鶴ヶ島市藤金土地区画整理事業施行区域内」の土地で暫定用途。 ・また、同区画整理事業は施行者未定で事業の進捗はしていないため、現況では民間事業者での利活用は困難。 ・このため、現状では配送センターや資材置き場等の運送・建設系のニーズが考えられる。[埼玉りそな銀行]
：資産運用の可能性	・なし
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地である。 ・建物敷地は、市街化区域であり、住宅地内にあるため、住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

施設は既に廃止済みとなっています。

4) 施設の資産運用及び有効活用

土地活用

旧第一学校給食センター及び旧第二学校給食センターは、区画整理事業地内のため、種地(減歩緩和)として敷地の活用を予定します。

No.71 旧鶴ヶ島市ふれあいセンター

廃止済

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

旧鶴ヶ島市ふれあいセンターは、平成7（1995）年稼働の埼玉西部環境保全組合「高倉クリーンセンター」の周辺対策施設として、ごみ焼却による余熱を利用した施設として建設されました。

平成19（2007）年度からは指定管理者制度を導入し、入館者数が一定程度増加しましたが、周辺対策施設としての目的をほぼ達成したことから、平成22（2010）年3月に閉館となりました。

なお、平成23（2011）年2月から介護事業者に賃貸借して現在に至っています。今後も民間事業者への貸付による資産運用を図ります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・現在、施設を民間事業者へ貸出による資産運用を行っており、引き続き廃止済施設の有効活用を図っていく。
判定④：施設の利用状況	・廃止済施設のため、調査対象外
判定⑤：建物老朽化状況	
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き約5,000万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	・特になし
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・令和6（2024）年度末まで、民間事業者に貸付による資産運用中。

3) 判定結果

施設は既に廃止済みとなっています。

4) 施設の資産運用及び有効活用

土地・建物活用

旧鶴ヶ島市ふれあいセンターは、令和6（2024）年度末まで、民間事業者に貸付による資産運用中であり、今後の市の事業展開として、土地や建物の貸付による資産運用を行います。

No.72 旧庁舎

廃止済

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

旧庁舎は、昭和40（1965）年に建設され、役場庁舎として平成2（1990）年4月まで使用していた建物です。

平成2（1990）年に役場庁舎が新しい庁舎に移転した後、改修を行い、平成3（1991）年に

は教育センターとして開設されました。

また、社会福祉協議会やシルバー人材センターの事務所も入った複合施設として使用してきましたが、平成 21（2009）年には安全性の観点から市として公の施設として使用しないことを決定しました。

なお、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内（行政拠点行政拠点 - 市役所周辺）の大規模市有地であることから、社会福祉支援や市民の健康増進等の拠点化を図る施設として複合施設化を図ります。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・立地適正化計画に基づく、（新）複合施設建設予定地として、活用を図っていく。
判定④：施設の利用状況	・廃止済施設のため、調査対象外
判定⑤：建物老朽化状況	
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に建物除却費を除き約 10 億 4,200 万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・旧庁舎周辺は、元々鶴ヶ島の中心であり、鶴ヶ島の生い立ちを含めた町の歴史を市民に知っていただく場にしていただければと思う。[宅建協会] ・「介護福祉・高齢者支援機能、子育て支援機能、文化交流機能の再編と複合化」の検討するにあたり、民間活力の導入（①導入機能の運営、②施設建設・整備）は十分に可能と考えられる。 ・その他の敷地活用案としては、事業用定借の活用等により、敷地の一部を分割し、生活利便系施設の誘致することによる「稼げる公共エリア」を創出することが合理的と考えられる。[埼玉りそな銀行]
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	・敷地の全てが市有地（旧庁舎の敷地内）市街化区域であり、敷地規模も大きいため、周辺住民の生活環境を阻害しない範囲で店舗立地や住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

施設は既に廃止済みとなっています。

4) 施設の資産運用及び有効活用

複合施設新設

旧庁舎は、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点 - 市役所周辺）内の旧庁舎跡地に社会福祉支援や健康増進等の拠点化を図る複合施設を新設します。

なお、廃校後の西中学校校舎を暫定利用していた老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、新設する複合施設へ移転します。

1) 施設の建設経緯、施設が目指す姿

旧若葉駅自転車駐車場は、民間事業者により平地駐車場と立体駐車場が整備され、平成5(1993)年2月に供用開始された施設です。その後、立体駐車場については、平成30(2018)年3月に民間事業者から市に無償譲渡され、閉鎖されていましたが、令和2(2020)年10月からは、放置自転車の仮置き場として使用しています。

なお、活用については、平地駐車場の再利用も考慮します。

2) 判定項目

市民意見	・施設に対する意見はない
判定①：法律上の設置義務	・なし
判定②：防災機能	・なし
判定③：今後の市の事業展開	・現在は、放置自転車の仮置き場として活用しているが、敷地として資産価値が高いため、積極的な資産運用を図っていく。
判定④：施設の利用状況	・廃止済施設のため、調査対象外
判定⑤：建物老朽化状況	
判定⑥：借地状況	・借地なし
：資産運用益	・借地はないため、土地売却後に約2,500万円の売却益となる。
：民間事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・収益を生む資産運用方法として、旧若葉駅自転車駐車場及び周辺市有地(計約2,500㎡)は、コインパーキングの土地利用が考えられる。 ・また、民間事業者に貸し出している近接した市有地(約4,500㎡)は、総合病院用地とする資産運用方法が考えられる。 ・若葉駅前の民間商業施設が今後、撤退せずに、建物を建替え継続的に運営するとは限らない。[宅建協会] ・一定の人の流れがあり商業立地向きの土地と考えられる。業種想定は「ドラッグストア」「飲食店」「クリニック」など比較的幅広に検討可能。 ・商業利用を想定した場合、交番の存在が前面道路からの進入路の障害となる可能性があり、交番を移転する検討が必要。 ・駐輪場建屋の撤去費用や、交番の移転費用等の当該地を更地として一体的に活用するための整備費用は、市負担とすることが前提になると考えられる。[埼玉りそな銀行]
：資産運用の可能性	・あり
：資産運用の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の全てが市有地である。 ・市街化区域であり、駅から徒歩圏で、若葉駅付近の民間商業施設に隣接しているため、好立地であるため、店舗立地や住宅地などの需要が考えられ、土地の貸付や売却が可能である。

3) 判定結果

施設は既に廃止済みとなっています。

土地活用

4) 施設の資産運用及び有効活用

旧若葉駅自転車駐車場は、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点 - 若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約 2,500 m²)、さらに、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約 4,000 m²)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設される際に、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。

4-4. 再配置に伴う新規施設等

この項目では、公共施設の再配置を検討した結果、施設の統合・廃止だけでは本市の公共施設の目指すべき姿の実現が困難なことから、新たに市民ニーズに対応するための施設として新規に設置を目指す施設等について、その概要や想定される時期、費用等について示します。

なお、施設整備を検討していく際には、公共財産の効率的な利用を図るため、広域的な視点から近隣市町施設との相互利用の観点も含めて検討していきます。

また、新規施設の整備や廃止となった施設を活用する際には、既存の施設機能以外にも新たな機能を付加し、地域住民や子育て世代などに配慮するため、市民ニーズに応じた新たな機能を取り入れる検討を行っていきます。

4-4-1. リノベーション[※]施設

■健康保健施設

(1) 廃校後の西中学校

1) 施設概要

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点 - 市役所周辺）内の旧庁舎跡地に複合施設を新設するまでの間、老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会（現在、庁舎6階に設置）を廃校後の西中学校校舎へ移転し、暫定施設として利用します。

なお、教育センター、文化財整理室は、廃校後の西中学校へ本移転し、継続して校舎を利用します。

体育館は、廃止する鶴ヶ島海洋センターの体育館機能の移転先とし、新体育館が建設されるまでの間、市民の体育施設として、暫定利用します。なお、指定避難所としての機能は、そのまま継続します。

また、校庭は、市民が利用できる屋外運動場として開放し、災害時の避難場所として利用できるようにし、テニスコートは、老人福祉センター隣のテニスコートの移転先として、再利用します。

※リノベーション…既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

2) 建設時期

令和9（2027）年度以降とします。

3) 再配置による移転施設

- ・教育センター（現在、保健センター施設内の一部に設置されている。）
- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター（現在、鶴ヶ島保育所施設内の一部に設置されている。）
- ・文化財整理室（第一分室、第二分室、第三分室）
- ・社会福祉協議会（現在、庁舎6階にあるが、広い事務スペースを確保するため、令和9（2027）年度以降に西中学校校舎へ移転する。なお、移転後に空いた庁舎6階のスペースは、市民等が多目的に利用できる空間として、有効活用する。）

- ・シルバー人材センター（現在、旧庁舎跡地にあるため、建設用地確保のため、旧庁舎跡地に建設する複合施設新設時には、西中学校校舎へ移転する。）

4) 建物規模と想定建設費用

建物の規模は、西中学校を再利用するため、延床面積約 6,000 m²で4階建てとなります。

想定建設費用は、複合化や法令適合等のリノベーションを実施するため、約5億円と想定します。

なお、リノベーション費用については、基本的に市の負担が想定されますが、老人福祉センターや障害者生活介護施設を移転する部分では、民間事業者の参入が見込めるため、賃貸収入や部分的な改修費用を民間事業者に負担して貰うなど、民間活力導入の可能性がります。

(2) 廃校後の体育館

1) 施設概要

学校再編計画により、廃校となった体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができるよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。

2) 建設時期(学校再編計画による廃校時期以降の活用時期)

- ・富士見中学校体育館—令和 19 (2037) 年度以降
- ・鶴ヶ島第二小学校体育館—令和 23 (2041) 年度以降
- ・杉下小学校体育館—令和 27 (2045) 年度以降
- ・長久保小学校体育館—令和 31 (2049) 年度以降

※廃校後の西中学校体育館は、鶴ヶ島海洋センターの体育機能を移転する暫定利用施設として活用します。

4-4-2. 新設施設

■地域コミュニティ等施設

(1) (新) 南市民センター

1) 施設概要

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（地域拠点 - 鶴ヶ島駅周辺）内にある鶴ヶ島文化会館の敷地に、南市民センターを建替えにより移転します。

新施設では、多目的な利用ができるよう可変的な間仕切りを設置し、地域に密着した多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

2) 建設時期

建設時期は現段階では未定となります。（立地適正化計画期間 20 年以内とし、未定。）

3) 再配置による移転対象施設

- ・南市民センター
- ・図書館南分室（現在、南市民センター施設内の一部に設置されている。）

4) 想定建物規模と想定建設費用

想定する建物の規模は、鶴ヶ島文化会館跡地を活用するため、延床面積約 700 m²程度の平屋建ての施設とします（富士見保育所延床面積 1,100 m²の 2/3 程度の延床面積を想定）。

想定建設費用は、約 2 億 5 千万円と想定します。

なお、建築物の除却に対する支援制度を活用し、建物の除却費用の圧縮を図ります。

(2) (新) 富士見市民センター

1) 施設概要

立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点 - 若葉駅周辺）内にある民間商業施設が更新される際には、建替え時の民間商業施設と一体的に富士見市民センターや若葉駅前出張所を移転し、多機能・複合化することで、高い利便性を有する都市機能の集積・誘導を図ります。

新施設では、利便性の高い行政機能（証明書等発行、各種申請書等の受付等、現若葉駅前出張所機能の多機能・複合化）の設置や、共働きの子育て世代を支援する機能、多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

2) 建設時期

建設時期は現段階では未定となります。（民間商業施設の更新に合わせるため、計画期間 30 年以内とし、未定。）

3) 再配置による移転、多機能・複合化対象施設

- ・富士見市民センター
- ・図書館富士見分室（現在、富士見市民センター施設内の一部に設置されている。）
- ・若葉駅前出張所、若葉駅前カウンター（図書予約貸出・返却機能等）
- ・旧若葉駅自転車駐車場（※資産運用を図る施設）

4) 想定建物規模と想定建設費用

想定する建物の規模は、民間商業施設更新後の施設の一部を活用するため、延床面積約 700 m²程度の施設とします（富士見保育所延床面積 1,100 m²の 2/3 程度の延床面積を想定）。

想定建設費用は、約 3 億円と想定します。

なお、民間商業施設の更新時期に合わせ、民間施設と一体的に整備を図り、旧若葉駅自転車駐車場や周辺の整備敷地の貸付けなどによる資産運用を図ることで、移転に必要な費用に民間資金を最大限活用します。

■健康保健施設

(1) (新) 市民体育館

1) 施設概要

鶴ヶ島海洋センター廃止後、市民体育館として廃校後の西中学校体育館を暫定利用した後、市民大会や市の行事等の開催が可能な市民スポーツ・健康増進における中心施設となり得る市民利用を優先とした(新)市民体育館を新設し、移転します。

2) 建設時期

建設時期は現段階では未定となります。(計画期間 30 年以内とし、未定。)

3) 暫定利用施設(西中学校体育館)から移転する施設

- ・鶴ヶ島海洋センター

4) 想定建物規模と想定建設費用

想定する建物の規模は、延床面積約 3,600 m² (アリーナ約 1,500 m²、観客席なし) の施設とします。

想定建設費用は、約 20 億円と想定します。

なお、PFI 方式等、資金調達から、設計、建設、運営管理などを民間が行うことで、民間のノウハウを発揮し、行政コストの削減を図ります。

(2) 旧庁舎跡地(新)複合施設(社会福祉、健康増進拠点施設)

1) 施設概要

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域(行政拠点 - 市役所周辺)内の旧庁舎跡地に社会福祉支援や健康増進等の拠点化を図る複合施設を新設します。

現在、旧庁舎跡地に設置されているシルバー人材センターは、複合施設建設時期までに、西中学校校舎へ移転します。

新設する複合施設の機能として、廃校後の西中学校校舎を暫定利用していた老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会を移転します。

なお、廃校後の西中学校へ移転した教育センターや文化財整理室は、校舎の利用を継続します。

2) 建設時期

建設時期は現段階では未定となります。(立地適正化計画期間 20 年以内とし、未定。)

3) 暫定利用施設(西中学校校舎)から移転する施設

- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター
- ・社会福祉協議会

4) 想定建物規模と想定建設費用

想定する建物の規模は、旧庁舎跡地を活用するため、延床面積約 3,600 m²（西市民センターの2倍程度）で2階建ての施設とします。

想定建設費用は、約 30 億円と想定します。

なお、建築物の除却に対する支援制度を活用し、建物の除却費用の圧縮を図ります。

また、建物を新設する際には、民間活力や国の補助を活用し、建設費用の圧縮を図ります。

4-5. 施設機能の見直し

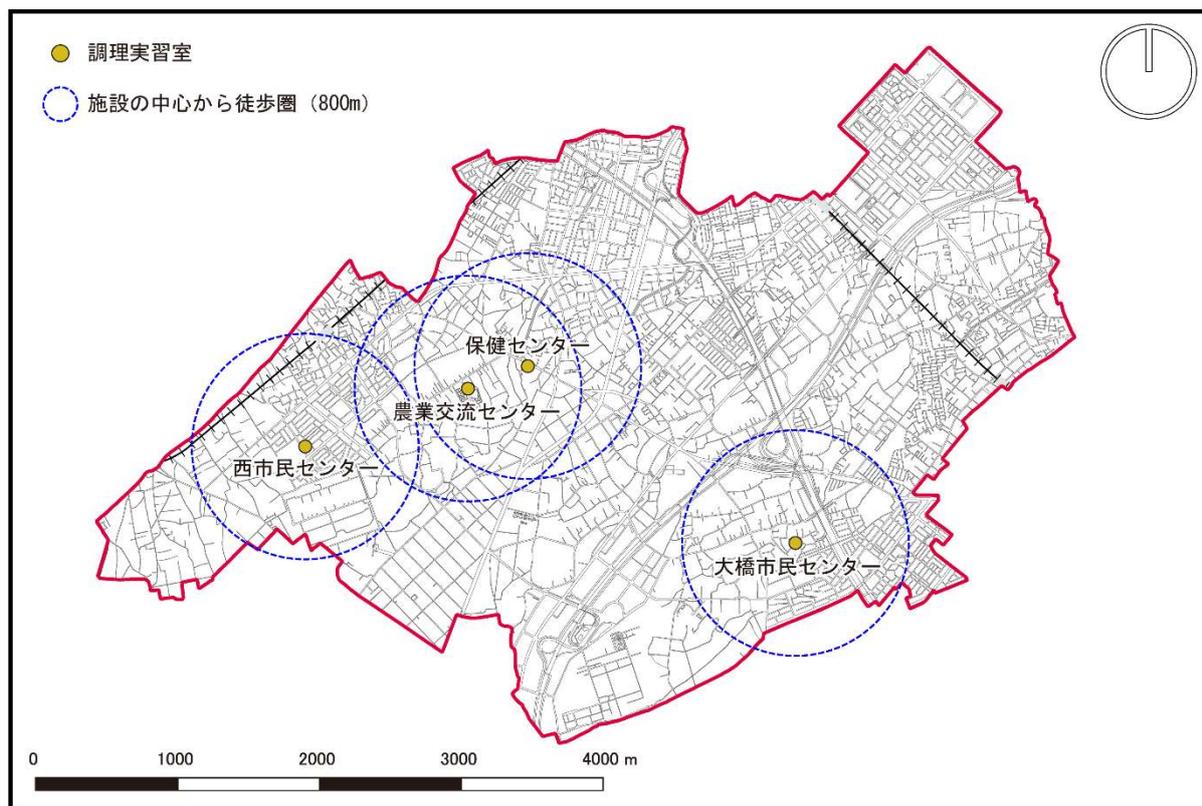
この項目では、施設に設置している固定家具や機器を有している機能、用途や利用者が限定されている施設について、市の公共施設が目指す多機能複合型の施設利用とするため、稼働率が低い機能や重複して設置されている機能等について見直しを行い、新たな市民ニーズとして市民が自由に多用途に使える施設となるように施設機能の見直しを図ります。

4-5-1. 調理実習室機能

調理実習室の機能がある施設は、市民センター4施設（東、西、北、大橋）と、女性センター、保健センター、農業交流センターの計7施設です。

その内、北市民センター、女性センター、保健センター、農業交流センター施設内の「調理実習室機能」については、徒歩圏内（800m圏内）に重複しているため、ピーク時の稼働率が低い、北市民センター及び女性センターの調理実習室の機能を見直し、他の施設へ調理実習室機能を集約することで、空いたスペースを多世代間の交流や多目的な活動が行える空間として有効活用を図ります。（同様に、東市民センターの調理実習室は、ピーク時の稼働率の低さと設備が老朽化しているため、今後、設備の大規模な修繕は行わず、段階的に調理実習室の機能を見直ししていきます。）

なお、実施時期については、現段階では未定となります。（図4-11）



（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

図4-11 再配置後の調理実習室のある施設の配置状況

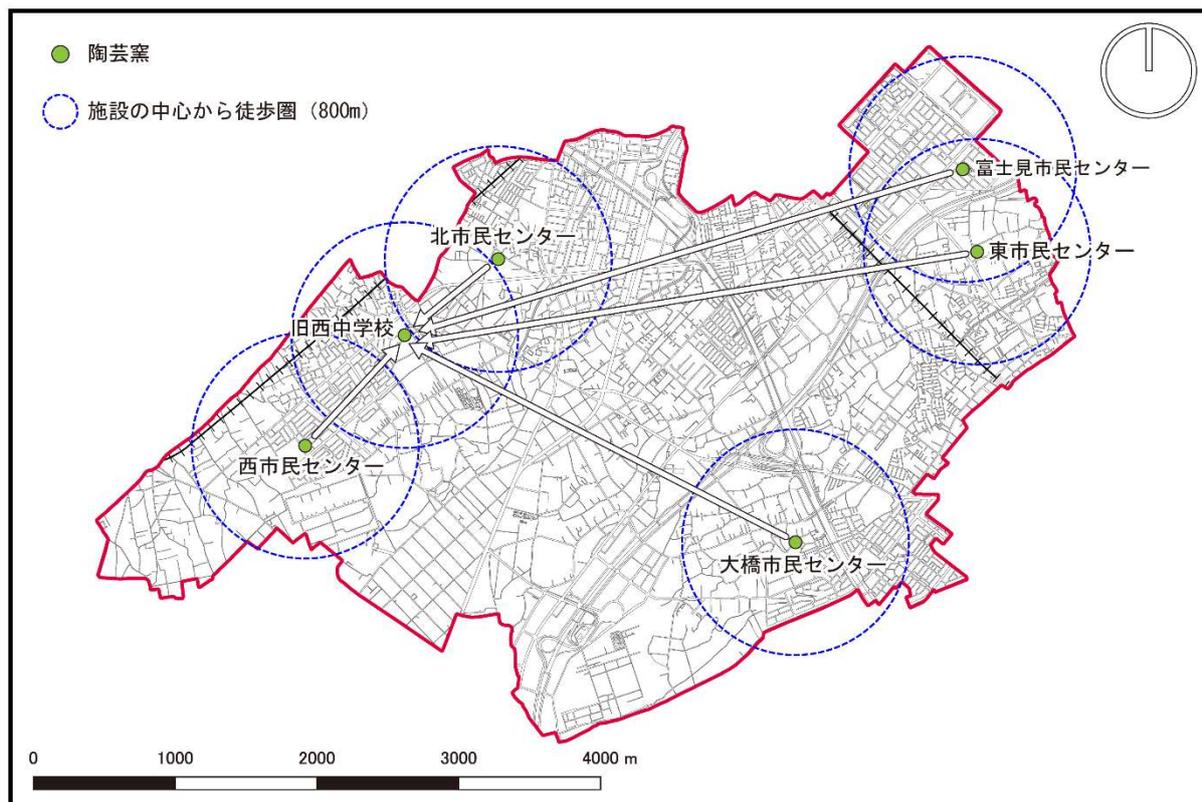
4-5-2. 陶芸窯機能

陶芸窯の機能がある施設は、市民センター5施設（東・西・北・大橋・富士見）と老人福祉センターの計6施設です。（老人福祉センターは、再配置計画により、西中学校校舎へ移転します。）

この内、東市民センターと富士見市民センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。

また、「陶芸窯機能」は、故障した際に、部分的な修繕が難しく、高額な費用がかかります。

このため、今後は、全ての陶芸窯について、故障した都度、修繕を行っていくのではなく、廃校後の西中学校をリノベーションする際に、校舎内に陶芸窯を新設することで、段階的に市内の「陶芸窯機能」の集約を図り、効率的な運用を図っていきます。（図4-12）



（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

図4-12 再配置後の陶芸窯のある施設の配置状況

4-5-3. 体育施設機能

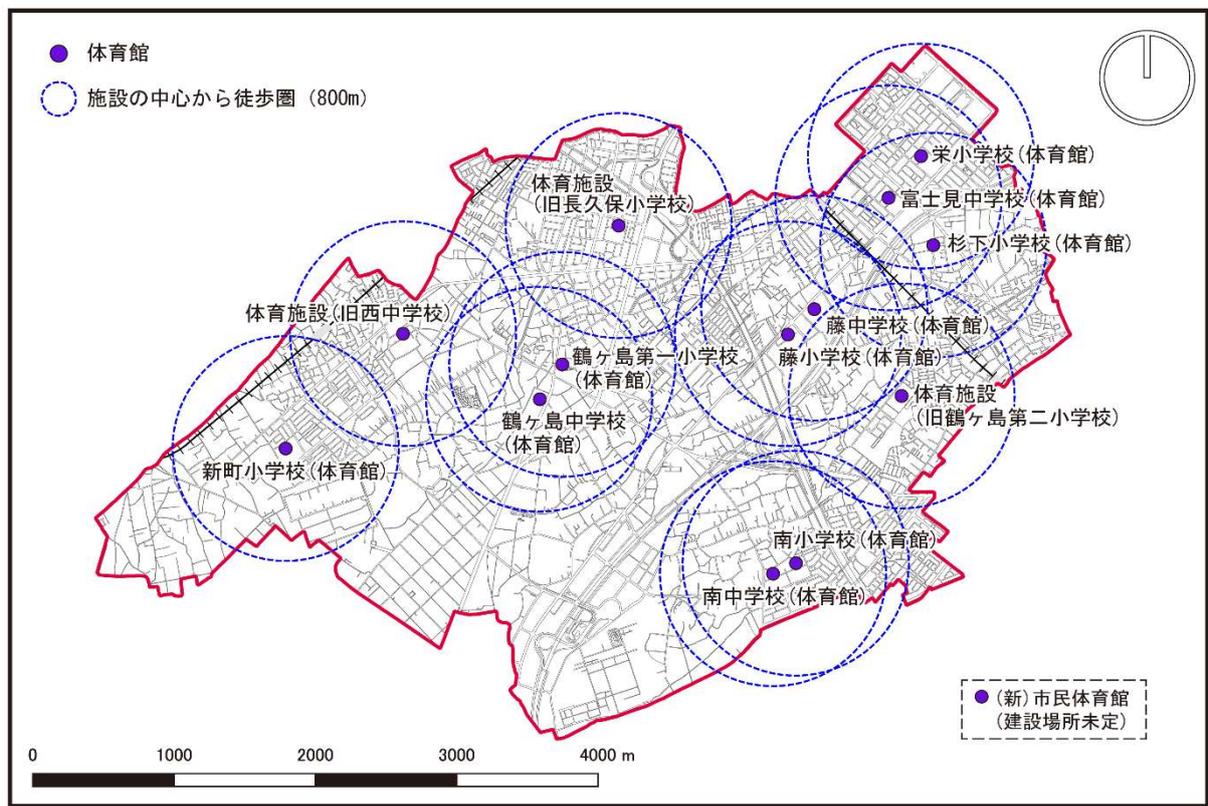
市内の体育館は、各小・中学校と鶴ヶ島海洋センターの計 14 施設あり、市域南側を除き多くの地域を利用圏域がカバーしています。

これらの中には、小・中学校が近接している地区で徒歩圏に重なりが見られます。

なお、小・中学校体育館は、学校運営使用時以外の土日祝日や平日夜間のみ利用可能となっています。

個別利用実施計画により、鶴ヶ島海洋センターは廃止し、廃校となる施設の体育館は、学校教育施設から、地域に密着した公共施設として、市民が多目的に利用できる施設や身近に利用できる避難施設として活用します。なお、実施時期は「4-2. 小・中学校再編」で設定した小・中学校統廃合時期以降とします。

また、(新) 市民体育館も建設場所は未定ですが、計画期間内に新設する予定です。(図 4-13)



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

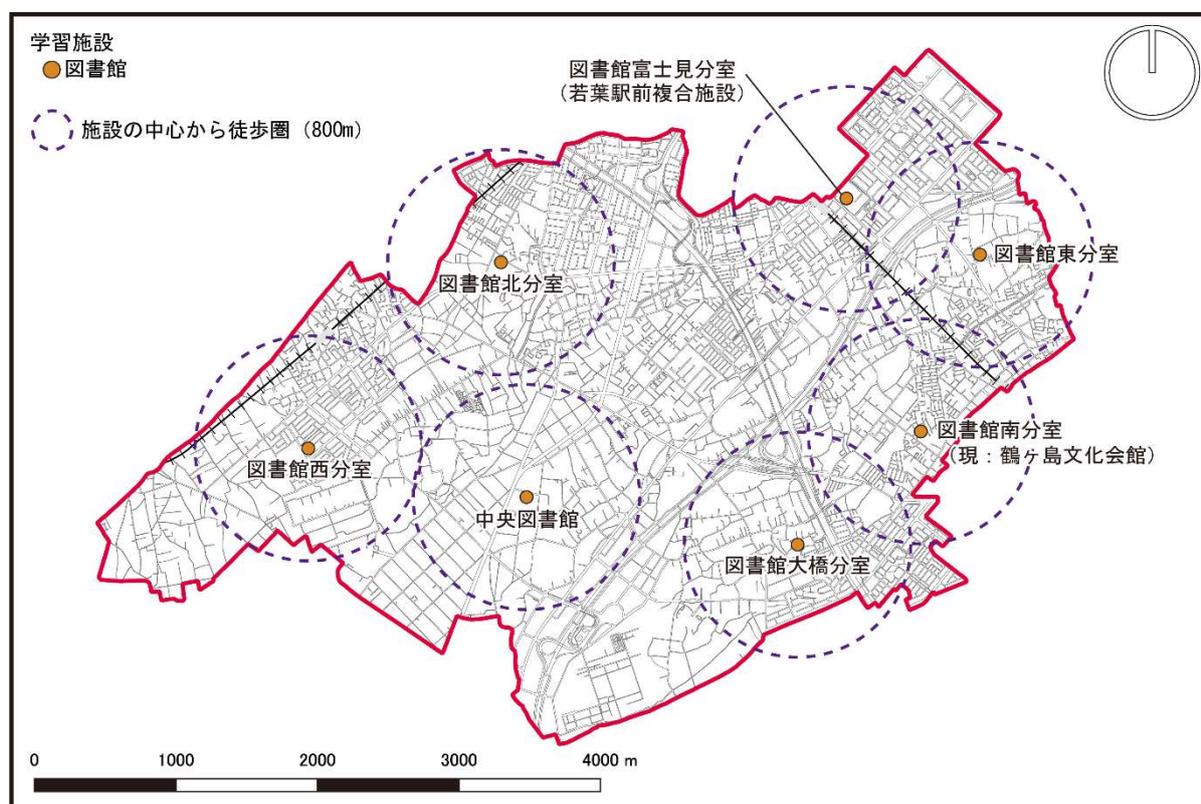
図 4-13 再配置後の体育館のある施設の立地状況

※小・中学校体育館は、軽運動室の機能も併せて持っています。

4-5-4. 図書館機能（分室）

図書館機能がある施設は、中央図書館と市民センター6施設（東・西・南・北・大橋・富士見）が分室となっており、計7施設です。

個別利用実施計画により、図書館南分室は、鶴ヶ島文化会館廃止後の跡地に、南市民センターと併せ機能移転します。図書館富士見分室は、若葉駅前複合施設が建設された際には、富士見市民センターや若葉駅前出張所と一体的に機能移転し、多機能・複合化することで、利便性の高い施設として有効に活用します。なお、「図書館機能（分室）」は、開架書庫のある施設ですが、市民センターのあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図ります。（図4-14）



（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

図4-14 再配置後の図書館等の施設の配置状況

4-6. 再配置後の削減効果等

小・中学校の再編及び市民センター、庁舎等その他の公共施設の再配置を検討した結果、統合・廃止する施設については、借地料や施設運営費の負担が無くなることから、計画期間内（30年間）における施設の量や費用の削減効果について示します。

4-6-1. 再配置後の延床面積の削減効果

移転や廃止となった施設の再配置により、公共施設の延床面積は、再配置前の総延床面積約144,522㎡から、再配置後には総延床面積約111,619㎡へ減少します。減少した延床面積は、約32,900㎡であり、再配置前と比較し、約23%減少します。（図4-15）

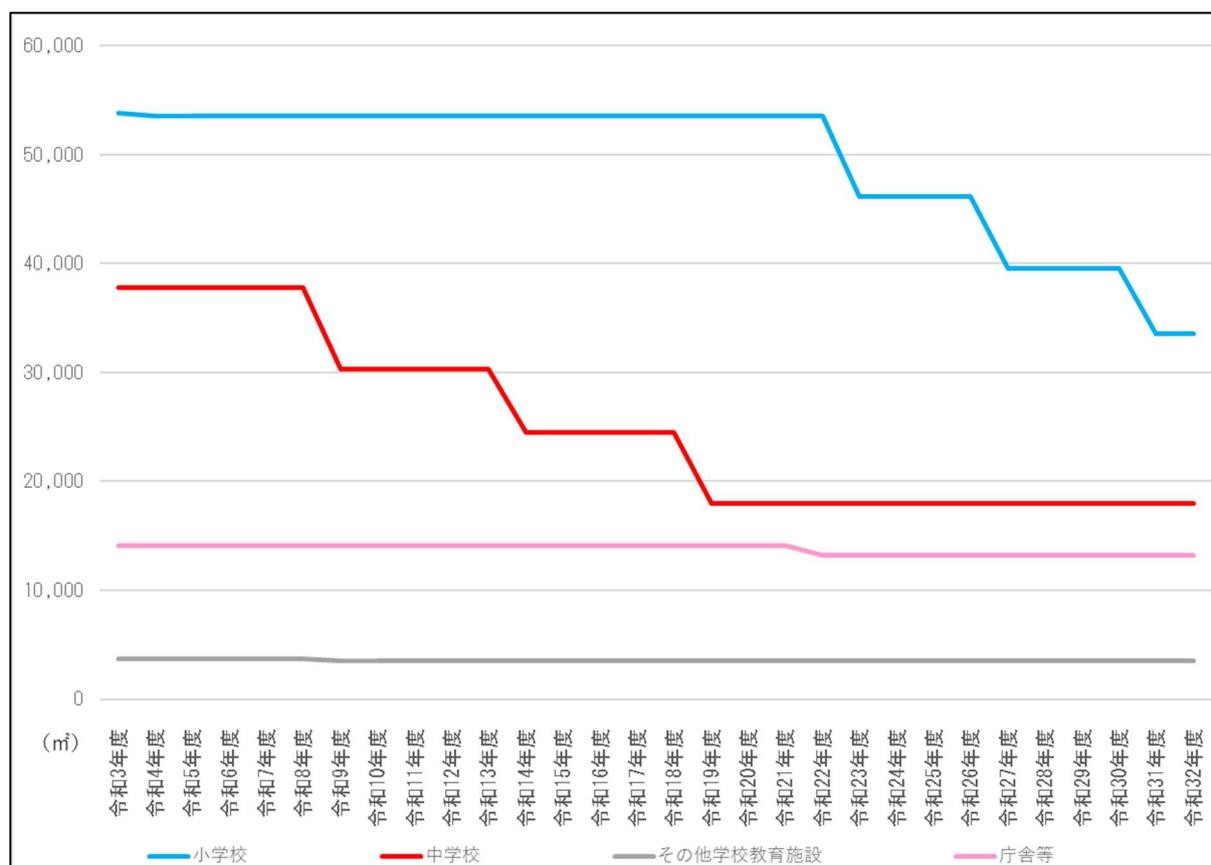


図4-15 施設分類別の再配置後の延床面積の削減効果（1 / 2）

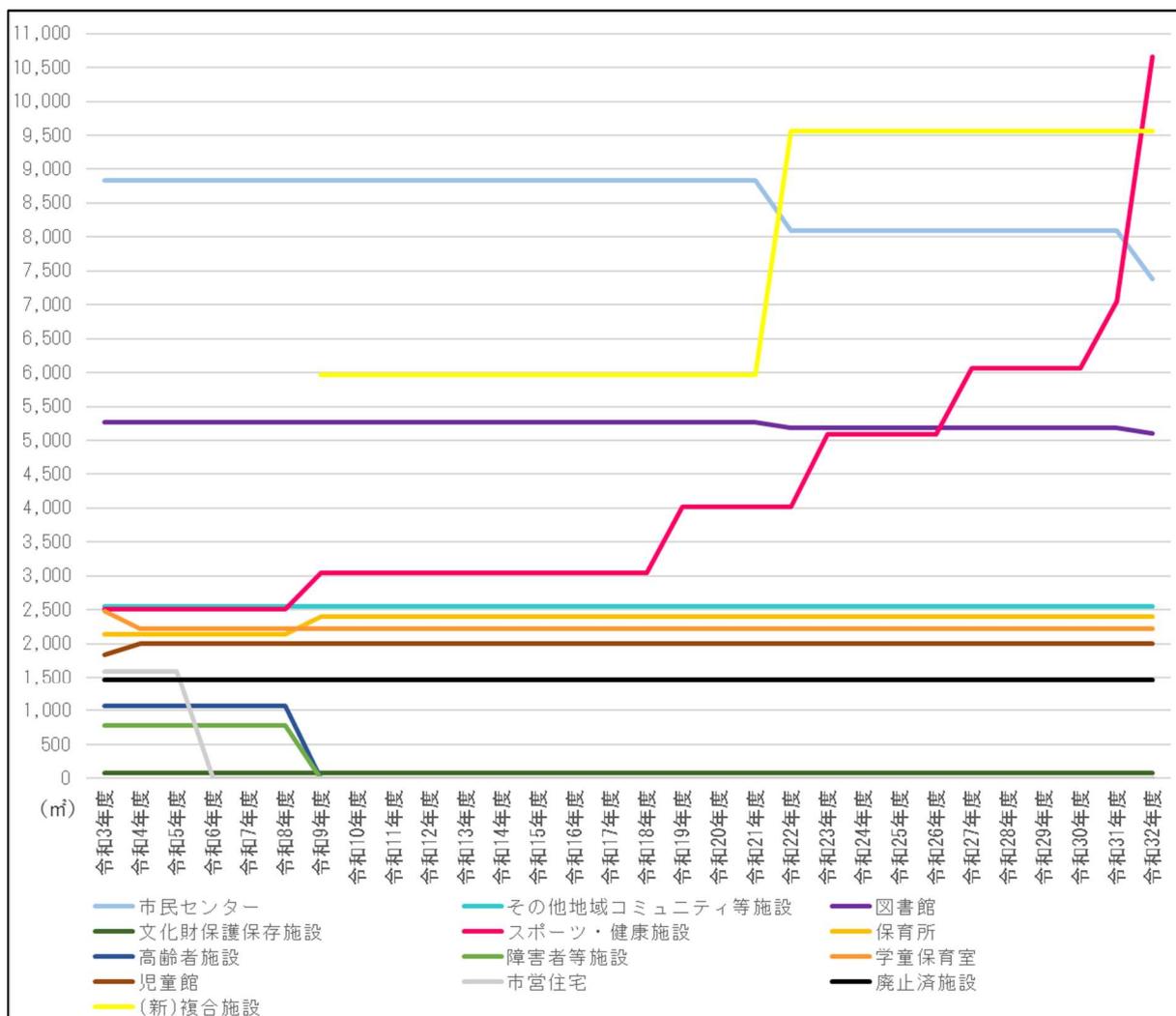


図4-15 施設分類別の再配置後の延床面積の削減効果 (2 / 2)

※廃止済施設は、資産運用中で施設利用のある「No. 71 旧鶴ヶ島市ふれあいセンター」を除き、令和3年度から含んでいません。

※新施設の延床面積を含んでいます。

4-6-2. 再配置後の借地料の削減効果

移転や廃止などにより、借地料が、計画期間中に不要となる施設があります。

借地料が削減される時期は、施設が統合や移転等により、廃止された時期以降になり、それぞれの再配置時期に段階的に、削減されていきます。

具体的には、第1段階では、再配置の対象となる施設がないため、令和8（2026）年度まで、年間借地料の総額が、約9,500万円のままかかります。

第2段階では、令和9（2027）年度に、老人福祉センターや障害者生活介護施設が廃校後の西中学校校舎へ移転、複合化するとともに、鶴ヶ島海洋センターも廃校後の西中学校体育館へ移転することにより、年間借地料の総額は、約7,200万円となり、約2,300万円の借地料が削減されます。

第3段階では、南市民センターにおいて、実施時期が未定ですが、立地適正化計画に基づく移転・新設により、借地料が解消されます。なお、移転・新設年度は、立地適正化計画期間末期以降の令和22（2040）年度を想定し、年間借地料の総額は、約7,000万円となり、約200万円の借地料が削減されます。

第4段階では、令和23（2041）年度に、鶴ヶ島第二小学校が学校再編により廃校となることにより、約2,400万円の借地料が削減され、年間借地料の総額は、約4,600万円となります。

第5段階では、令和27（2045）年度に、杉下小学校が学校再編により廃校となることにより、約400万円の借地料が削減され、年間借地料の総額は、約4,200万円となります。

第6段階では、富士見市民センターの移転・多機能、複合化については、民間商業施設の更新に合わせての実施を考えているため、実施時期を未定としており、計画期間内の30年以内には、実施することとして、計画期間末期の令和32（2050）年度に借地料が解消するものとし、年間借地料の総額は、約3,900万円となり、約300万円の借地料が削減されます。

これにより、最終的な再配置による借地料の削減効果は、再配置を行う前の借地料の総額約9,500万円と比較すると、計画期間末期には、年間約5,500万円削減できる見込みです。

また、計画期間中の削減借地料の総額は、約8億3,000万円となる見込みです。（表4-7・図4-16）

表4-7 再配置による段階的な借地料の削減（1/2）

段階	第1段階	第2段階		
削減時期	令和3（2021）年度～令和8（2026）年度 まで	令和9（2027）年度～令和21（2039）年度 まで		
借地料が削減される施設	再配置対象 施設なし	老人福祉 センター	障害者 生活 介護施設	鶴ヶ島海洋 センター
年間借地料	約9,500万円	約9,000 万円	約8,700 万円	約7,200 万円
削減額	—	約500 万円	約300 万円	約1,500 万円

表 4-7 再配置による段階的な借地料の削減（2/2）

段階	第3段階	第4段階
削減時期	令和 22(2040)年度	令和 23(2041)年度～令和 26(2044)年度 まで
借地料が削減される施設	南市民センター	鶴ヶ島第二小学校
年間借地料	約 7,000 万円	約 4,600 万円
削減額	約 200 万円	約 2,400 万円

段階	第5段階	第6段階
削減時期	令和 27(2045)年度～令和 31(2049)年 度まで	令和 32(2050)年度
借地料が削減される施設	杉下小学校	富士見市民センター 図書館富士見分室
年間借地料	約 4,200 万円	約 3,900 万円
削減額	約 400 万円	約 300 万円

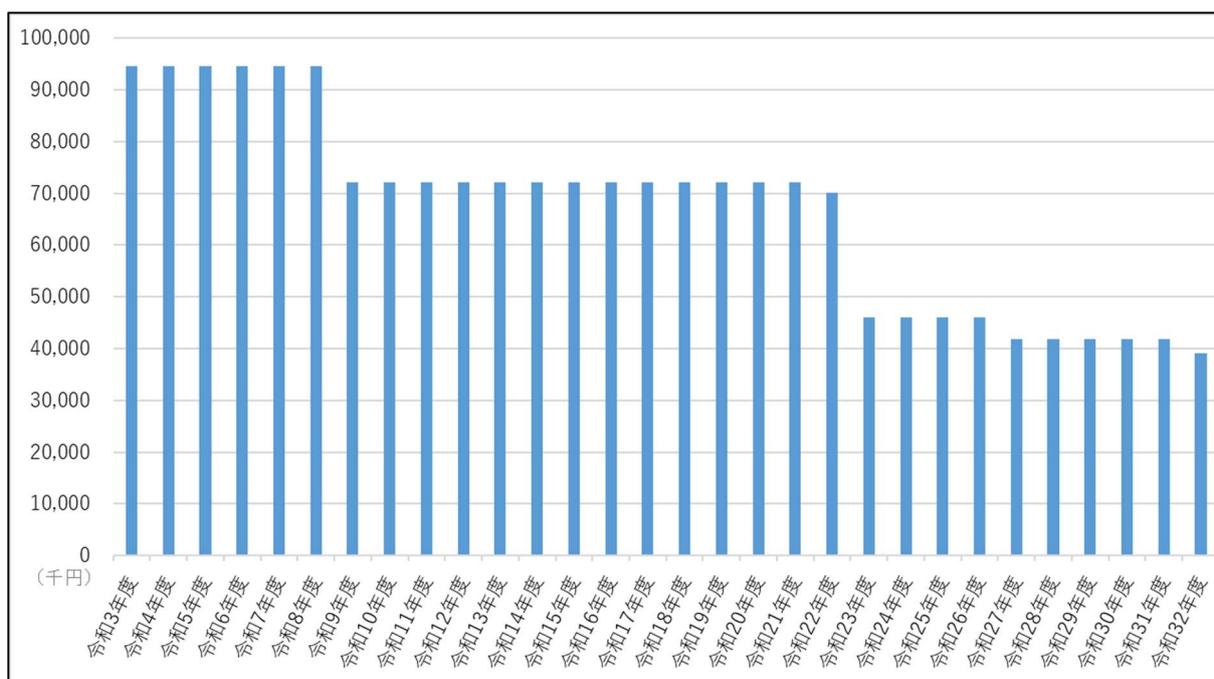


図 4-16 再配置後の借地料の削減効果

4-6-3. 再配置後の施設運営費の削減効果

計画期間中、施設の統合による集約や移転に伴う複合化等により、施設運営費の一部が不要となります。

削減効果が見込める施設は、廃止となる市民活動推進センターや新町住宅、廃止となる小・中学校、西中学校校舎へ移転する老人福祉センターや障害者生活介護施設、廃止となり、市の体育館機能を西中学校体育館へ移転する鶴ヶ島海洋センター等があります。

再配置を行う前の施設運営費の支出から施設利用料や手数料などの収入を差し引いた額は、年間で総額約 30 億 2,200 万円であり、再配置が全て完了する計画期間末期の令和 32 (2050) 年度では、最終的に必要な年間施設運営費は、総額約 29 億 6,400 万円となります。これは、再配置前と比べると、年間約 5,800 万円の削減効果が見込まれます。

また、計画期間中の施設運営費の削減額の総額は、約 11 億 7,000 万円となる見込みです。(図 4-17)

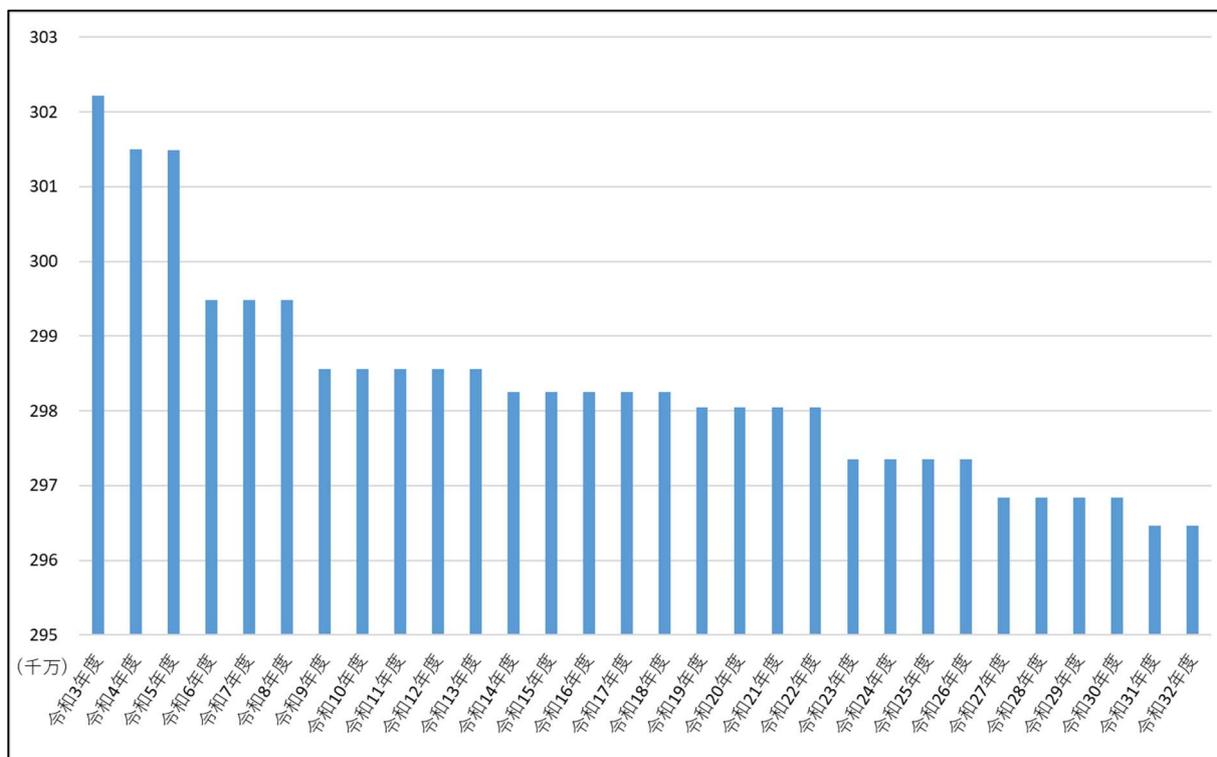


図 4-17 再配置後の施設運営費の削減効果

4-6-4. 再配置後の施設更新・改修費用等の削減効果

公共施設を再配置することにより、計画期間の30年間で、建物の解体や新たな公共施設の建設費用、廃止となった施設の資産運用等による収益が見込めることや、施設数が減ることで、再配置前と比べ再配置後の施設維持や更新を行っていく費用が異なってきます。

ここでは、再配置により、計画期間の30年間にどの程度、施設更新・改修等による費用の削減効果があるのか、整理して示します。

(1) 公共施設の再配置前の施設更新・改修費用等

将来の施設更新・改修費用等の推計は、図4-18に示すとおりです。

再配置前の計画期間中の公共施設に必要な施設更新・改修費用等の総額は、約649億円となり、多額の費用がかかると見込まれます。

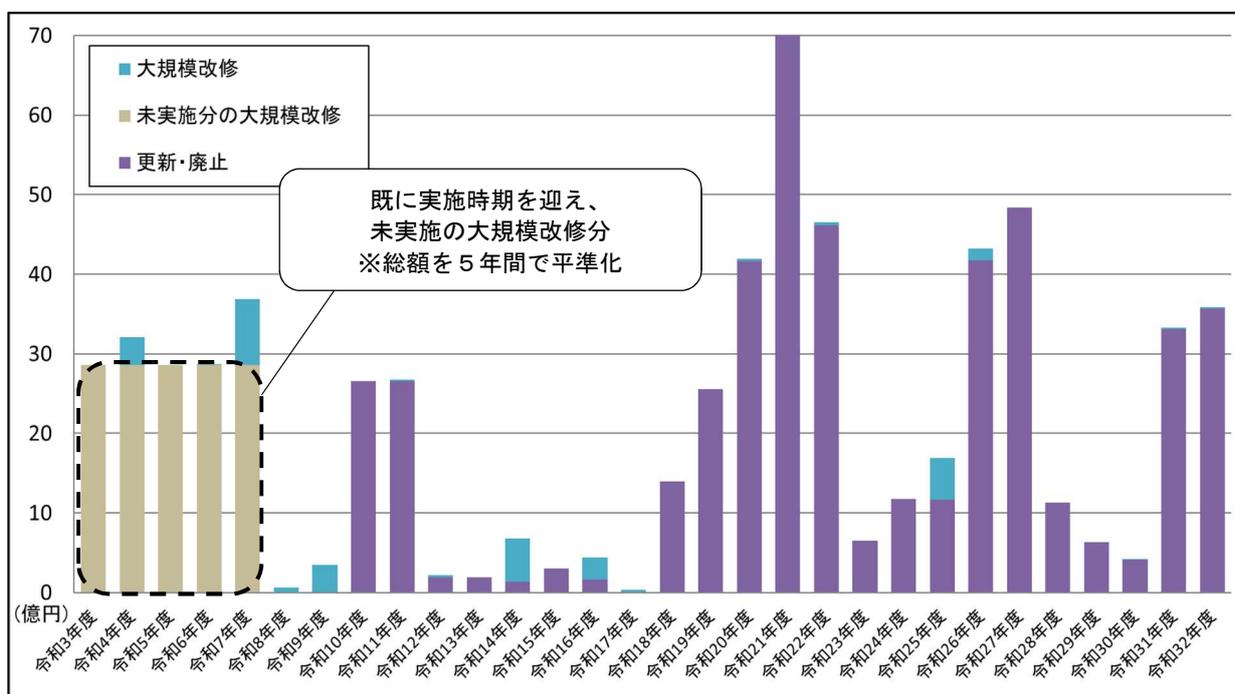


図4-18 再配置前の施設更新・改修費用等の推計（計画期間30年間）

(2) 公共施設の再配置実施後の施設更新・改修費用等

再配置後により、施設の統合や集約・複合化等による建物の解体等の費用を含む施設更新・改修費用等は、図4-19に示すとおりです。

再配置後の施設更新・改修費用等の主な削減効果としては、建物が統合や集約・複合化、移転することにより、既存施設が廃止され、それ以降、廃止された建物には、改修費用等がかからないことが挙げられます。

ただし、再配置計画では、再配置に伴う新たな公共施設の建設も計画しているため、この部分では、実施時期未定①※1の(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)、実施時期未定②※2の(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設費用を含んでおり、その他、廃校となった西中学校を複合化するための改修費用、統合する学校の内装の木質化やエレベーター設置などの改修費用として、合計約57億円分が増額しています。

また、再配置計画で、将来廃止が予定されている施設についても、廃止するまでの間、建物を適切に維持管理していく必要があるため、廃止するまでに要する修繕や改修費用等を見込んでいます。

これらを踏まえた再配置後の計画期間中の公共施設に必要な施設更新・改修費用等の総額は、約548億円となり、再配置前と比較し、約101億円の削減効果が見込まれます。

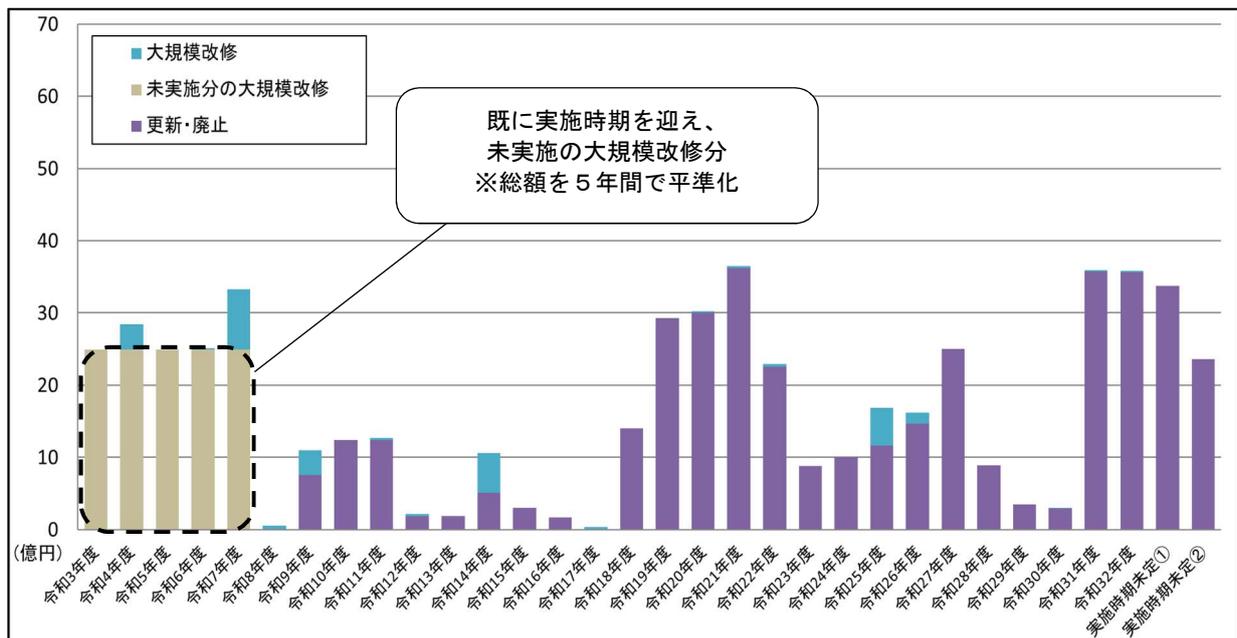


図4-19 再配置後の施設更新・改修費用等の推計 (計画期間30年間)

※1：実施時期未定①：(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。

※2：実施時期未定②：(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

(3) 再配置に伴う資産運用益

再配置計画では、計画期間中に施設を統合や集約・複合化等を行うことにより廃止となった施設について、資産運用を図ることで、収益が見込まれます。

再配置後の資産運用益の推計は、図4-20に示すとおり、計画期間中の土地の売却等による資産運用の収益額の合計は、約80億円見込まれます。

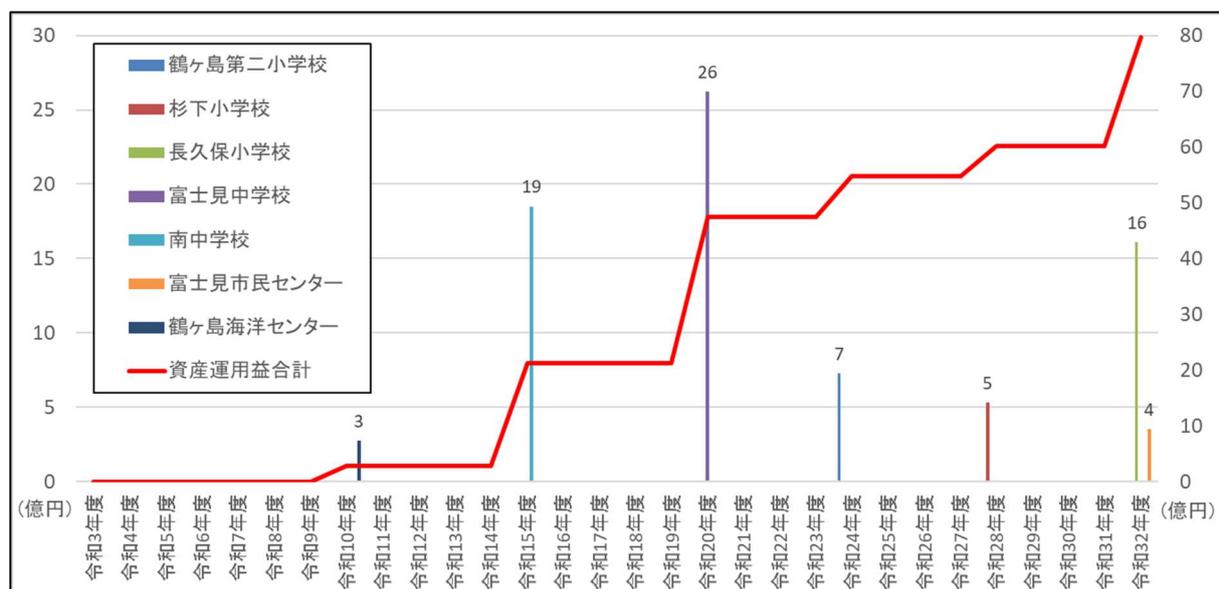


図4-20 再配置後の資産運用益の推計（計画期間30年間）

※資産運用益は、敷地の売却益であり、施設解体費用は除いていません。

※学校の資産運用益は、存続する体育館及び駐車場用地として、敷地の20%分を除いた面積で算出しています。

※売却費の算出方法は、不動産取引価格情報（平成26(2014)年第1四半期～令和元(2019)年第1四半期）の実績を基に、字別・用途地域別の1㎡当たりの平均単価を設定し、施設の位置する字及び主な用途地域から、該当する平均単価を敷地面積（市有地部分）に乘算することで売却費を算出しています。

4-6-5. 公共施設再配置一覧

公共施設の再配置判定の一覧は、表4-8及び表4-9に示すとおりです。

なお、本計画は、公共施設の現状を分析して、現時点で市の将来を予測した令和3(2021)年度からの30年間の長期計画となっています。

今後、市が目指すまちづくりによって、人口推移などの前提条件が変化することにより、公共施設に求められる将来像が大きく変わった際には、その時の状況や市民ニーズに応じて、計画の見直しを図っていきます。

また、計画を見直す際には、公共施設の再編・再配置の実施時期について、その時の市の状況等に応じて早期の実施なども含めた検討を行っていきます。

表4-8 学校教育施設再編一覧表(1/3)

地区	学校種類	No.	施設名称	施設種類	統廃合種類	学校再編に向けた判断要素 適正規模(12~18学級)を下回る時期	統廃合結果	再編後の 存続させる学校	再編目標 時期	再編結果	
										統廃合結果	統廃合結果の理由
西部	小学校	1	鶴ヶ島第一小学校	校舎	統合	令和14(2032)年度	存続	鶴ヶ島第一小学校 (〔仮〕第一小学校)	令和31(2049)年度	〇二校を比較し、下記の理由により、鶴ヶ島第一小学校を存続させる。 【主な理由】 ・鶴ヶ島中学校と近接しているため、小中連携教育を実践しやすい ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い⇒長久保小学校を存続とすると、三ツ木新町からの通学距離がおよそ4kmとなり、適正な通学距離が確保できない	
				体育館			存続				
		5	長久保小学校	校舎	統合	概ね適正規模	廃止	新町小学校	統廃合なし	概ね適正規模を維持できるため、統廃合を行わない。	
	体育館	継続利用									
	中学校	9	鶴ヶ島中学校	校舎	統合	令和12(2030)年度	存続	鶴ヶ島中学校 (〔仮〕西部中学校)	令和9(2027)年度	〇二校を比較し、下記の理由により、鶴ヶ島中学校を存続させる。 【主な理由】 ・今後戻込まれる生徒数が多い ・普通教室数が多い ・近年、屋上防水等を実施していることにより校舎の状態が良い ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い	
				体育館			存続				
12		西中学校	校舎	統合	既に下回っている (令和2(2020)年度5月現在10学級)	廃止	新町小学校	統廃合なし	概ね適正規模	統廃合なし	
体育館	継続利用										

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-8 学校教育施設再編一覧表(2/3)

地区	学校種類	No.	施設名称	施設種類	統廃合種類	学校再編に向けた判断要素	再編結果			
							統廃合結果	再編後の再編させる学校	再編目標時期	統廃合結果の理由
東部	小学校	2	鶴ヶ島第二小学校	校舎	統合	令和6(2024)年度	廃止	藤小学校 ((仮)第二小学校)	令和23(2041)年度	○二校を比較し、下記の理由により、藤小学校を存続させる。 【主な理由】 ・今後見込まれる児童数が多い ・藤中学校と近接しているため、小中連携教育を實踐しやすい ・校舎が新しい ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い ・運動場が広い ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い ・鶴ヶ島第二小学校には借地がある(敷地の約50%)
				体育館			継続利用			
		校舎	存続							
		体育館	存続							
	4	杉下小学校	校舎	統合	適正規模	廃止	栄小学校 ((仮)第三小学校)	令和27(2045)年度	○二校を比較し、下記の理由により、栄小学校を存続させる。 【主な理由】 ・普通教室数が多い ・校舎が新しい ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い ・運動場が広い ・杉下小学校には借地がある(敷地の約30%)	
	体育館	継続利用								
校舎	存続									
体育館	存続									
6	栄小学校	校舎	統合	令和13(2031)年度	存続	藤中学校 ((仮)東部中学校)	令和19(2037)年度	○二校を比較し、下記の理由により、藤中学校を存続させる。 【主な理由】 ・今後見込まれる生徒数が多い ・普通教室数が多い ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い ・運動場が広い ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い		
体育館	継続利用									
校舎	存続									
体育館	存続									
10	藤中学校	校舎	統合	令和23(2041)年度	存続	既に戻っている (令和2(2020)年度5月現在 8学級)	令和19(2037)年度	○二校を比較し、下記の理由により、藤中学校を存続させる。 【主な理由】 ・今後見込まれる生徒数が多い ・普通教室数が多い ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い ・運動場が広い ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い		
体育館	継続利用									
校舎	存続									
体育館	存続									
11	富士見中学校	校舎	統合	令和23(2041)年度	廃止	既に戻っている (令和2(2020)年度5月現在 8学級)	令和19(2037)年度	○二校を比較し、下記の理由により、藤中学校を存続させる。 【主な理由】 ・今後見込まれる生徒数が多い ・普通教室数が多い ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い ・運動場が広い ・想定通学区域の中心部にあり、立地が良い		
体育館	継続利用									
校舎	存続									
体育館	存続									

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-8 学校教育施設再編一覧表(3/3)

地区	学校種類	No.	施設名称	施設種類	統廃合種類	学校再編に向けた判断要素		再編結果			
						適正規模(12~18学級)を下回る時期	令和19(2037)年度	統廃合結果	再編後の存続させる学校	再編目標時期	統廃合結果の理由
南部	小学校	8	南小学校	校舎	小中一貫校	令和19(2037)年度	存続	南小学校 (仮)南小中一貫教育校	令和14(2032)年度	○下記の理由により、南小学校・南中学校を施設一体型の小中一貫教育校として再編する。 ・小中学校9年間の学びの連続性を実現させるため、地域の特性を活かし、南小学校・南中学校において小中一貫教育を推進してきた。これまでの取組をさらに発展させ、施設一体型の小中一貫教育校に再編する。期待される効果としては、「確かな学力の向上」、「中一ギャップの解消」等が挙げられる。	
				体育館			存続				
南部	中学校	13	南中学校	校舎	小中一貫校	既に下回っている(令和2(2020)年度5月現在8学級)	廃止			○二校を比較し、下記の理由により、南小学校を存続させる。 【主な理由】 ・普通教室数が多い ・近年、屋上外壁改修等を実施していることにより校舎の状態が良い	
				体育館			存続				

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
1	鶴ヶ島第一小学校	存続	令和 31 (2049) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。 ■再配置の理由 「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。 ■施設の資産運用及び有効活用【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【継続利用(体育館)】 鶴ヶ島第二小学校は、小学校再編により、令和 23 (2041) 年度以降に藤小学校に統合し、廃校となります。 廃止後の鶴ヶ島第二小学校校舎は、敷地全体の約 50%が借地であり、学校敷地の借地部分は虫食い状態であるため、学校敷地全体で等価交換を行うことで、まとまった土地として貸付や売却等の資産運用を図ります。このため、土地の貸付や売却等を行う時期に伴せ、敷地内に建設されている学童保育室(どんぐりクラブ)は、存続させる体育館及び駐車場付近に、移築し、まとまった土地(市有地部分)とします。 廃止後の鶴ヶ島第二小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外には市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。 なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。
2	鶴ヶ島第二小学校	廃止	令和 23 (2041) 年度以降	
3	新町小学校	存続	-	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。 ■再配置の理由 「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。 ■施設の資産運用及び有効活用【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【継続利用(体育館)】 杉下小学校は、小学校再編により、令和 27 (2045) 年度以降に栄小学校に統合し、廃校となります。 廃止後の杉下小学校校舎は、敷地全体の約 30%が借地であり、市街化調整区域ですが、既存宅地により住宅地などの需要が考えられるため、土地や建物の貸付や売却の資産運用を図ります。 廃止後の杉下小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。 なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。
4	杉下小学校	廃止	令和 27 (2045) 年度以降	

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4-9 公共施設再配置一覧表 (2/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
5	長久保小学校	廃止	令和 31 (2049) 年度以降	<p>■再配置の理由 「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【継続利用(体育館)】 長久保小学校は、小学校再編により、令和 31 (2049) 年度以降に鶴ヶ島第一小学校に統合し、廃校となります。</p> <p>廃止後の長久保小学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、建物敷地は市街化区域内で住宅地であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。</p> <p>廃止後の長久保小学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。</p> <p>なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。</p>
6	栄小学校	存続	令和 27 (2045) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。
7	藤小学校	存続	令和 23 (2041) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。
8	南小学校	存続	令和 14 (2032) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。
9	鶴ヶ島中学校	存続	令和 9 (2027) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。
10	藤中学校	存続	令和 19 (2037) 年度以降	「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。
11	富士見中学校	廃止	令和 19 (2037) 年度以降	<p>■再配置の理由 「表 4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【継続利用(体育館)】 富士見中学校は、中学校再編により、令和 19 (2037) 年度以降に藤中学校に統合し、廃校となります。</p> <p>廃止後の富士見中学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、建物敷地は市街化区域内で住宅地であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。</p> <p>廃止後の富士見中学校体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。</p> <p>なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、体育施設内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
12	西中学校	廃止	令和9(2027)年度以降	<p>■再配置の理由 「表4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用【継続利用(校舎)】【継続利用(体育館)】 西中学校は、中学校再編により、令和9(2027)年度以降に鶴ヶ島中学校に統合し、廃校となります。 廃止後の西中学校校舎は、改修を行い複合施設として有効活用します。再利用する校舎には、暫定施設として老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会を移転し、継続的に利用する施設として教育センター、文化財整理室を機能移転します。 校庭は、市民スポーツが行える敷地として再利用します。なお、老人福祉センター隣の市民テニスマ場も移設します。 また、校舎の改修や校庭の整備について、民間活力を導入した効率的な資産運用を図ります。 廃校後の西中学校体育館は、用途変更を行い災害時の指定避難所として存続させ、廃止する鶴ヶ島海洋センターの体育館機能移転先の施設として新体育館が建設されるまで、市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。 なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、校舎内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。</p> <p>■再配置の理由 「表4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【学校教育施設として存続(体育館)】 南中学校は、小・中学校再編により、令和14(2032)年度以降に南小学校と施設一体型の小中一貫教育校として再編することとし、廃校となります。 廃止後の南中学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、市街化区域内であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。ただし、体育館及びテニスマコートは、学校施設として利用するため存続します。 なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、校舎内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。</p>
13	南中学校	廃止	令和14(2032)年度以降	<p>■再配置の理由 「表4-8 学校教育施設再編一覧表」の「統廃合結果の理由」を参照。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【解体・土地売却、貸付等(校舎)】【学校教育施設として存続(体育館)】 南中学校は、小・中学校再編により、令和14(2032)年度以降に南小学校と施設一体型の小中一貫教育校として再編することとし、廃校となります。 廃止後の南中学校校舎は、敷地の全てが市有地であり、市街化区域内であることから、土地の貸付や売却等の資産運用を図ります。ただし、体育館及びテニスマコートは、学校施設として利用するため存続します。 なお、継続利用する敷地部分には、学校関係者や市民等の意見を聴きながら、廃校となった学校を思い出すことができよう、記念碑を設置し、校舎内にはメモリアルコーナー等の設置を検討していきます。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4 - 9 公共施設再配置一覧表 (4 / 20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
14	学校給食センター	存続	—	<p>施設の利用状況として、学校給食センターの市民講座への年間参加人数は減少傾向にあります。また、施設の老朽化状況は 0.27 と低く、借地はありません。</p> <p>また、資産運用の可能性は高いものの、食の安全を第一に考え、PFI 期間 (令和 9 (2027) 年度) 終了後も引き続き学校給食センターとして事業を展開していくため、市の建物として存続とします。</p> <p>■再配置の理由 現在、施設は保健センターと複合となっておりますが、教育委員会による学校再編計画に基づき、廃校となる西中学校校舎の活用を図り、教育センターとしての事業を展開していきます。</p>
15	教育センター	移転	令和 9 (2027) 年度以降	<p>再配置時期については、令和 9 (2027) 年度以降の西中学校への機能移転の時期に合わせて行います。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【スペースの有効活用】 機能移転後の施設については、保健センターで実施している事業の充実のため有効活用を図ります。</p>

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
16	東市民センター	存続	—	<p>市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設としての必要性が求められています。</p> <p>また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。</p>
17	西市民センター	存続	—	<p>市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。</p> <p>また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。</p>
18	南市民センター	存続	<p>時期未定 (立地適正化計画 期間 20 年以内)</p>	<p>■再配置の理由</p> <p>市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。</p> <p>また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【移転・新設】 【解体・借地返還】</p> <p>施設を存続としていますが、立地適正化計画に基づき、南市民センターを都市機能誘導区域(地域拠点 - 鶴ヶ島駅周辺)内の市有地へ誘導することとしており、時期は未定(立地適正化計画期間 20 年以内)ですが、移転・新築し、移転後の南市民センターは、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。</p> <p>また、移転までの間に、調理台などの固定家具が設置されている調理実習室などは、使用用途が限定的であり、利用率が低いため、固定家具を撤去するなどして、機能の見直しを図り、多世代交流空間として多機能的に利用できるようにします。</p> <p>なお、建替え時は、各部屋を多機能複合化することで施設規模の縮小を図ります。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
19	北市民センター	存続	—	<p>市民センターは、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。</p> <p>また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。</p> <p>大橋市民センターは、6館ある市民センターの中で北市民センターに次いで利用者数が少なく、減少傾向にあります。</p> <p>しかし、市民意見で、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられたことから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。</p> <p>また、市は、今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、今後も施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設を目指し、存続とします。</p>
20	大橋市民センター	存続	—	<p>■再配置の理由</p> <p>富士見市民センターは、利用状況が減少傾向で、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられ、存続が求められています。</p> <p>防災面から、指定避難所及び二次避難所であることから、災害時の重要な避難所となっていていきます。また、今後も地域拠点として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく必要があることから存続とします。</p>
21	富士見市民センター	存続	<p>時期未定 (本計画期間 30年以内)</p>	<p>■施設の資産運用及び有効活用 【移転・新設】【借地返還】【土地・建物活用】</p> <p>施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点-若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に伴い、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約2,500㎡)、さらに、同民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約4,000㎡)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。移転後の富士見市民センターは、敷地の一部(駐車場)が借地であることから、借地の返還を行い、土地や建物の貸付や売却の資産運用を図ります。</p> <p>なお、建替え時は、多機能的に部屋を有効活用する方法として、使用用途が限られた部屋の機能の見直しを検討します。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表（7/20）

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
22	女性センター	存続	—	女性センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も低く、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では「男女共同参画の観点から女性センターは残すべき」、「他市に比べホールがないため、女性センターは必要である。また、文化を進める意味でも必要な施設である」等の意見があり、こうした市民意見を可能な限り反映し、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続していくことが求められています。 よって、指定避難所及び二次避難所であることから、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続とします。
23	農業交流センター	存続	—	農業交流センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も非常に低く、建物の老朽化が進んでいます。災害ボランティア受入施設であること、また、今後は農産物の6次産業化（農業や水産業などの第一産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態化するこ）や農の観光化、環境保全型農業の拠点を目指し存続とします。
24	市民活動推進センター	廃止 (機能移転)	令和3（2021）年度末	<p>■再配置の理由 市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO法人やボランティア団体の育成等の場としていますが、市民活動団体と地域活動団体等とのつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、市民センターに機能移転します。これにより、令和3（2021）年度末をもって廃止とします。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用【スペースの有効活用】 同施設を使用している若葉駅前出張所の利用は継続します。 なお、市民活動推進センターの廃止部分については、基本コンセプトに位置づけた「地域密着（地域に根差した施設）」、「多世代交流」、「多目的利用」ができる待合スペースやロビーとして、市民が気軽に多目的かつ多世代で交流できる地域に開かれたオープンスペースとしての有効活用を図ります。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
25	中央図書館	存続	—	中央図書館は、利用状況が減少傾向で、借地料が発生していますが、図書館の設置には努力義務が課せられており、今後も、本の貸し出しにとどまらず、行政情報、地域の情報、社会経済の変化に対応した情報等、市民が必要となる情報の発信施設として、存続とします。
26	図書館東分室	機能見直し	—	図書館東分室は、利用状況が横ばいで施設の老朽化状況も高くなっています。しかし、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。 なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。
27	図書館西分室	機能見直し	—	図書館西分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。 なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。
28	図書館南分室	機能見直し	—	図書館南分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。 ただし、老朽化状況や借地の解消を目指し、時期は未定ですが、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域(地域拠点-鶴ヶ島駅周辺)内の鶴ヶ島文化会館廃止後の跡地に、南市民センターと併せ移転します。なお、移転時には、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表(9/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
29	図書館北分室	機能見直し	—	<p>図書館北分室は、利用状況が横ばいですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。</p> <p>なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。</p>
30	図書館大橋分室	機能見直し	—	<p>図書館大橋分室は、利用状況が横ばいですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。</p> <p>なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。</p>
31	図書館富士見分室	機能見直し	—	<p>図書館富士見分室は、利用状況が減少傾向ですが、図書館の設置には努力義務が課されていること、また、市民からは、「歩いて行ける市民のための分室は大変貴重なので図書館分室を残してほしい」、「図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない」等の意見があることから、今後も事業を展開していくことにより存続とします。</p> <p>なお、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。</p> <p>ただし、老朽化状況や借地の解消を目指し、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点-若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に伴せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約2,500㎡)、さらに、ワカバウォーク駐車場として、貸付を行っている市有地(約4,000㎡)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。</p> <p>なお、移転時は、利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能(分室)についても、併せて見直しを図っていくこととします。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4 - 9 公共施設再配画一覽表 (10/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
32	龍蛇ふる里会館	存続	—	龍蛇ふる里会館は、新しい施設であり、その設置目的や利用状況から、引き続き本施設で事業を展開していくため存続とします。
33	鶴ヶ島海洋センター	廃止 (機能移転)	令和9 (2027) 年度以降	<p>■再配置の理由 鶴ヶ島海洋センターは、利用状況が減少傾向で建物の老朽化が進んでいること、多額の借地料が発生していることから廃止し、今後の市民の健康づくりの拠点として、(新)市民体育施設が新設されるまでの暫定施設として、市の体育館機能を廃校後の西中学校体育館へ移転します。 なお、指定避難所として機能があるため、移転の時期は、将来、市の災害時の避難人数が増えること、鶴ヶ島海洋センターの避難人数が減少した後とします。 また、帰宅困難者に対応する代替施設は、災害時の帰宅困難者対応施設として使用する協定を結んでいる鶴ヶ島駅前の「アルカサル迎賓館川越(民間施設)」を活用します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【解体・借地返還】【土地活用】 移転後の鶴ヶ島海洋センターは廃止し、敷地の一部が借地であることから、建物解体後に借地の返還を行い、市有地は貸付や売却等による資産運用を図ります。 保健センターは、災害時医療救護所であるとともに、今後、高齢化が進行することが予想される中で市民の健康づくりの拠点として必要であるため、存続とします。 なお、併設している教育センターは、令和9 (2027) 年度以降に廃校後の西中学校校舎への機能移転を行うため、機能移転後の施設については、保健センターで実施している事業の充実にため有効活用を図ります。</p>
34	保健センター	存続	—	

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4 - 9 公共施設再配置一覧表 (11/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
35	鶴ヶ島保育所	存続	—	鶴ヶ島保育所は定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が懸念されるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要が継続すると見込まれるため存続とします。
36	富士見保育所	存続	—	富士見保育所は定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が懸念されるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要が継続すると見込まれるため存続とします。
37	老人福祉センター	移転	令和 9 (2027) 年度以降	<p>■再配置の理由 老人福祉センターは、老朽化も進行していますが、市民意見では「高齢者の居場所がなくなっている」等の意見があることから、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。</p> <p>しかし、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、移転することにより、借地を解消します。移転先は、令和 9 (2027) 年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部とし、旧庁舎跡地に複合施設が新設されるまで暫定施設として利用します。</p> <p>なお、二次避難所の機能も同様に、廃校後の西中学校校舎へ移転します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【解体・借地返還】 移転後の老人福祉センターは、敷地の全てが借地であることから、建物の解体後に借地の返還を行います。</p> <p>なお、老人福祉センター隣のテニスコートについては、廃校後の西中学校テニスコートを移転先として再利用します。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表 (12/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
38	障害者生活介護施設	移転	令和9(2027)年度以降	<p>■再配置の理由 障害者生活介護施設は利用状況が増加しており、今後の市の事業展開もあるため、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。 しかし、施設の老朽化が進行し、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、移転することにより、借地を解消します。移転先は、令和9(2027)年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部とし、旧庁舎跡地に複合施設が新設されるまで暫定施設として利用します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [解体・借地返還] 移転後の障害者生活介護施設は、敷地の全てが借地であることから、建物体後に借地の返還を行います。</p> <p>■再配置の理由 発育支援センターは、障害児の相談、療育ニーズの高まり等へ対応するため、機能を拡充し、児童発達支援センターへレベルアップを図るため、令和9(2027)年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部へ移転し、民間による運営を含めて検討します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [スペースの有効活用] 移転後の発育支援センターの空いたスペースは、鶴ヶ島保育所の子育てセンター事業による有効活用を図ります。</p>
39	発育支援センター	移転	令和9(2027)年度以降	<p>■再配置の理由 発育支援センターは、障害児の相談、療育ニーズの高まり等へ対応するため、機能を拡充し、児童発達支援センターへレベルアップを図るため、令和9(2027)年度以降の廃校後の西中学校校舎の一部へ移転し、民間による運営を含めて検討します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [スペースの有効活用] 移転後の発育支援センターの空いたスペースは、鶴ヶ島保育所の子育てセンター事業による有効活用を図ります。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表 (13/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
40	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	存続	—	どんぐりクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するもの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。 鶴ヶ島第二小学校の廃校時期以降も施設を存続する場合、敷地活用の観点から、体育館に近接した敷地へ移転、新築します。(どんぐり小規模クラブ含む。)
41	どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	存続	—	どんぐり小規模児童クラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するもの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。 鶴ヶ島第二小学校の廃校時期以降も施設を存続する場合、敷地活用の観点から、体育館に近接した敷地へ移転、新築します。(どんぐりクラブ含む。)
42	ありんこクラブ (杉下小学校区)	存続	—	ありんこクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
43	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	移転	令和3(2021)年度	<p>■再配置の理由</p> 第二ありんこクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するもの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。 しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和3(2021)年度に、現つばきやまクラブ使用施設に移転します。

■施設の資産運用及び有効活用 【建物解体】
移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表 (14/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
44	ひまわりクラブA (新町小学校区)	移転	令和4 (2022) 年度	<p>■再配置の理由</p> <p>ひまわりクラブAは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>なお、事業における安全性、効率性の観点から、現在の施設は廃止し、令和4 (2022) 年度に、ひまわりクラブB、Cと合わせて、新町小学校内の一部に移転します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【スペースの有効利用】</p> <p>移転後の旧ひまわりクラブの空いたスペースは、健康福祉関係の事業への利用など、需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。</p> <p>■再配置の理由</p> <p>ひまわりクラブBは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和4 (2022) 年度に、ひまわりクラブA、Cと合わせて、新町小学校内の一部に移転します。</p>
45	ひまわりクラブB (新町小学校区)	移転	令和4 (2022) 年度	<p>■施設の資産運用及び有効活用 【建物解体】</p> <p>移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。</p> <p>■再配置の理由</p> <p>ひまわりクラブCは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>しかし、敷地が公園となるため、現在の施設は廃止し、令和4 (2022) 年度に、ひまわりクラブA、Bと合わせて、新町小学校内の一部に移転します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【建物解体】</p> <p>移転後は、建物解体後に公園としての活用を図ります。</p>
46	ひまわりクラブC (新町小学校区)	移転	令和4 (2022) 年度	<p>■再配置の理由</p> <p>ひまわりクラブCは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。</p>
47	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	存続	—	<p>■再配置の理由</p> <p>なかよしクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配置一覧表 (15/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
48	なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	存続	—	なかよし小規模児童クラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
49	つくしんぼクラブ (藤小学校区)	存続	—	つくしんぼクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
50	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	存続	—	第二つくしんぼクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
51	つばきやまクラブ (栄小学校区)	移転	令和3 (2021) 年度	<p>■再配置の理由</p> <p>つばきやまクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>しかし、令和2 (2020) 年度には、入室児童数が急増して定員を大きく超過し、施設が手狭となっているため、令和3 (2021) 年度に現施設より広い床面積が確保できる栄小学校校舎内の一部に移転します。</p>
52	もみじやまクラブ (栄小学校区)	存続	—	<p>■施設の資産運用及び有効活用 【建物活用】</p> <p>移転後の施設は、第二ありんこクラブの機能移転先として再利用します。</p> <p>もみじやまクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。</p> <p>なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。</p>
53	はちまんクラブ (長久保小学校区)	存続	—	はちまんクラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4 - 9 公共施設再配置一覧表 (16/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
54	はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	存続	—	はちまん小規模児童クラブは定員未満となっており、今後も少子化により児童数が減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
55	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	存続	—	第二はちまんクラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
56	たんていクラブA (南小学校区)	存続	—	たんていクラブAは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
57	たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)	存続	—	たんてい小規模児童クラブは定員超過のため、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。
58	たんていクラブB (南小学校区)	存続	—	たんていクラブBはたんていクラブを分割し新たに開設された新施設であることから、今後も地域の保育需要に対応するため存続とします。 なお、施設の維持・廃止等の選択は、学校の統廃合に関わらず、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4 - 9 公共施設再配罫一覧表 (17/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
59	西児童館	存続	—	西児童館は、利用状況が増加傾向であり、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、西市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。
60	脚折児童館	存続	—	脚折児童館は、利用状況が減少傾向であり、建物の老朽化が進んでいますが、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、北市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。
61	大橋児童館	存続	—	大橋児童館は、利用状況が増加傾向であり、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があること、大橋市民センターに併設されていることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。
62	上広谷児童館	存続	—	上広谷児童館は、利用状況が減少傾向であり、建物の老朽化が進んでいますが、市民意見では「子どもが安全に、色んな遊びができる場として児童館をなくさないで下さい」「鶴ヶ島市は、他市と比較しても児童館が多く、その点ではありがたいと感じている」等の意見があることなどから、地域に根差し、健全な児童を育む事業を展開していくため存続とします。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表 4-9 公共施設再配置一覧表 (18/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
63	新町住宅	借上期間満了による返還	令和6(2024)年度	<p>■再配置の理由 新町住宅は、埼玉県住宅供給公社との賃貸借契約期間の終了に伴い、令和6(2024)年9月までに返還します。 返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担等の居住者の緩和措置などを検討していきます。 なお、低所得者等向け住宅政策については、住宅困窮者のための総合的な住宅支援を検討していきます。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用【建物返却】 廃止後の施設は、埼玉県住宅供給公社に返還します。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表4-9 公共施設再配画一覧表 (19/20)

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
64	庁舎	存続	—	<p>庁舎は多額の借地料が発生していますが、災害対策本部機能を有した行政拠点施設であることから、劣化も進んでいないため存続とします。</p> <p>■再配置の理由 若葉駅前出張所は、利用状況が増加傾向であり、市民意見でも使い勝手が良い施設と市民に認識されていることなどから、今後も施設で事業を展開していくため当分の間は存続します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【移転・新設】 施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点 - 若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に伴せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約 2,500 m²)、さらに、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約 4,000 m²)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。</p>
66 ～ 68	文化財整理室第一分室(事務室等) 文化財整理室第二分室(作業室等) 文化財整理室第三分室(資料展示庫)	移転	令和9(2027)年度以降	<p>■再配置の理由 文化財整理室第一分室及び第二分室は、今後の市の事業展開や市民意見から「旧第一小学校校舎であり、文化的な側面からも、大切に維持管理してほしい」と意見があることなどから、今後も事業を展開していくため建造物は維持しますが、施設の老朽化などが課題となっているため、機能は、令和9(2027)年度以降、廃校後の西中学校の校舎の一部に移転します。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 【建物活用】 移転後の施設は、倉庫として再利用します。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

No.	施設名	再配置結果	再配置の実施時期	再配置の理由
69 ・ 70	旧第一学校給食センター 旧第二学校給食センター	廃止済	-	<p>■再配置の理由 施設は既に廃止済みとなっています。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [土地活用] 旧第一学校給食センター及び旧第二学校給食センターは、区画整理事業地内のため、種地(減歩緩和)として敷地の活用を予定します。</p> <p>■再配置の理由 施設は既に廃止済みとなっています。</p>
71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	廃止済	-	<p>■施設の資産運用及び有効活用 [土地・建物活用] 旧鶴ヶ島市ふれあいセンターは、令和6(2024)年度末まで、民間事業者に貸付による資産運用中であり、今後の市の事業展開として、土地や建物の貸付による資産運用を行います。</p>
72	旧庁舎	廃止済	時期未定 (立地適正化計画 期間 20 年以内)	<p>■再配置の理由 施設は既に廃止済みとなっています。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [複合施設新設] 旧庁舎は、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域(行政拠点・市役所周辺)内の旧庁舎跡地に社会福祉支援や健康増進等の拠点化を図る複合施設を新設します。 なお、廃校後の西中学校校舎を暫定利用していた老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、新設する複合施設へ移転します。</p>
73	旧若葉駅自転車駐車場	廃止済	時期未定 (本計画期間 30 年以内)	<p>■再配置の理由 施設は既に廃止済みとなっています。</p> <p>■施設の資産運用及び有効活用 [土地活用] 旧若葉駅自転車駐車場は、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域(中心拠点・若葉駅周辺)内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地(約 2,500 m²)、さらに、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地(約 4,000 m²)を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。</p>

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

4-6-6. 主な公共施設の再配置計画の時系列・相関図

No.	施設名	計画期間	令和3年度	～	令和7年度	令和8年度	～	令和12年度	令和13年度	～	令和17年度	令和18年度	～	令和22年度	令和23年度	～	令和27年度	令和28年度	～	令和32年度	実施時期未定① (立地適正化計画期間20年以内)	実施時期未定② (本計画期間30年内)
			2021年度	～	2025年度	2026年度	～	2030年度	2031年度	～	2035年度	2036年度	～	2040年度	2041年度	～	2045年度	2046年度	～	2050年度		
2	鶴ヶ島第二小学校	校舎 体育館																				
7	藤小学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
4	杉下小学校	校舎 体育館																				
6	栄小学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
10	藤中学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
11	富士見中学校	校舎 体育館																				
1	鶴ヶ島第一小学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
5	長久保小学校	校舎 体育館																				
3	新町小学校	校舎 体育館	統廃合なし			統廃合なし																
9	鶴ヶ島中学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
12	西中学校	校舎 体育館																				
8	南小学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
13	南中学校	校舎 体育館				学校体育館として継続使用																
15	教育センター(保健センター内一部併設)																					
18	南市民センター																					
-	鶴ヶ島文化会館																					
21	富士見市民センター																					
24	市民活動推進センター																					
-	若葉駅周辺の商業施設(仮)																					
33	鶴ヶ島海洋センター																					
-	(新)市民体育施設																					
37	老人福祉センター																					
38	障害者生活介護施設																					
39	発育支援センター																					
-	社会福祉協議会(現：庁舎6階)																					
63	新町住宅																					
65	若葉駅前出張所																					
66-68	文化財整理室																					
-	シルバー人材センター(現：旧庁舎跡地)																					
72	旧庁舎(跡地、新複合施設)																					
73	旧若葉駅自転車駐車場																					

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

廃校となった西中学校校舎へ教育センター、老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会、文化財整理室を移転し、機能変更する。

老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会、新設施設へ移転
※教育センターと文化財整理室は、西中学校校舎へ移転後、暫定利用ではなくそのまま継続利用する。

※時系列・相関図は、存続以外の主な再配置が行われる関係施設を抜粋しています。(小中学校は、全施設記載)
 ※実施時期未定①は、(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。
 ※実施時期未定②は、(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

